

第 3 8 回 八代市災害対策本部会議

日時：令和 8 年 9 月 3 日（木）午後 4 時 0 0 分

場所：八代市役所 3 階 災害対策本部事務室

次 第

1 開 会

2 現在の状況等

3 各対策部報告

4 災害対策本部長訓示

5 閉 会

各部局別被害報告 (速報・確定)

令和8年9月3日(木)

八代市

令和8年熊本地震による被害				区 分		件数	被害額 千円	区 分		件数	被害額 千円	区 分		件数	被害額 千円																								
令和8年9月3日 15時現在																																							
報告者名：各部より																																							
区 分			被害																																				
人的被害	死 者	人	20	健康福祉部	福祉施設	老 人 福 祉 施 設	174	確認中	農業関係	農 地 等	農 業 用 施 設	田	1,462	1,413,065	都市施設	公園等	38	316,500																					
	うち 災害関連死者	人	-			児 童 福 祉 施 設	6	確認中				畑	39	70,100		民地堆積土砂	0	0																					
	行方不明	人	-			施 設 孤 立 保 育 園	37	確認中				小計（3）	1,501	1,483,165																									
	重 症	人	-			心 身 障 害 者 福 祉 施 設	34	確認中				農道	352	646,977		小計(9)	38	316,500																					
	中 等 症	人	-			そ の 他	16	確認中				用水路	1,707	13,711,400		公営住宅(10)	0	0																					
	軽 症	人	-			小 計	267	0				頭首工	5	80,000		行政施設その他(11)	30	10,899																					
住家被害（り災証明発行件数）	全 壊	件	228	市民環境部	衛生施設	医 療 施 設	13	確認中	林業関係	農 地 等	農 業 用 施 設	排水路	1,415	5,638,950	建設部	被災状況	建設部合計(8)～(11)	3,137	6,836,441																				
	大規模半壊	件	14			そ の 他						排水機場	71	15,112,000			崩土・倒木	23	3,860																				
	中規模半壊	件	38			小 計	13	0				海岸（排水樋門含む）	515	12,272,000			土砂堆積	7	4,400																				
	半 壊	件	145			健康福祉部 合計	280	0				小計（4）	4,065	47,461,327			亀裂	1,153	3,208,367																				
	準 半 壊	件	161			経済文化交流部	水道施設	水 道 施 設						合計（1）～（4）			6,516	57,437,372	路肩崩壊	85	237,850																		
	一部損壊	件	5,262					ご み 処 理 施 設				1	92,000	公共施設			林道施設	73	21,000	構造物破損	934	2,242,446																	
	非住家等	棟	1					し 尿 処 理 施 設									林地荒廃防止施設			護岸崩壊	66	113,149																	
	り 災 世 帯 数	世帯						産 業 廃 棄 物 処 理 施 設						小計（1）			73	21,000	浮上・沈下	740	667,334																		
	り 災 者 数	人						水 質 特 定 施 設 ・ 排 水 施 設 ・ 対 象 事 業 場 所 の 他				26	88,000	山地崩壊（2）					浸水	4	20,100																		
	災害対策本部設置市町村							そ の 他				27	180,000	造林地（3）					側溝等閉塞	8	8,300																		
農林水産部	農業関係	農作物等	商 業	1,299	14,991,050	水産業関係	公共施設	特用林産物（4）			企業営	水道局	298	111,485	その他の施設																								
			工 業	548	11,588,670			苗畑等（5）										教育部	公立施設学校	小 学 校	24	444,883																	
			船 舶 （ 漁 船 を 除 く ）					原木流通施設	1	32,500													教育部	公立施設学校	中 学 校	15	168,374												
			観 光 施 設	5	59,498			木材加工施設	17	1,747,430																		教育部	公立施設学校	特 別 支 援 学 校	1	2,500							
			文 化 財	61	30,682,000			小計（6）	18	1,779,930																							教育部	公立施設学校	幼 稚 園	2	1,500		
			ス ポ ー ツ 施 設	9	261,576			作業道施設（7）	2	500																												教育部	公立施設学校
	そ の 他	171	3,199,390	林業機械（8）			教育部	公立施設学校	その他	6	14,044																												
	経済文化交流部 合計	2,093	60,782,184	合計（1）～（8）	93	1,801,430						教育部	公立施設学校	教育部 合計	55	860,890																							
	農業関係	農業施設	農 作 物			公共土木施設											公共施設	海 岸 漁 港	3	100,000	その他の被害	火災発生	建 物 危 険 物 そ の 他 合 計																
			樹 体															庁 舎 ・ 公 舎 等										建設部	公共土木施設	河川（1）	73	105,291							
家 畜 等					小計（1）													3	100,000	建設部													公共土木施設	海岸（2）	7	0			
在 庫 品					共同利用施設（2）													2	7,000																		建設部	公共土木施設	道路（3）
そ の 他			水産物（3）			建設部	公共土木施設	橋りょう（4）	61	490,200																													
小 計 （ 1 ）	0	0	漁船（4）								建設部	公共土木施設	港湾（5）	6	112,000																								
共 同 利 用 施 設	22		養殖施設（5）	2	120,000											建設部	公共土木施設	都市下水路（6）	184	239,953																			
処 理 加 工 施 設	1	1,904,565	漁場（6）																		建設部	公共土木施設	下水道・集落排水（7）	364	606,550														
ハ ウ ス			在庫品（7）			建設部	公共土木施設	不明	45	1,800																													
機 械 機 具	9		その他（8）								建設部	公共土木施設	小計(8)=(1)～(7)	3,069	6,509,042																								
農 舎			合計（1）～（8）	7	227,000											建設部	公共土木施設	河川（1）	73	105,291																			
非 共 同 利 用 施 設			農林水産部 合計	6,616	59,465,802																建設部	公共土木施設	海岸（2）	7	0														
処 理 加 工 施 設			建設部	公共土木施設	道路（3）	2,329	4,953,248																																
ハ ウ ス	239	4,451,800						建設部	公共土木施設	橋りょう（4）	61	490,200																											
機 械 機 具	324	759,690											建設部	公共土木施設	港湾（5）	6	112,000																						
農 舎	349	1,338,160																建設部	公共土木施設	都市下水路（6）	184	239,953																	
畜 舎	3	8,000	建設部	公共土木施設	下水道・集落排水（7）	364	606,550																																
堆 肥 舎								建設部	公共土木施設	不明	45	1,800																											
市有施設（建物）	1	20,665											建設部	公共土木施設	小計(8)=(1)～(7)	3,069	6,509,042																						
市有施設（農村公園）	2	10,000																建設部	公共土木施設	河川（1）	73	105,291																	
小 計 （ 2 ）	950	8,492,880	建設部	公共土木施設	海岸（2）	7	0																																
								建設部	公共土木施設	道路（3）	2,329	4,953,248																											
													建設部	公共土木施設	橋りょう（4）	61	490,200																						
																		建設部	公共土木施設	港湾（5）	6	112,000																	
			建設部	公共土木施設	都市下水路（6）	184	239,953																																
								建設部	公共土木施設	下水道・集落排水（7）	364	606,550																											
													建設部	公共土木施設	不明	45	1,800																						
																		建設部	公共土木施設	小計(8)=(1)～(7)	3,069	6,509,042																	
			建設部	公共土木施設	河川（1）	73	105,291																																
								建設部	公共土木施設	海岸（2）	7	0																											
													建設部	公共土木施設	道路（3）	2,329	4,953,248																						
																		建設部	公共土木施設	橋りょう（4）	61	490,200																	
			建設部	公共土木施設	港湾（5）	6	112,000																																
								建設部	公共土木施設	都市下水路（6）	184	239,953																											
													建設部	公共土木施設	下水道・集落排水（7）	364	606,550																						
																		建設部	公共土木施設	不明	45	1,800																	
			建設部	公共土木施設	小計(8)=(1)～(7)	3,069	6,509,042																																
								建設部	公共土木施設	河川（1）	73	105,291																											
													建設部	公共土木施設	海岸（2）	7	0																						
																		建設部	公共土木施設	道路（3）	2,329	4,953,248																	
			建設部	公共土木施設	橋りょう（4）	61	490,200																																
								建設部	公共土木施設	港湾（5）	6	112,000																											
													建設部	公共土木施設	都市下水路（6）	184	239,953																						
																		建設部	公共土木施設	下水道・集落排水（7）	364	606,550																	
			建設部	公共土木施設	不明	45	1,800																																
								建設部	公共土木施設	小計(8)=(1)～(7)	3,069	6,509,042																											
													建設部	公共土木施設	河川（1）	73	105,291																						
																		建設部	公共土木施設	海岸（2）	7	0																	
			建設部	公共土木施設	道路（3）	2,329	4,953,248																																
								建設部	公共土木施設	橋りょう（4）	61	490,200																											
													建設部	公共土木施設	港湾（5）	6	112,000																						
																		建設部	公共土木施設	都市下水路（6）	184	239,953																	
			建設部	公共土木施設	下水道・集落排水（7）	364	606,550																																
								建設部	公共土木施設	不明	45	1,800																											
													建設部	公共土木施設	小計(8)=(1)～(7)	3,069	6,509,042																						
																		建設部	公共土木施設	河川（1）	73	105,291																	
			建設部	公共土木施設	海岸（2）	7	0																																
								建設部	公共土木施設	道路（3）	2,329	4,953,248																											
													建設部	公共土木施設	橋りょう（4）	61	490,200																						
																		建設部	公共土木施設	港湾（5）	6	112,000																	
			建設部	公共土木施設	都市下水路（6）	184	239,953																																
								建設部	公共土木施設	下水道・集落排水（7）	364	606,550																											
													建設部	公共土木施設	不明	45	1,800																						
																		建設部	公共土木施設	小計(8)=(1)～(7)	3,069	6,509,042																	
			建設部	公共土木施設	河川（1）	73	105,291																																
								建設部	公共土木施設	海岸（2）	7	0																											
													建設部	公共土木施設	道路（3）	2,329	4,953,248																						
																		建設部	公共土木施設	橋りょう（4）	61	490,200																	
			建設部	公共土木施設	港湾（5）	6	112,000																																
								建設部	公共土木施設	都市下水路（6）	184	239,953																											
													建設部	公共土木施設	下水道・集落排水（7）	364	606,550																						
																		建設部	公共土木施設	不明	45	1,800																	
			建設部	公共土木施設	小計(8)=(1)～(7)	3,069	6,509,042																																
								建設部	公共土木施設	河川（1）	73	105,291																											
													建設部	公共土木施設	海岸（2）	7	0																						
																		建設部	公共土木施設	道路（3）	2,329	4,953,248																	
			建設部	公共土木施設	橋りょう（4）	61	490,200																																
								建設部	公共土木施設	港湾（5）	6	112,000																											
													建設部	公共土木施設	都市下水路（6）	184	239,953																						
																		建設部	公共土木施設	下水道・集落排水（7）	364	606,550																	
			建設部	公共土木施設	不明	45	1,800																																
								建設部	公共土木施設	小計(8)=(1)～(7)	3,069	6,509,042																											
													建設部	公共土木施設	河川（1）	73	105,291																						
																		建設部	公共土木施設	海岸（2）	7	0																	
			建設部	公共土木施設	道路（3）	2,329	4,953,248																																
								建設部	公共土木施設	橋りょう（4）	61	490,200																											
													建設部	公共土木施設	港湾（5）	6	112,000																						
																		建設部	公共土木施設	都市下水路（6）	184	239,953																	
			建設部	公共土木施設	下水道・集落排水（7）	364	606,550																																
								建設部	公共土木施設	不明	45	1,800																											
													建設部	公共土木施設	小計(8)=(1)～(7)	3,069	6,509,042																						
																		建設部	公共土木施設	河川（1）	73	105,291																	
			建設部	公共土木施設	海岸（2）	7	0																																
								建設部	公共土木施設	道路（3）	2,329	4,953,248																											
													建設部	公共土木施設	橋りょう（4）	61	490,200																						
																		建設部	公共土木施設	港湾（5）	6	112,000																	
			建設部	公共土木施設	都市下水路（6）	184	239,953																																
								建設部	公共土木施設	下水道・集落排水（7）	364	606,550																											
													建設部	公共土木施設	不明	45	1,800																						
																		建設部	公共土木施設	小計(8)=(1)～(7)	3,069	6,509,042																	
			建設部	公共土木施設	河川（1）	73	105,291																																
								建設部	公共土木施設	海岸（2）	7	0																											
													建設部	公共土木施設	道路（3）	2,329	4,953,248																						
																		建設部	公共土木施設	橋りょう（4）	61	490,200																	
			建設部	公共土木施設	港湾（5）	6	112,000																																
								建設部	公共土木施設	都市下水路（6）	184	239,953																											
													建設部	公共土木施設	下水道・集落排水（7）	364	606,550																						
																		建設部	公共土木施設	不明	45	1,800																	
			建設部	公共土木施設	小計(8)=(1)～(7)	3,069	6,509,042																																
								建設部	公共土木施設	河川（1）	73	105,291																											
													建設部	公共土木施設	海岸（2）	7	0																						
																		建設部	公共土木施設	道路（3）	2,329	4,953,248																	
			建設部	公共土木施設</																																			

◎総務企画部、財務部の被害報告については、その他の被害欄に記入すること。

【7月28日 震度6強発生】被害状況報告

令和8年9月3日（木）15：00時点

【総務企画対策部】

1 現在の状況等

(1) 地震情報（令和8年7月28日（火）16時27分 発生）

最大震度 **震度6強**

(2) 本市の体制・避難情報

令和8年7月28日（火）16時27分～ **非常配備体制（第3配備）**

令和8年7月28日（火）18時00分～ **避難指示（市内全域）**

令和8年8月18日（火）18時00分 避難指示解除

(3) 避難所開設情報（9月3日 15：00現在）

自主避難所・地震1避難所 合計16か所

避難者数：1,002名（※前日比 ▲16人）、最大避難者数：4,095名（7月31日 20：00現在）

(4) 被害情報（災害対策本部事務室受付分）

【人的被害】死亡：20名、行方不明者：調査中、重症：調査中、中等症：調査中、軽症：調査中、安否不明：調査中、
分類未確定：147名

【物的被害】住家被害（り災証明発行件数）：全壊：228件、大規模半壊：14件、中規模半壊：38件、半壊：145件、
準半壊：161件、一部損壊：5,262件

その他、現在把握している被害の詳細については、別紙「各部局別被害報告（速報）」のとおり

2 今後の対応

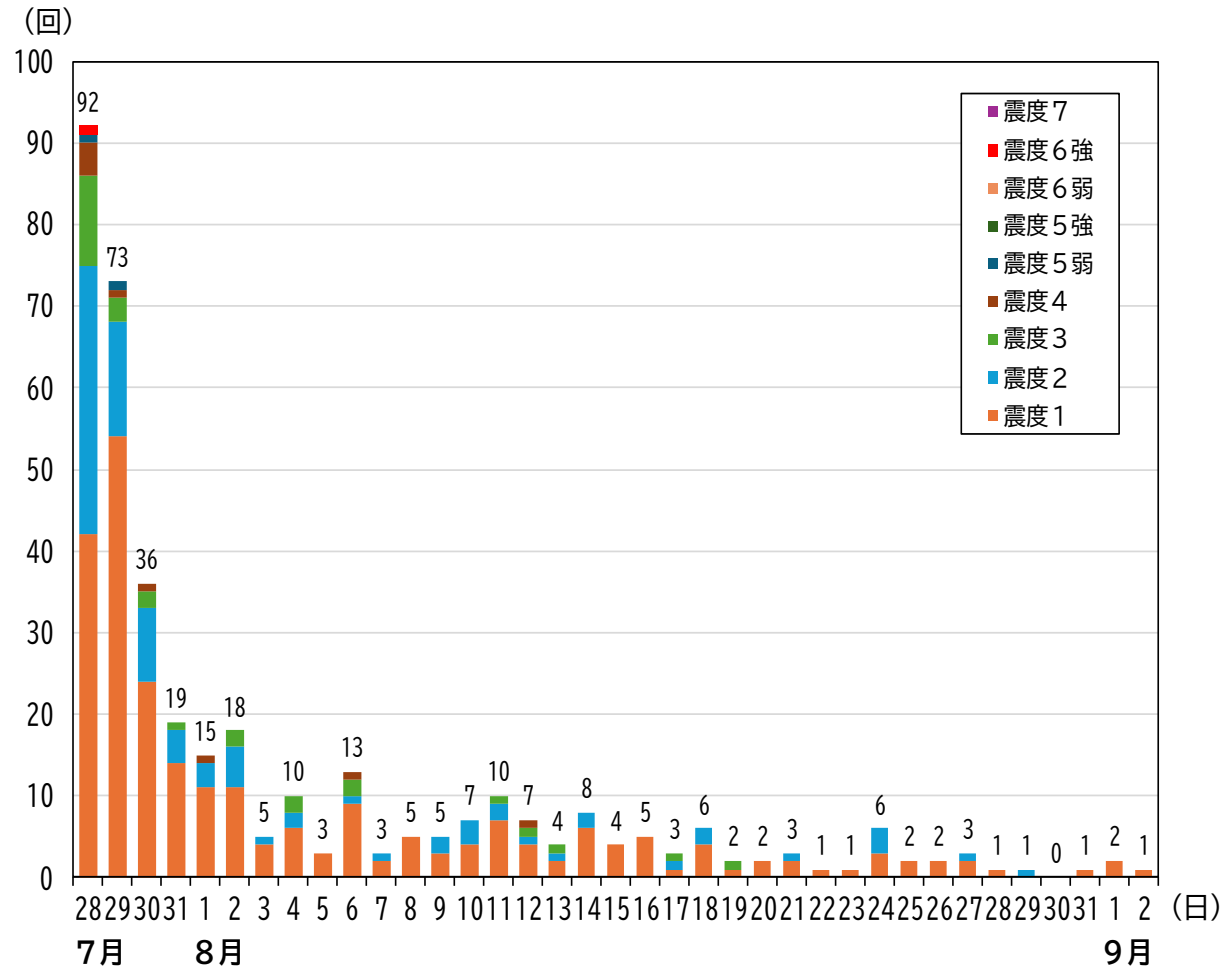
・被害状況の把握や防災情報の速やかな発信及び適切な避難所運営、環境改善等に努める

八代市における地震発生状況（7月28日～9月2日）

【震度別・日別地震回数表】

月	日	震度別回数									計
		震度1	震度2	震度3	震度4	震度5弱	震度5強	震度6弱	震度6強	震度7	
7	28	42	33	11	4	1	0	0	1	0	92
	29	54	14	3	1	1	0	0	0	0	73
	30	24	9	2	1	0	0	0	0	0	36
	31	14	4	1	0	0	0	0	0	0	19
8	1	11	3	0	1	0	0	0	0	0	15
	2	11	5	2	0	0	0	0	0	0	18
	3	4	1	0	0	0	0	0	0	0	5
	4	6	2	2	0	0	0	0	0	0	10
	5	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	6	9	1	2	1	0	0	0	0	0	13
	7	2	1	0	0	0	0	0	0	0	3
	8	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5
	9	3	2	0	0	0	0	0	0	0	5
	10	4	3	0	0	0	0	0	0	0	7
	11	7	2	1	0	0	0	0	0	0	10
	12	4	1	1	1	0	0	0	0	0	7
	13	2	1	1	0	0	0	0	0	0	4
	14	6	2	0	0	0	0	0	0	0	8
	15	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4
	16	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5
	17	1	1	1	0	0	0	0	0	0	3
	18	4	2	0	0	0	0	0	0	0	6
	19	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2
	20	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	21	2	1	0	0	0	0	0	0	0	3
	22	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	23	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	24	3	3	0	0	0	0	0	0	0	6
	25	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	26	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	27	2	1	0	0	0	0	0	0	0	3
	28	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	29	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	31	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
9	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
合計		246	93	28	9	2	0	0	1	0	379

【日別地震回数グラフ】



※熊本地方気象台の観測による集計

○ 7月28日 16時27分の地震（最大震度7）以降、震度1以上を観測した地震が 379回

（震度1：246回、震度2：93回、震度3：28回、震度4：9回、震度5弱：2回、震度6強：1回）

9月3日（木）

・避難所の集約

7月31日：63 か所 ⇒ 46 か所
8月 1日：46 か所 ⇒ 43 か所（高田小、宮地小、旧泉第一小）閉鎖
8月 2日：43 か所 ⇒ 42 か所（代陽小）閉鎖
8月 3日：42 か所 ⇒ 43 か所（鏡中学校）追加
8月 4日：43 か所 ⇒ 41 か所（昭和小学校、今泉地区公民館）閉鎖
8月 7日：41 か所 ⇒ 40 か所（鏡わかあゆ高等支援学校）閉鎖
8月 8日：40 か所 ⇒ 39 か所（七中）閉鎖
8月 9日：39 か所 ⇒ 38 か所（金剛小）閉鎖
8月26日：38 か所 ⇒ 37 か所（八代支援学校）閉鎖
8月30日：37 か所 ⇒ 39 か所（桜十字ホールやつしろ、太田郷小）

9月1日の拠点化に伴い新設

9月 1日：39 か所 ⇒ 16 か所（一中、八代コミセン、八代小、植柳コミセン、植柳小、
麦島小、松高コミセン、松高小、四中、保健センター、金
剛コミセン、六中、郡築コミセン、昭和コミセン、宮地コミセン、
宮地東コミセン、八中、龍峯コミセン、二見コミセン、坂本コミ
セン、文政小、有佐小、東陽コミセン）閉鎖

※開設している避難所で、終日避難者0人のコミュニティセンターについては、夜間（17:15～翌8:30）は一時閉鎖します。

※8月末予定の避難所集約・再編については、8月19日の災害対策本部にて報告済み。

※避難所集約・再編についての意向調査を8月24日に締め切り、25日に各避難所から回収し、現在、集計。⇒集計の結果について8月26日に報告。8月27日に修正報告。

※8月28日修正報告。

※二見コミセンについては、9月1日より自主運営避難所に移行。

（別紙、9/3 12:00 時点 避難所開設状況一覧を参照。）

・洗濯支援について

- ① 避難所等における衛生環境の確保及び生活環境の向上を図るため、避難者を対象とした洗濯支援事業を8月10日（月）から熊本県クリーニング生活衛生同業組合において実施中。（詳細については、各避難所にご案内）

② ランドリーカー

ランドリーカーの配置により、現場での洗濯・乾燥が可能。

第二中学校（8/13～）、八代トヨオカ地建アリーナ（8/20～）、鏡コミュニティセンター（8/22～）（詳細については、各避難所にご案内）

・NHKによる避難所へのテレビ設置について

（詳細資料については、8月7日報告済）

・災害サポートレンタカー無料貸し出しについて

期間：8月10日（月）～12月25日（金）（詳細資料については、8月8日報告済）

・都市ガス供給の復旧状況などについて（第22報）

1.都市ガスの復旧状況（8月14日12時時点）

住所	都市ガス 供給停止件数	復旧対象件数 (A)	供給開始件数 (B)	復旧率 (B/A) %
八代市	8,892 戸	<u>8,827 戸</u>	<u>8,827 戸</u>	<u>100%</u>

（詳細については、別添「九州ガスホームページ」8/14 報告済）

・【再開のお知らせ】8月11日(火曜日)以降の「はくおうⅡ」による医療提供について

（詳細資料については、8月11日報告済）

・防衛省によるフェリー「はくおうⅡ」宿泊利用について

9/3～9/5 で6回目を実施（予約9/1 午前9時～9/2 正午）

各避難所（千丁コミュニティセンター・鏡小学校、鏡中学校）で申し込んだ場合、避難所からはくおうⅡまで送迎。

（詳細資料については、別添のとおり）

・クーリングシェルター

トヨオカ地建アリーナに設置していた大型バス2台（男性用・女性用各1台）について、9月1日からの路線バスの運行再開に伴い、8月31日をもって終了。

※8/5～8/24 利用実績：延べ532人（男性366人、女性166人）

・避難所の運営について

（詳細については、8月29日報告済）

避難所開設状況一覧

令和 8 年 9 月 3 日

1 2 時 0 0 分現在

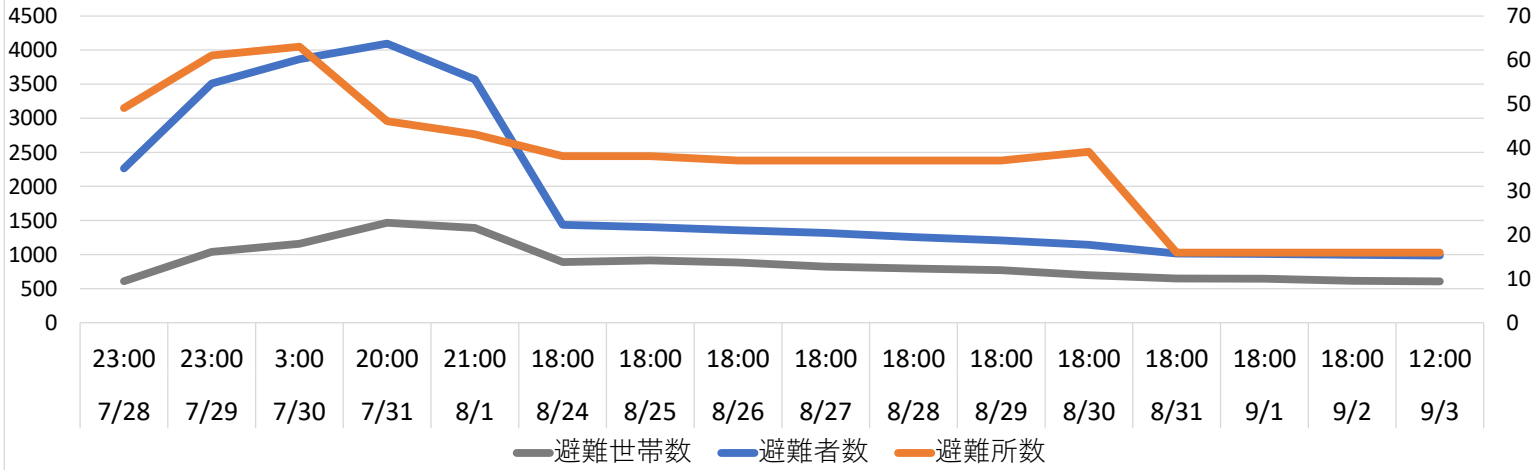
No.	避難所名	避難所基本情報		避難者情報		水	電気	エアコン	テレビ	洗濯 支援	シャワー 等	仮設 トイレ	トイレ カー
		地区	最大 収容人数	避難 世帯数	避難者数								
1	代陽コミュニティセンター	代陽	200	28	34	○	○	○	○	○		0	1
2	桜十字ホールやつしろ（ハーモニーホール）	代陽	1,250	55	76	○	○	○	○		○	5	0
3	八代トヨオカ地建アリーナ（総合体育館）	太田郷	350	140	224	○	○	○	○	○	○	5	0
4	太田郷コミュニティセンター	太田郷	130	37	71	○	○	○	○	○		0	1
5	第二中学校	太田郷	1,400	64	123	○	○	○	○	○	○	12	0
6	太田郷小学校	太田郷	579	16	36	○	○	○	○	○		0	0
7	麦島コミュニティセンター	麦島	500	41	62	△	○	○	○			0	0
8	八千把コミュニティセンター	八千把	200	28	38	○	○	○	○	○		5	0
9	高田コミュニティセンター	高田	200	17	25	○	○	○	○	○		0	0
10	第五中学校	高田	580	6	9	○	○	○	○			0	0
11	日奈久コミュニティセンター	日奈久	100	26	34	○	○	○	○	○		5	0
12	日奈久小学校	日奈久	980	10	17	○	○	○	○	○		7	0
13	千丁コミュニティセンター	千丁	100	18	31	○	○	○	○			9	0
14	鏡コミュニティセンター	鏡	250	44	77	×	○	○	○	○	○	5	3
15	鏡小学校	鏡	360	31	61	○	○	○	○	○	○	10	2
16	鏡中学校	鏡	370	45	68	○	○	○	○	○		5	2
合計			7,549	606	986	14	16	16	16	12	5	68	9

※開設しているコミュニティセンターの避難所について、終日避難者数が0人であったコミュニティセンターは、夜間（17:15～翌8:30）の間、一時閉鎖します。

八代市避難所の設置推移

日付	時間	避難所数	避難世帯数	避難者数
7/28	23:00	49	609	2264
7/29	23:00	61	1039	3511
7/30	3:00	63	1159	3867
7/31	20:00	46	1467	4095
8/1	21:00	43	1391	3572
8/24	18:00	38	889	1437
8/25	18:00	38	913	1404
8/26	18:00	37	884	1356
8/27	18:00	37	823	1318
8/28	18:00	37	794	1256
8/29	18:00	37	772	1208
8/30	18:00	39	697	1142
8/31	18:00	16	649	1016
9/1	18:00	16	645	1008
9/2	18:00	16	614	996
9/3	12:00	16	606	986

八代市避難所の避難者の推移



防衛省によるフェリー「はくおうⅡ」宿泊利用案内

令和8年熊本地震で被災された方々への支援として、八代港に停泊中のフェリー「はくおうⅡ」に乗船し、休養施設をご利用いただけます。なお、入浴支援のみご希望の場合は熊本県HPをご確認ください。<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/219/275641.html>
宿泊をご希望の方は、以下の申し込み方法からお申込ください。

利用できる内容

令和8年9月3日（木）から2泊3日の宿泊（食事・入浴含む）

費用

無料（自己負担なし、駐車場代無料）

スケジュール

3日（木）：13時～15時：チェックイン

※身分証明書（免許証、マイナカード、学生証等）を持参ください

18時～：夕食

4日（金）：7時～：朝食

12時～：昼食（要事前申し込み）

8時～10時：下船可能時間

15時～17時：乗船（帰船）可能時間

18時～：夕食

5日（土）：7時～：朝食

8時～10時：チェックアウト



客室例（和室1）

予約受付日時

令和8年9月1日（火）午前9時～2日（水）正午

※申し込み定員に達し次第受付終了します

申し込み方法

1. QRコードでの申し込みの場合（先着順です）

- ・自家用車でくまモンポート駐車場までお越しください。

※駐車場からはくおうⅡまでの往復は、専用バスで移動します。（駐車場位置は裏面）

- ・チェックイン時間にお越しいただき、申込完了画面を職員に提示してください。

※（ご注意）時間厳守でお願いします。

2. 避難所（千丁コミュニティセンター・鏡小学校・鏡中学校）での申し込みの場合（先着順です）

- ・予約受付時間帯に専用ブースを設置しますので、直接お越しください。

※申し込み避難所から出発する専用バスにご乗車いただき、はくおうⅡまで移動します。

（出発時刻などについては、専用ブースでご案内します）

注意事項

- 介護や介助を必要とする方は、必ず介護者や介助者の同行（同時申請）が必要です。

- ペットを連れての乗船はできません。

- 特別な配慮を要する食事の対応はできません。

※食物アレルギーがある方は、ご自身で食事の準備をお願いします

- 寝間着等をご持参ください。●売店等はありません。

- 船舶の運行上の都合により、宿泊利用やスケジュールを変更する場合があります。

【お問合せ先はこちら】はくおうⅡ宿泊支援チーム：電話 080-3994-8351（9:00～18:00）
メール pfiship_atla@nta.co.jp

申込み手順（QRコード申請）

宿泊の申込は、9月2日（水）正午までにお願いします。定員に達した場合は、申込みを終了します。



1. QRコードを読み取る

スマートフォンのカメラアプリを起動し、右の QR コードを読み取ってください。
申込用 WEB 画面が開きます。

または、右の URL から申込用 WEB 画面を開きます。 <https://logoform.jp/form/x4b6/1740879>

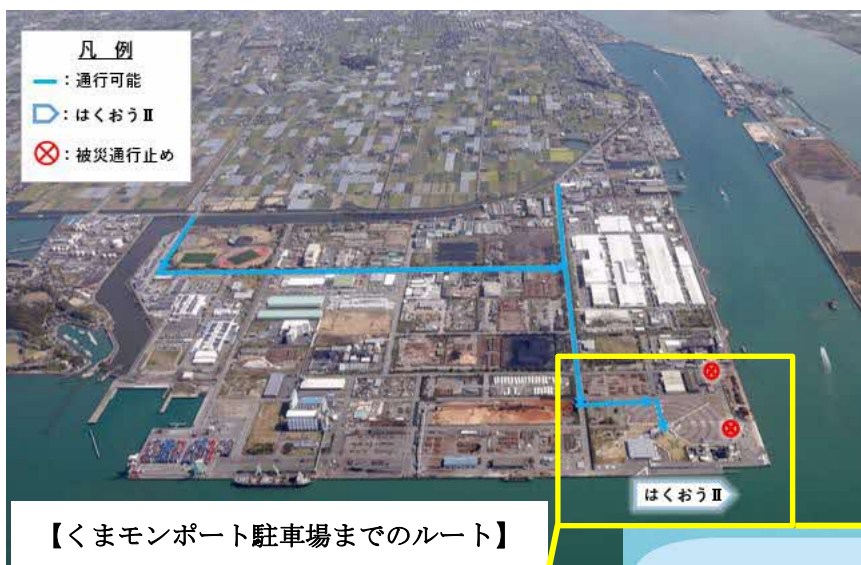
2. 必要事項を入力する

画面の指示に従って、希望時間帯、氏名、性別、年齢、生年月日、住所、携帯番号、緊急連絡先、交通手段(自家用車)、介護・介助者情報、既往症の有無等などを入力してください。

3. 申込を完了

入力内容を確認して「申し込みする」ボタンを押すと完了です。登録完了画面をスクリーンショット等して保存しておいてください。

予約した時間帯にお越しいただき、申込完了画面を提示ください。



【駐車場到着後のご案内】

- ①自家用車でくまモンポートへお越し
いただき、利用者用駐車場に駐車して
ください。
- ②利用者駐車場からはくおうⅡまでの
移動は専用バスになります。※徒歩で
はくおうⅡまでの移動はできません。
- 宿泊荷物、本人確認のための身分証
明書（免許証、マイナカード、学生
証等）をお持ちの上、はくおうⅡま
での往復「バス」へ乗車ください。
- ③はくおうⅡからの帰りも専用バスに
乗車の上、利用者駐車場までお戻りく
ださい。徒歩での移動はできません。



被災者の方に対する無料入浴支援に関するまとめ

1. 公衆浴場の入浴支援

① 日奈久温泉センター ばんぺい湯

場 所: 日奈久中町 316 TEL 38-0617

営業時間: 15:00～20:00

休館日: 毎月第3火曜日

② 坂本憩いの家 元湯

場 所: 坂本町鶴喰 893 TEL 45-8820

営業時間: 10:00～20:00(最終受付は 19:30 まで)

休館日: 毎週火曜日

③ 坂本温泉センター「クレオン」

場 所: 坂本町川嶽1091 TEL 45-8814

営業時間: 10:00～20:00(最終受付は 19:30 まで)

休館日: 毎週木曜日

④ 東陽交流センター せせらぎ

場 所: 東陽町南 1051-1 TEL 65-2112

営業時間: 10:00～20:00(最終受付は 19:30 まで)

休館日: 毎週水曜日

⑤ 八代温泉 さくらの湯

場 所: 川田町西 505 TEL 39-1000

営業時間: 10:00～20:00

⑥ 八代市西松江城老人憩いの家

場 所: 西松江城町2-17 TEL 32-3048

無料入浴時間: 16:00～20:00

休館日: 毎週土、日曜日、祝日

⑦ 市外の実施施設(協力施設)はこちら熊本県ホームページ ⇒



3. 本市による入浴支援

① 鏡コミュニティセンター

日 時: 8月30日(日)から当面の間

② 桜十字ホールやつしろ

日 時: 8月31日(月)から当面の間

4. 他機関による入浴支援

① 防衛省フェリー「はくおうⅡ」 8月11日(火)より再開 入浴・休憩利用

※自家用車での来場と避難所発着マイクロバス利用の場合あり

※詳細は、熊本県及び八代市【公式】HP で確認できます。

② 海上保安庁

⇒ 8月25日をもって終了

③ 海上自衛隊 うらが 日時:9月3日(木) 15:30～21:00

掃海母艦うらが「浜の湯」で実施

・桜十字ホールやつしろからの送迎 送迎バス 15:10発、16:40、18:20、20:10発の4便

・鏡コミュニティセンターからの送迎 送迎バス 18:45 発の1便

※海上自衛隊の看護師等による健康相談も実施中

※携帯電話の充電、洗濯も可能

※詳細は、海上自衛隊佐世保地方総監部【公式】Xで確認できます。

※佐世保及入浴支援隊「西海の湯」は、8月31日まで。

※掃海母艦うらが「浜の湯」は、9月3日までで終了予定。

④ 別府市 移動式温泉施設「幻想の湯」

日時:8月7日(金)～27日(木) 16:00～21:00

場所:鏡コミュニティセンター

⇒ 8月27日をもって終了

⑤ 一般社団法人ジャパンキャンパーズコネクトによるシャワーカー

日時:8月8日(土) 9:00～20:00 当面の間

場所:文政小学校グラウンド

⇒ 8月31日をもって終了



※場所を【八代市鏡地域福祉センター】に移して提供出来るよう調整中。

⑥ 国立高等専門学校機構が保有する練習船を活用した給水支援及びシャワー提供等
支援予定船舶及び活動期間

(1)大島丸(大島商船高専)

・ 8月 14 日～16 日 災害支援

(2)弓削丸(弓削商船高専)

・ 8月 18 日～19 日 災害支援

(3)広島丸(広島商船高専)

・ 8月 21 日～22 日 災害支援

⇒ 8月22日をもって終了

5. 民間施設による支援

① 八代ゴルフ倶楽部

場 所:二見本町 2755

日 時:8月5日(水)～8月31日(火) 10:00～15:00

⇒ 8月31日をもって終了

6. その他

① 各避難所に対する仮設シャワー設置については、避難所開設状況一覧、参照。

⇒ 18か所の簡易シャワーは9月1日以降撤去

② 各避難所から市内入浴施設への無料バス送迎について

9月1日から14避難所で送迎を開始

※9月4日から第五中学校、日奈久小学校でも送迎を開始し、全16避難所で実施

月曜～土曜運行(日曜は運休)、定員28名

トヨオカ地建アリーナ(週:6便)、その他(週3便)

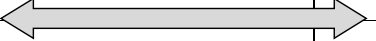
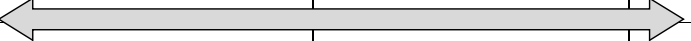
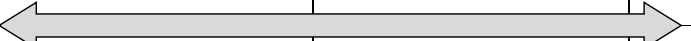
※運行ダイヤについては、別添を参照。

各避難所における入浴支援について（9月3日時点）

No.	避難所名	入浴設備	入浴施設への送迎		
			市内入浴施設	海上自衛隊 うらが (※2)	防衛省 はくおうⅡ (※3)
1	代陽コミュニティセンター		○		
2	桜十字ホールやつしろ（ハーモニーホール）	○	○	○	
3	八代トヨオカ地建アリーナ（総合体育館）	○ (既設)	○		
4	太田郷コミュニティセンター		○		
5	第二中学校	○ (シャワーカー)	○		
6	太田郷小学校		○		
7	麦島コミュニティセンター		○		
8	八千把コミュニティセンター		○		
9	高田コミュニティセンター		○		
10	第五中学校		○ (※1)		
11	日奈久コミュニティセンター		○		
12	日奈久小学校		○ (※1)		
13	千丁コミュニティセンター		○		
14	鏡コミュニティセンター	○	○	○	
15	鏡小学校	○ (民間設置シャワー)	○		
16	鏡中学校		○		

※1 9/4から運行開始
※2 9/3までで終了
※3 毎回、各避難所2,3ヶ所をピックアップし送迎を実施
そのほか、入浴支援の詳細については、別紙「入浴支援に関するまとめ」を参照のこと

避難所における入浴支援バス運行計画（9/4～）

運行曜日	運行便	出発避難所	停留避難所 1	停留避難所 2	停留避難所 3	入浴施設
月・金	【第1便】	太田郷小	二中	太田郷コミセン		せせらぎ
		10:00発	10:05発	10:15発		11:00～11:50
	【第2便】	五中	八代トヨオカ地建アリーナ			さくらの湯
		13:30発	13:50発			14:10～15:00
	【第3便】	麦島コミセン	高田コミセン	日奈久小	日奈久コミセン	ばんぺい湯
		16:10発	16:25発	16:45発	16:55発	17:00～17:50
水	【第1便】	太田郷小	二中	太田郷コミセン		さくらの湯
		10:00発	10:05発	10:15発		10:30～11:20
	【第2便】	五中	八代トヨオカ地建アリーナ			さくらの湯
		13:00発	13:20発			13:40～14:30
	【第3便】	麦島コミセン	高田コミセン	日奈久小	日奈久コミセン	ばんぺい湯
		15:50発	16:05発	16:25発	16:35発	16:40～17:30
火・木・土	【第1便】	千丁コミセン	鏡コミセン	鏡中	鏡小	せせらぎ
		10:00発	10:20発	10:25発	10:40発	11:05～11:55
	【第2便】	八代トヨオカ地建アリーナ				さくらの湯
		13:30発				13:50～14:40
	【第3便】	八千把コミセン	桜十字ホールやつしろ	代陽コミセン		ばんぺい湯
		16:10発	16:20発	16:30発		17:10～18:00

令和8年熊本地震 運行状況表

(2026年9月3日 時点)

会社名	路線名	運行状況	特記事項
産交バス	市街地循環バス ※3路線	運行中 	(みなバス、まちバス) 通常運行 (ゆめバス) 減便運行 (10便) ※3路線とも、ゆめタウンでの乗降不可
	一般路線バス ※6路線	一部運行 	全6路線で減便運行
市内タクシー会社	乗合タクシー ※21路線	一部運行 	20路線で通常運行 1路線(坂本線(土日祝))で減便運行
肥薩おれんじ鉄道	肥薩おれんじ鉄道	代行バス運行 	八代～肥後田浦間：運休 ※10月中旬ごろ運行再開予定 肥後田浦～水俣間：9月1日(火)より運行再開 《バス代行輸送の実施》 (八代駅～水俣駅間) 8/10(月)からバス代行実施 新学期が始まる9月1日(火)より増便 平日：上り12便、下り11便、休日：上下6便 ※別途、JR九州の代行バスへ接続する便を特別運行(1便) 上り 水俣駅4:00発 ～ 停車駅省略 ～ 八代駅5:55着 ※八代市管内停車場所 八代駅～短大高専前(肥後高田の代替)～日奈久温泉駅～肥後二見駅
JR九州	九州新幹線	運休中 	熊本駅～新水俣駅間 運休 ※9/18(金)から運行再開予定
	鹿児島本線	代行バス運行 	宇土駅～八代駅間 運休 ※10月中旬ごろ運行再開予定 《バス代行輸送の実施》 ※通学時間を中心とした循環運行 (宇土駅～八代駅間) 8/26(水)からバス代行実施 ※9/1(火)から増便 1日：7便 → 1日：10便 運行区間：宇土駅～松橋駅～小川駅～鏡文化センター～新八代駅 ～八代駅 ※有佐駅、千丁駅はバスの乗り入れができないため停車不可
神園交通	すーぱーばんべいゆ号	一部運行 	新八代駅を発着地として往復5便運行 運行経路：新八代駅～八代IC～阿蘇くまもと空港

○ＪＲ九州によるバス代行運行状況

日時：令和８年９月１日 １８：００～

運行及び利用状況

- ・大型バス（５０人乗）２台で運行
- ・定期券をお持ちの方は係員に提示して乗車
- ・定期券等をお持ちでない方は、乗車前に係員が持つ乗車駅証明書発行ＱＲコードをスマホで読み込み、読み込んだ画面を乗車駅で提示し、現金にて運賃を支払う
- ・八代駅では、９/１夕方から切符の自動販売機が使用可能

【宇土駅方面】

便	停留所	出発時間	乗車数	降車数	備 考
９ 便	八代駅	１８：００	６８ 人		おれ鉄→乗継１人(学生)
	新八代駅	１８：２０	２４ 人		
	鏡文化Ｃ	１８：４０	－	－	(未調査)
１０ 便 ※時間変更	八代駅	１９：００	１５ 人		おれ鉄→乗継１人(社会人)
	新八代駅	１９：２０	７ 人	１ 人	
	鏡文化Ｃ	１９：４０	－	－	(未調査)

※注：乗降者数については、市職員の目視等による確認

【八代駅方面】（下り）

便	停留所	到着時間	乗車数	降車数	備 考
３ 便 ※増便	鏡文化Ｃ	１８：４０	－	－	(未調査)
	新八代駅	１９：００		３９ 人	送迎車 ７～８ 台
	八代駅	１９：２０		４３ 人	送迎車 １３ 台
４ 便	鏡文化Ｃ	１９：２０	－	－	(未調査)
	新八代駅	１９：４０		３２ 人	送迎車 ７～８ 台
	八代駅	２０：００		２４ 人	送迎車 ７ 台
５ 便	鏡文化Ｃ	１９：３０	－	－	(未調査)
	新八代駅	１９：５０		２ 人	送迎車 ６～７ 台
	八代駅	２０：１０		１ 人	送迎車 ０ 台
６ 便	鏡文化Ｃ	１９：４０	－	－	(未調査)
	新八代駅	２０：００		２８ 人	送迎車 ５～６ 台
	八代駅	２０：２０		１６ 人	送迎車 １ 台

7 便	鏡文化 C	19 : 50	—	—	(未調査)
	新八代駅	20 : 10		0 人	
	八代駅	20 : 30		0 人	
8 便	鏡文化 C	20 : 00	—	—	(未調査)
	新八代駅	20 : 20		11 人	送迎車 2~3 台
	八代駅	20 : 40		4 人	送迎車 3 台
9 便 ※増便	鏡文化 C	20 : 10	—	—	(未調査)
	新八代駅	20 : 30		0 人	
	八代駅	20 : 50		1 人	
10 便 ※増便	鏡文化 C	20 : 40	—	—	(未調査)
	新八代駅	21 : 00		8 人	送迎車 1~2 台
	八代駅	21 : 20		8 人	送迎車 5 台

※注：乗降者数については、市職員が目視等による確認

停留所周辺の状況

《八代駅周辺》 ※ J R 職員：2 名配置

[宇土駅方面] (上り)

- ・朝の便における八代駅での降車数は約 110 名であったため、夕方 2 便での乗客輸送に不足が生じないか懸念されたが、18 : 00 発に 68 人、19 : 00 発に 15 人が乗車し、乗客の積み残しはなかった。
- ・午前中のみ的高校もあった様で、下校時の移動手段として、本日から運行を再開した路線バス（松橋駅行）へ分散した可能性が考えられる。

[八代駅方面] (下り)

- ・19 : 20 到着がピークで 43 人が降車。
- ・送迎車は最大で 13 台。駅前広場の駐車台数は最大 10 台で、駐車できない車は、バス等の動線の支障とならない場所に停車しており、周辺に渋滞が発生することなく、スムーズに車は流れていた。



≪新八代駅周辺≫ ※ＪＲ職員：２名配置

[宇土駅方面]（上り）

- ・出発時刻前に近隣の高校生を中心に約１０名が並んでおり、送迎車両等も見かけず、代替バスの運行に特段支障はなかった。
- ・乗客の積み残しはなかった。

[八代駅方面]（下り）

- ・到着時刻前に自家用車による送迎車が最大で ７～８ 台ほど連なり、一時的に混雑がみられたものの、代替バスの運行に特段支障はなかった。



【7月28日 震度6強発生】状況報告

【総合対策部】

令和8年9月3日（木）15：00時点

1 受援状況

○これまでの受入延べ人数
（団体ごとの人数等は別紙参照）

期間	避難所 運営	保健師 業務	住家被害 認定調査	り災・被災 証明受付	その他	計
7/29～9/3	4,578	1,640	2,021	256	753	9,248
上記延べ人数の うち前日の人数	99	39	125	11	17	291
上記延べ人数の うち本日的人数	105	32	127	10	16	290

※業務区分「その他」は、支援物資配送、災害ごみ仮置場、公費解体 等

※本日時点で前日までの実績を修正することがあるため、これまでの
合計と合わないことがある。

○今後の受入予定

No.	自治体名	人数(人)	始期	活動内容
1	東京都江東区	2	9月4日	住家被害認定調査
2	福岡県那珂川市	2	9月4日	住家被害認定調査
3	大阪府	4	9月7日	保健師業務等
4		4	9月18日	保健師業務等
5	静岡県磐田市	1	9月17日	住家被害認定調査

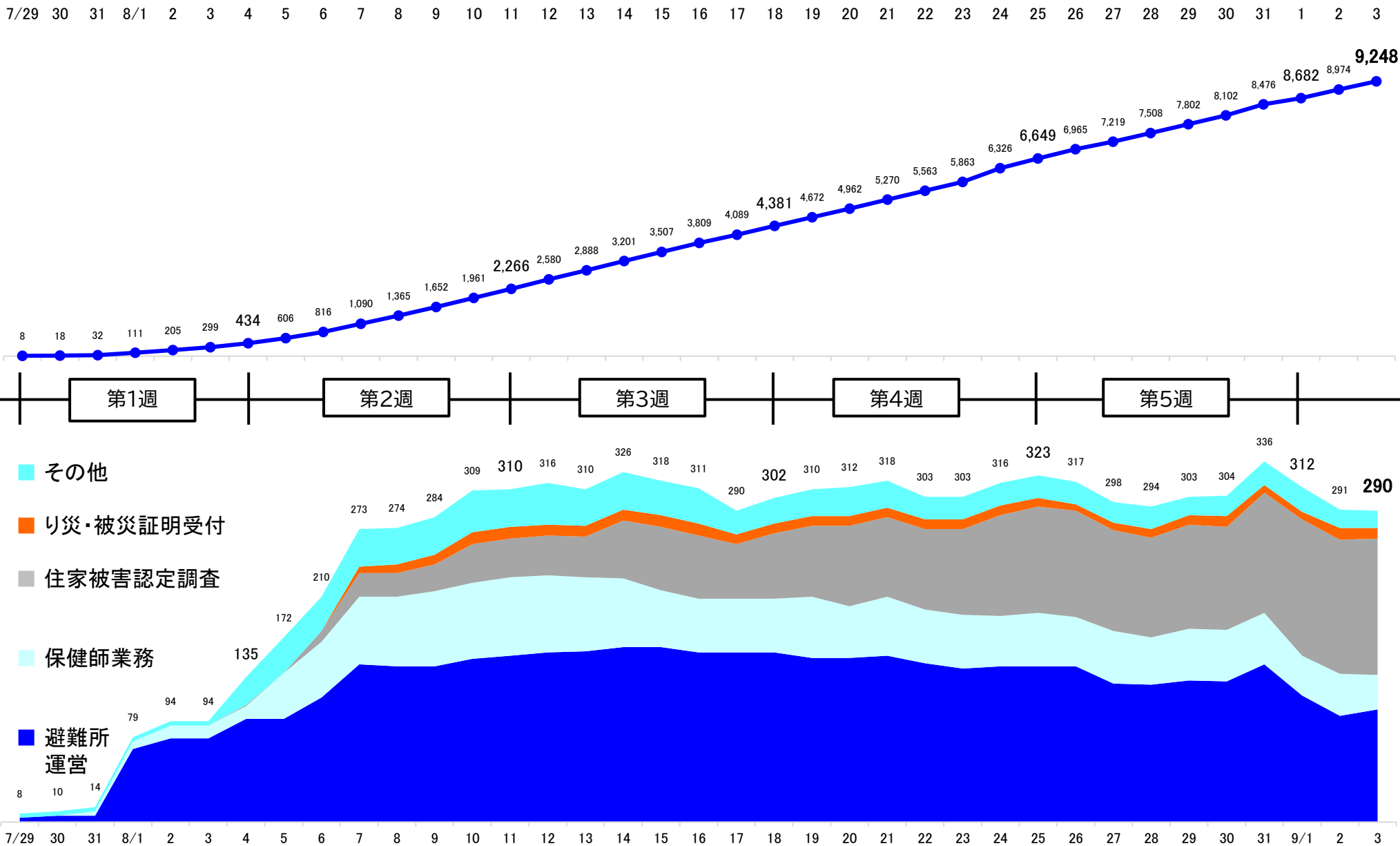
※その他受入れについても調整中

○受入職員の宿泊所

坂本支所管内の2施設

（坂本支所・コミセン、さかもと青少年センター）

派遣者延べ人数・派遣延べ人数(業務・日単位)



(別紙)

[illegible]

●受援状況について

(別紙)

[illegible]

●受援状況について

(別紙)

[illegible]

※本資料には、国土交通省、陸上自衛隊、警察、消防等の関係機関は掲載していない。



八代市
YATSUSHIRO

令和8年熊本地震関連

被災者応援 ガイドブック

～生活再建に向けた支援制度のご案内～

1 被災者対応



2 公的書類の発行等



3 経済・生活面の支援



4 公共料金の減免措置等



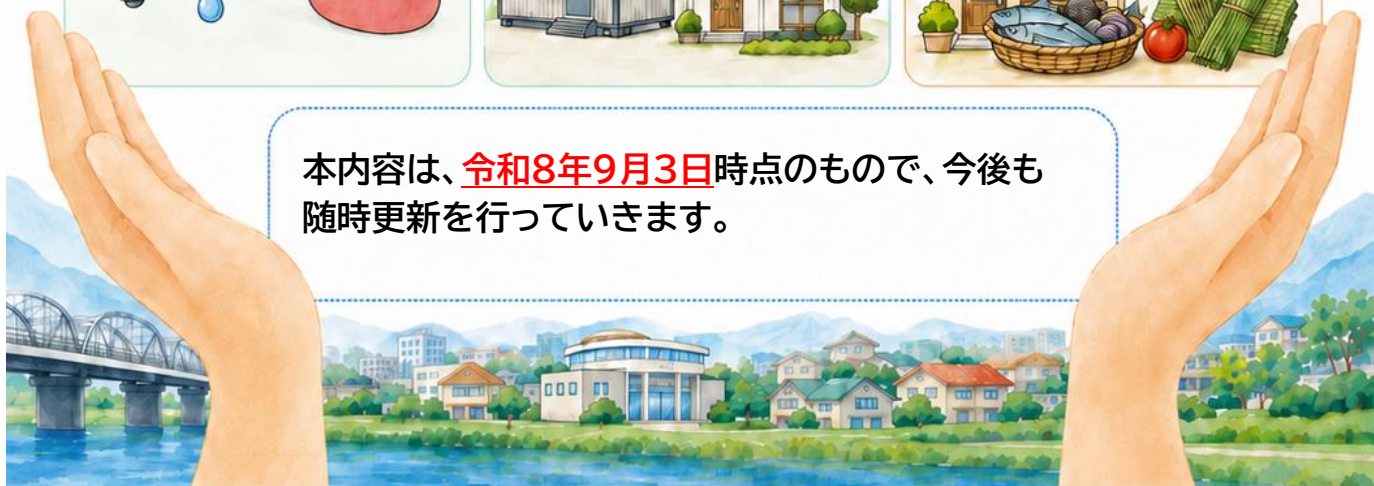
5 住まいの確保



6 事業経営・農林漁業への支援



本内容は、**令和8年9月3日**時点のもので、今後も
随時更新を行っていきます。



被災状況に応じて支援制度をご案内するサイト 『八代市被災者支援ワンストップセンター』 をご活用ください

被災状況や知りたい分野を選ぶだけで、
利用できる支援制度を簡単に探せます。

ワンストップセンターへの
アクセスはこちら



スマートフォンで二次元コードを
読み取ってください。



八代市被災者支援ワンストップセンター
やっしろ市公式サイト

支援制度

八代市の被災者支援制度をかんたん確認

あなたが利用できる支援をご案内します

罹災証明書がなくても利用できる制度があります。

あなたの状況を選んでください

● 利用できる支援制度を探す

AIに困りごとを相談

おすすめ

✦ 例：地震で家の屋根が壊れました。修理費が心配ですが、
支援制度はありますか。利用できる支援を教えてください。

例：引っ越しをしたい、受給の相談を知りたい、書類が難しい…
子育てのことで相談したい、など

個人情報の入力は、氏名・詳しい住所・電話番号・メールアドレスは入力しないでください。

困りごと
(検索内容)を
入力する

住宅の被害区分

任意



全壊



大規模半壊



中規模半壊



半壊



準半壊



一部損壊



被害程度は
不明

ご自身の
被災状況を選択する

検索したい分野

任意・複数選択可



住まいの確保



経済・生活面の支援



公共料金の減免措置等



公的書類の発行等



事業継続・農林漁業
への支援



相談窓口

検索したい分野を
選択する
(複数選択も可)

世帯の状況

任意・複数選択可



高齢者世帯



障がいのある方



子育て世帯



事業者

困りごとを入力だけでも検索できます。

検索を行う前に「特定状況」など任意で、選択するとより的確な絞り込みになります。記載がなければ「検索の原則は不明」で検索してください。

🔍 AIで検索する支援を探す →

困りごとを入力するか、いずれかの条件を選択してください。

検索ボタンを押す



選択した内容に合った支援制度の一覧が表示されます。
制度の詳細や申請方法は、一覧からご確認ください。



目次

被災者対応

災害相談窓口【更新】	1
災害ごみの受入れ.....	2
ホテル等への避難.....	3
公衆浴場の無料入浴支援	4
災害ボランティアの派遣依頼	5
災害サポート・レンタカーの貸出	6
井戸水対応チーム事務所の開設【更新】.....	7
災害弔慰金・災害障がい見舞金・災害見舞金(重傷者)の支給【更新】	8
(一社)八代青年会議所による水の配達サービス【更新】	9

税金・保険料等の減免措置等

市県民税の減免【新規】	10
固定資産税の減免【新規】	10
国民年金保険料の免除【新規】	10

公的書類の発行等

り災・被災証明書の発行【更新】	11
熊本県行政書士会による「り災証明書」無料申請支援	12
住民票等の交付手数料の免除	13
マイナンバーカードの再交付手数料の免除	14

経済・生活面の支援

保険証等がなくても、介護サービスの利用や医療機関等を受診できます	15
医療保険の窓口負担、介護保険・障害福祉サービス利用料の免除	16
被災した学用品を配付します	17
被災者生活再建支援制度	18
災害援護資金の貸付	20
生活福祉資金(緊急小口資金)特例貸付【新規】	22

公共料金の減免措置等

水道料金の免除	23
下水道使用料等の減免	24
NHK受信料の免除	25
九州電力の電気料金等の特別処置	26

住まいの確保

賃貸型応急住宅(みなし仮設住宅)	27
建設型応急住宅(仮設住宅)【新規】	28
住宅の応急修理【更新】	29
住家の緊急修理(ブルーシート展張等)【更新】	31
合併処理浄化槽の補助【新規】	33
建築士による電話相談窓口の開設について【新規】	34

事業経営・農林漁業への支援.....

農地災害復旧事業	35
日本政策金融公庫による「災害復旧貸付」(特別措置の追加)【更新】.....	36
中小企業基盤整備機構による「小規模企業共済災害時貸付」	37
緊急時短期資金保証制度	38
金融円滑化特別資金(令和8年熊本地震枠)	39
金融円滑化特別資金(セーフティネット保証対応枠(令和8年熊本地震分))	40
小規模事業者おうえん資金(令和8年熊本地震分)	41
雇用調整助成金(令和8年熊本地震の災害に伴う特例措置)【新規】	42

被災者対応

制度の名称	災害相談窓口【更新】
支援の種類	サービス等
制度の内容	◆開設場所・時間 【八代市役所本庁舎 1 階会議室 D】 住所：八代市松江城町 1－25 開設時間：平日（月～金） 9：00～17：00 被災に関する各種相談、問い合わせ等を受付し、関係する窓口への案内を行います。 なお、外国語（22 言語）での相談も可能です。 あわせて、外国人市民向けに市ホームページでの 情報発信を行っております。  https://www.city.yatsushiro.lg.jp/kiji00326780/index.html □災害に関する外国人市民向け相談会 「外国からきた みなさんのための そうだん会」 日時：10月18日（日）11：00～13：00（予定） 場所：調整中
活用できる方	令和8年熊本地震で被災された方
注意事項	—
お問い合わせ先	災害相談窓口 TEL：33－4452 外国語での相談及び外国人向け相談会（国際課） TEL：33－6846

制度の名称	災害ごみの受入れ																			
支援の種類	サービス等																			
制度の内容	令和8年熊本地震により八代市で発生した災害ごみは、以下の仮置場で受け入れています。 ＜受入場所・期間＞ 八代市水処理センター西側（新港町3丁目1番地） 12月末まで ※受入休止日：毎週木曜日 八代市鏡支所（鏡町内田453番地1） 12月末まで ※受入休止日：毎週水曜日、土曜日 八代市北新地グラウンド（鏡町北新地1205番地） 12月末まで ※受入休止日：毎週月曜日 ＜受入時間＞ 午前： 9時～11時30分 午後： 13時～16時 ＜受入品目＞ <table><tr><td>ガラス・陶磁器くず</td><td>コンクリートがら</td><td>瓦</td><td>木くず</td></tr><tr><td>廃プラスチック</td><td>家具類（※1）</td><td>たたみ</td><td>布団類</td></tr><tr><td>小型家電</td><td>家電リサイクル4品目（※2）</td><td>金属くず</td><td>石膏ボード</td></tr><tr><td>スレート</td><td>サイディング</td><td></td><td></td></tr></table> （※1）タンス等の中は空にしてください。 （※2）4品目はエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機。冷蔵庫等の中は空にしてください。 ※状況により変更する場合があります。搬入前に必ずホームページ等でご確認ください。				ガラス・陶磁器くず	コンクリートがら	瓦	木くず	廃プラスチック	家具類（※1）	たたみ	布団類	小型家電	家電リサイクル4品目（※2）	金属くず	石膏ボード	スレート	サイディング		
ガラス・陶磁器くず	コンクリートがら	瓦	木くず																	
廃プラスチック	家具類（※1）	たたみ	布団類																	
小型家電	家電リサイクル4品目（※2）	金属くず	石膏ボード																	
スレート	サイディング																			
活用できる方	令和8年熊本地震で被災された方																			
注意事項	・必ず分別してお持ち込みください。 ・受入れは、八代市で発生した地震に伴う災害ごみに限ります。 ・今回の地震に関係しないごみ（便乗ごみや生ごみ）や産業廃棄物は固くお断りします。 ・身分証（免許証・マイナンバー等）をご提示ください。（身分証は記録させていただきます。） ・搬入を依頼される場合は、委任状（任意様式）をご準備ください。 ※委任状には次の内容を記入してください。 （搬入する台数分必要です。原本のコピーでも可） （1）災害ごみ発生の世帯住所 （2）処理を委任した人の氏名 （3）仮置場にきた人の住所・氏名																			
お問い合わせ先	循環社会推進課（エコエイトやつしろ） TEL：34-1997																			

制度の名称	ホテル等への避難
支援の種類	サービス等
制度の内容	避難所や被災住宅等での避難生活が長期化する中、避難されている方の心身の負担を少しでも軽減し、安心して過ごしていただけるよう、熊本県では「ホテル等への避難」を実施しています。 <u>1. 避難先</u> 国・県が確保するホテル等（状況によっては県外になる等ご希望に添えない場合があります）。 <u>2. 費用</u> ホテル等の宿泊費は、原則として公費負担となります。 ただし、食費、宿泊税、入湯税等は、自己負担となります。 <u>3. 移動</u> ホテル等が送迎車を準備する場合等を除き、ホテル等までの移動手段は、ご自身での確保をお願いします。ご自身での移動手段の確保が難しい場合は、申込フォームの特記事項記入欄にてご相談ください。 <u>4. 期間</u> 八代市の避難所が閉鎖されるまでの間で、各ホテルが受け入れ可能な期間（状況により、別のホテル等にお移りいただく場合がありますので、予めご了承ください）。 <u>5. 申込フォーム</u> 下記の注意事項を含めてご理解いただき、同意したうえで QR コードから申込フォームに必要事項を入力してお申し込みください。 
活用できる方	被災され、ホテル等への避難を希望される方
注意事項	・通常の宿泊施設としてのサービスを保証するものではありません。例えば、リネンの交換等も一定期間ごとにご自身で行っていただくことや、食事は原則ご自身での調達になります。 ・ホテル内には直接的な看護や介護サービスはありません。身の回りのことでご家族等の介助を受けている方はご支援いただける方と一緒に宿泊をお願いします。 ・滞在中のホテル等の周辺での移動費も自己負担になります。 ・ホテル等避難を行う際は、携帯電話やラジオ等、情報収集が可能な機器を持参するようにお願いします。 ・宿泊開始後の健康観察のため、熊本県や関係機関と申込情報を共有し、電話等の連絡のほか、必要に応じて訪問等を行わせていただくことがあります。 ・申込内容に虚偽がある場合を含め、不適切と認められる申込等については、全額返金を求めるなど、必要な処置を取らせていただきます。
お問い合わせ先	熊本県ホテル等避難コールセンター TEL：0120-325-327（9:30～17:30） 八代市健康福祉政策課（本庁舎2階） TEL：33-4003

制度の名称	公衆浴場の無料入浴支援													
支援の種類	サービス等													
制度の内容	避難所で生活されている方や、ご自宅の入浴設備が被災するなどして入浴ができない方に限り、協力公衆浴場を無料で利用することができます。 ・身分証（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証など）をお持ちください。 ・公衆浴場の受付で、身分証等を提示のうえ、受付票に住所、氏名、年齢を記載していただきます。 ・石鹸、タオル等の入浴に必要なものをご持参ください。 【実施施設（協力施設）】 9月1日現在 <table><tr><td>日奈久温泉センター ばんぺい湯</td><td>日奈久中町 316 TEL 38-0617（当面は電話対応不可） 営業時間：15:00 ～ 20:00 ※湯量不足により時間前に終了する場合あり 休館日：毎月第3火曜日 入浴制限：1人 20分まで</td></tr><tr><td>坂本憩いの家 元湯</td><td>坂本町鶴喰 893 TEL 45-8820 営業時間：12:00～20:00（受付は 19:30 まで） 休館日：毎週火曜日</td></tr><tr><td>東陽交流センター せせらぎ</td><td>東陽町南 1051-1 TEL 65-2112 営業時間：10:00～20:00（受付は 19:30 まで） 休館日：毎週水曜日</td></tr><tr><td>さかもと温泉センター クレオン</td><td>坂本町川嶽 1091 TEL 45-8814 営業時間：10:00～20:00（受付は 19:30 まで） 休館日：毎週木曜日</td></tr><tr><td>八代温泉 さくらの湯</td><td>川田町西 505 TEL 39-1000 営業時間：10:00～20:00 休館日：なし</td></tr><tr><td>市外の実施施設 （協力施設）</td><td>9月1日現在 85施設 熊本県ホームページを ご確認ください→</td></tr></table> ※施設の都合で臨時休館や営業時間等が変更になる場合があります。 各施設のホームページ等でご確認ください。 ※自家用車など移動手段をお持ちでない方を対象とした、無料送迎バスによる入浴支援を実施しています。詳しくは、避難所に掲示しているポスターをご確認ください。（地域政策課 TEL：33-4168）		日奈久温泉センター ばんぺい湯	日奈久中町 316 TEL 38-0617（当面は電話対応不可） 営業時間：15:00 ～ 20:00 ※湯量不足により時間前に終了する場合あり 休館日：毎月第3火曜日 入浴制限：1人 20分まで	坂本憩いの家 元湯	坂本町鶴喰 893 TEL 45-8820 営業時間：12:00～20:00（受付は 19:30 まで） 休館日：毎週火曜日	東陽交流センター せせらぎ	東陽町南 1051-1 TEL 65-2112 営業時間：10:00～20:00（受付は 19:30 まで） 休館日：毎週水曜日	さかもと温泉センター クレオン	坂本町川嶽 1091 TEL 45-8814 営業時間：10:00～20:00（受付は 19:30 まで） 休館日：毎週木曜日	八代温泉 さくらの湯	川田町西 505 TEL 39-1000 営業時間：10:00～20:00 休館日：なし	市外の実施施設 （協力施設）	9月1日現在 85施設 熊本県ホームページを ご確認ください→ 
日奈久温泉センター ばんぺい湯	日奈久中町 316 TEL 38-0617（当面は電話対応不可） 営業時間：15:00 ～ 20:00 ※湯量不足により時間前に終了する場合あり 休館日：毎月第3火曜日 入浴制限：1人 20分まで													
坂本憩いの家 元湯	坂本町鶴喰 893 TEL 45-8820 営業時間：12:00～20:00（受付は 19:30 まで） 休館日：毎週火曜日													
東陽交流センター せせらぎ	東陽町南 1051-1 TEL 65-2112 営業時間：10:00～20:00（受付は 19:30 まで） 休館日：毎週水曜日													
さかもと温泉センター クレオン	坂本町川嶽 1091 TEL 45-8814 営業時間：10:00～20:00（受付は 19:30 まで） 休館日：毎週木曜日													
八代温泉 さくらの湯	川田町西 505 TEL 39-1000 営業時間：10:00～20:00 休館日：なし													
市外の実施施設 （協力施設）	9月1日現在 85施設 熊本県ホームページを ご確認ください→ 													
活用できる方	避難所で生活されている方や、ご自宅の入浴設備が被災するなどして入浴ができない方													
注意事項	利用できる協力公衆浴場や利用条件は、復興状況に応じて変更されますので、協力公衆浴場に行かれる前に、必ず市ホームページを確認してご利用ください。 市ホームページ→													
お問い合わせ先	健康福祉政策課（本庁舎2階） TEL：33-4003													

制度の名称	災害ボランティアの派遣依頼
支援の種類	災害ボランティア（八代市社会福祉協議会）
制度の内容	被災された方々の支援のため、ボランティアのご協力により、順次住居の後片づけなどの支援活動を行っています。 活動拠点：鏡総合グラウンド（鏡町両出 1430） 災害ボランティアセンターホームページ →  【ボランティアの支援をお願いしたい方（被災された方）】 支援内容：家屋内の後片づけ、災害廃棄物の分別・搬出・運搬 対応できないもの：空き家、店舗（店舗兼住宅は要相談） ※危険を伴う依頼などには対応できないことがあります。 派遣のご依頼は、お電話にてお申込みください。 受付時間：9時～16時 《二重受付専用電話》電話番号のおかけ間違いにご注意ください 080-5065-9461 080-5065-9219 080-5066-9189 080-5068-9506 【ボランティア活動に参加したい方】 災害ボランティアセンターホームページの活動予約フォームからお申込みください。 《ボランティア専用電話》 080-5065-9144
活用できる方	被災されボランティアによる住居の後片づけなどをご希望される方
注意事項	社協 Facebook もご参考ください → 
お問い合わせ先	八代市災害ボランティアセンター 上記の専用電話におかけください

制度の名称	災害サポート・レンタカーの貸出
支援の種類	現物貸与
制度の内容	日本カーシェアリング協会では、令和8年熊本地震で被災された方、支援活動を行う団体を対象に、車の無償貸出支援「災害サポート・レンタカー」を実施しています。 当協会のご協力のもと、本市にもサテライト拠点を設置し、短期貸出に限定した支援を実施することとなりました。 利用いただくためには、事前の申し込みが必要です。 【実施期間】 8月10日（月曜日）から12月25日（金曜日）まで ※無料貸出 【貸出車両】 軽トラック、軽バン（合計3台） ※車両は確保でき次第追加予定です。 【貸出期間】 最長3日間（実施期間中であれば、何度でも利用可能） 【貸出条件】 （1）運転免許証の提示（運転者全員分。申込者以外はコピー、写真可） （2）携帯電話の所有（お持ちでない場合は要相談） （3）被災の証明（り災・被災証明（申請）書控、被災状況の分かる写真等） 【貸出・鍵受渡し窓口】 千丁支所（千丁町新牟田1502-1） 受付時間：10時～16時 ※定休日は水曜日、日曜日、祝日です。 【申し込み・お問合せ】 完全予約制です。申し込みフォーム（上記二次元バーコード）または電話でお申し込みください。 専用電話番号：050-5799-4740 受付時間：10時～16時 ※定休日は水曜日、日曜日、祝日です。 
活用できる方	令和8年熊本地震により被災された方、支援活動を行う団体 ※ 被災された方を優先します。
注意事項	長期貸出（最長14日間）は熊本市内の拠点でのみ実施されています。 ご希望の方は別途お申し込みください。
お問合わせ先	日本カーシェアリング協会 専用電話番号：050-5799-4740 受付時間：10時～16時 ※定休日は水曜日、日曜日、祝日

制度の名称	井戸水対応チーム事務所の開設【更新】
支援の種類	サービス等
制度の内容	国・県・市・さく井事業者による井戸水対応チームを設置し、井戸水の断水、濁りによって飲用水・生活用水が確保できない方に対し、専用窓口を8月20日から開設しました。 【原因調査の実施】 ・調査時間は1日程度です。 ・調査結果は施工業者から井戸の所有者へ説明します。 ・井戸やポンプの修理を行うものではありません。 ・原因調査を実施する中で、井戸の不具合が解消する可能性があります。 ・井戸が建物の内部にある、舗装されて井戸が確認できないなど、調査が実施できない場合があります。 ・井戸所有者の調査費用の負担はありません。
活用できる方	・八代市在住で井戸水のみを利用されている方 ※事業者および上水道を併用されている方は「対象外」となります。
注意事項	—
お問い合わせ先	井戸水対応チーム事務所（エコエイトやつしろ内） Tel：33-8773 受付時間 8時30分～17時15分

制度の名称	災害弔慰金・災害障がい見舞金・災害見舞金（重傷者）の支給【更新】
支援の種類	給付
制度の内容	【災害弔慰金】 令和8年熊本地震により、亡くなられた方（災害関連死を含む）のご遺族に対し弔慰金を支給します。 〈対象者〉 令和8年熊本地震により亡くなられた方のご遺族の方 〈遺族の範囲・順位〉 ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹（①から⑤のいずれの方もいない場合で、かつ、亡くなった死亡当時、同居又は同一生計に限る。） 〈支給額〉 亡くなった方が ・生計維持者の場合 500万円 ・生計維持者以外の場合 250万円 【災害障がい見舞金】 令和8年熊本地震により、心身に重度の障がいを受けられた方に対し見舞金を支給します。 〈対象者〉 令和8年熊本地震により下記の障害を受けられた方 ※医師の診断書が必要です 1. 両目が失明した方 2. 咀嚼及び言語の機能を廃した方 3. 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要する方 4. 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要する方 5. 両上肢をひじ関節以上で失った方 6. 両上肢の用を全廃した方 7. 両下肢をひざ関節以上で失った方 8. 両下肢の用を全廃した方 9. 精神又は身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が各前号と同程度以上と認められる方 〈支給額〉 上記の障がいを負った方が ・生計維持者の場合 250万円 ・生計維持者以外の場合 125万円 【災害見舞金（重傷者）】 <u>災害による重傷者に対し見舞金を支給します。</u> <u>〈対象者〉 地震等による被害または火災等による被害により負傷し、1 か月以上の入院治療を要する見込みのもの</u> <u>〈支給額〉 重傷を負った方が</u> ・世帯で1人の場合 3万円 ・同一世帯内で2人以上の場合 5万円 ※お尋ねやご不明な点は、事前にご相談ください。
活用できる方	令和8年熊本地震により、上記の対象者に該当される方
注意事項	—
お問い合わせ先	健康福祉政策課（本庁舎2階） TEL：33-4003

制度の名称	(一社) 八代青年会議所による水の配達サービス【更新】
支援の種類	サービス等
制度の内容	令和8年熊本地震にあわれた方へ、一般社団法人八代青年会議所が、連絡を受けて支援物資を配達するサービス。 電話で依頼をお受けします。 必要な方に、必要なものを、心を込めてお届けします。 【利用できる方】 水が出ないお宅に限ります。 (水が出ても濁りがある、泥水が出る場合は対象になります) ※詳しくは、下記「活用できる方」をご参照ください。 【提供できる物資(例)】 ・飲料用の水、生活用水(トイレなどに使用する水) ※食料品・生活用品などの物資配送は8月31日(月)をもって終了しました。 ※水の確保状況等により、ご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
活用できる方	水が出ないお宅で以下に該当する方 ・65歳以上の高齢者のみの世帯 ・お車をお持ちでない方 ・身体的な理由により、水を運ぶことが難しい方 ・市内・近所に、ご家族や支援をお願いできる方がいない方 ・その他、ご自身で水を確保・運搬することが難しい方 ※ご家族・ご親族・ご近所の方などをお願いできる場合は、まず身近な方への協力依頼をお願いいたします。
注意事項	・配達エリアは八代市・氷川町限定とさせていただきます。 ・配送には時間がかかります。当日の配送も難しい場合があります。
お問い合わせ先	(一社) 八代青年会議所 TEL: 0965-32-7063 (10:00~16:00)

税金・保険料等の減免措置等

制度の名称	市県民税の減免【新規】
支援の種類	減免
制度の内容	家屋の被害が一定の基準を満たす場合は、市県民税の一部が減免されます。 申請受付に向け準備中です。もうしばらくお待ちください。 市ホームページ等でお知らせします。
お問い合わせ先	市民税課（本庁舎2階） TEL：33-4107

制度の名称	固定資産税の減免【新規】
支援の種類	減免
制度の内容	家屋の被害が一定の基準を満たす場合は、固定資産税の一部が減免されます。 申請受付に向け準備中です。もうしばらくお待ちください。 市ホームページ等でお知らせします。
お問い合わせ先	資産税課（本庁舎2階） TEL：33-4108

制度の名称	国民年金保険料の免除【新規】
支援の種類	免除
制度の内容	住宅、家財、その他の財産のうち、被害金額がおおむね2分の1以上の損害を受けた場合、本人からの申請に基づき、国民年金保険料が免除されます。 ※免除となる対象者の範囲の詳細や申請手続きについては、国保ねんきん課（本庁舎1階）または八代年金事務所へお問い合わせください。
活用できる方	国民年金第1号被保険者で上記に該当する方
注意事項	—
お問い合わせ先	国保ねんきん課（本庁舎1階） TEL：33-4105 八代年金事務所 TEL：35-6123

公的書類の発行等

制度の名称	り災・被災証明書の発行【更新】
支援の種類	証明書
制度の内容	令和8年熊本地震により住家に被害を受けた場合、各種被災者支援策の手続きに必要となる、災害対策基本法に基づき家屋の被害程度を記載した「り災証明書」を発行します。 なお、八代市では、住家以外の家屋や家財などで「被害の程度」が必要でないものについても「被災証明書」として発行しています。 オンライン申請を受け付けていますので、ぜひご利用ください。 【オンライン申請】 令和8年8月3日（月曜日）13時～  （申請フォーム）  （ホームページ記事） 【窓口申請】 ○受付開始：令和8年8月10日（月曜日） ○受付時間：閉庁日を除く9時～16時 ○開設窓口：本庁1階多目的ホール、各支所、日奈久出張所 ※土・日の開設について 9月6日（日） 9時～16時 本庁1階多目的ホール ※保険請求やり災証明書等の申請に必要な「被害写真」の撮影を必ず行ってください。また、トラブル防止のため、必ず、保存しておいてください。 （り災証明書の発行にあたり現地調査を行う場合は、写真添付の必要はありません。）
活用できる方	令和8年熊本地震により住家に被害を受けた方
注意事項	代理人による申請は、窓口申請、オンライン申請ともに可能ですが、免許証などにより、代理人の本人確認を行います。（委任状は不要です。）
お問い合わせ先	市民税課（本庁舎2階） TEL：33-4107

制度の名称	熊本県行政書士会による「り災証明書」無料申請支援
支援の種類	証明書
制度の内容	熊本県行政書士会では、令和 8 年熊本地震で被災された方を対象に、「り災証明書」の申請を無料で支援します。 【支援内容】 ○スマートフォンやパソコンを利用したオンライン申請について、入力方法、必要書類・写真の準備などのサポート ○高齢、病気・けが、避難等の事情によりご本人による申請が困難な場合には、個別の状況を確認したうえで、必要に応じて書類作成から提出までの代理申請 ※相談・申請サポート費用はすべて無料です。 【相談受付開始】 令和 8 年 8 月 14 日（金曜日） 【申請支援開始】 令和 8 年 8 月 25 日（火曜日）から ※受付状況等により変更となる場合があります。
活用できる方	(1) 避難所に避難しており交通手段がない方 (2) 高齢等の理由で一人で役所へ出向くことが難しい方 (3) 病気やけが等で役所へ出向くことができない方 (4) ご家族による代理申請が難しい方 (5) オンライン申請や必要書類・写真等の準備に不安がある方 (6) その他、申請手続きにお困りの方
注意事項	—
お問い合わせ先	【実施団体】熊本県行政書士会 災害対策本部 【相談受付電話】096-237-7373 【相談受付時間】午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分 (土・日・祝日も受付)

制度の名称	住民票等の交付手数料の免除
支援の種類	免除
制度の内容	令和8年熊本地震により被害を受けられた方を対象に、次のとおり証明書等の交付手数料を免除します。 【対象となるお手続き】 (1)印鑑登録証（証明書交付カード）の再交付 (2)印鑑登録証明書の交付 (3)住民票の写しの交付 【申請場所】 市民課（本庁舎 1 階）、各支所地域振興課、日奈久出張所、龍峯出張所 ※龍峯出張所では、印鑑登録証（証明書交付カード）の再交付手続きは行っておりません。 【手続き方法】 窓口で請求される際、以下の書類を提示してください。 (1)り災証明書又は被災証明書 (2)本人確認ができるもの (3)地震災害に関連する手続きとして、必要なことが確認できる書類 ※(3)の書類は、【対象となるお手続き】の(2)と(3)の場合のみ
活用できる方	(7) 令和8年7月28日以前に印鑑登録証（証明書交付カードを含む。）の交付を受けられた方で、令和8年熊本地震により紛失等をされた方 (8) 災害に関する手続きに使用する方
注意事項	・ 印鑑登録証（証明書交付カード）の再交付手続きには、登録する印鑑が必要です。また、再交付には数日要する場合があります。 ・ 代理人が来られる場合は、委任状が必要となります。 ・ コンビニ交付サービスでは、交付手数料は免除されません。
お問い合わせ先	市民課（本庁舎 1 階） TEL：33-4110

制度の名称	マイナンバーカードの再交付手数料の免除
支援の種類	免除
制度の内容	令和8年熊本地震により被害を受けられた方を対象に、次のとおりマイナンバーカードの再交付手数料を免除します。 【対象となるお手続き】 マイナンバーカード及び電子証明書の再交付 【申請場所】 市民課（本庁舎 1 階）、各支所地域振興課、日奈久出張所 【手続き方法】 窓口で申請される際、以下の書類を提示してください。 (1)り災証明書又は被災証明書 (2)本人確認ができるもの ・ 1 点でよいもの：運転免許証、パスポート、障害者手帳など ・ 2 点必要なもの：健康保険資格確認書、介護保険被保険者証、こども医療費受給資格者証、年金手帳など
活用できる方	令和8年7月28日以前にマイナンバーカードの交付を受けられた方で、令和8年熊本地震により紛失等をされた方
注意事項	—
お問い合わせ先	市民課（本庁舎 1 階） TEL：33-4110

経済・生活面の支援

制度の名称	保険証等がなくても、介護サービスの利用や医療機関等を受診できます	
支援の種類	介護保険、医療	
制度の内容	介護保険証、マイナ保険証、資格確認書や公費負担医療の受給者証等を紛失あるいは自宅に残したまま避難されている方も、介護サービス事業所や医療機関等において、氏名、生年月日、連絡先（電話番号等）、住所等を申し立てることにより、利用・受診できます。 また、公費負担医療について、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できます。 【公費負担医療の受給者証等の例】 ○被爆者健康手帳 ○結核患者に対する医療に係る患者票 ○指定難病医療受給者証 ○特定疾患医療受給者証 ○肝炎治療特別促進事業受給者証 - 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証 ○児童福祉療育券 ○小児慢性特定疾病医療受給者証 ○未熟児養育医療に係る養育医療券 ○生活保護に係る診療依頼書 ○医療支援給付の支給決定がされている中国残留邦人等に対する本人確認証 ○自立支援医療受給者証 ○水俣病関係手帳 など	
活用できる方	介護サービスの利用や医療機関等を受診される被災者	
注意事項	—	
お問い合わせ先	<介護サービス利用> 介護保険課（本庁舎1階） TEL：33-4145 <医療機関受診> 国保ねんきん課（本庁舎1階） TEL：33-4113	

制度の名称	医療保険の窓口負担、介護保険・障害福祉サービス利用料の免除
支援の種類	医療保険診療、介護保険サービス、障害福祉サービス
制度の内容	令和 8 年熊本地震により被災された方で、以下の要件に該当する場合、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料、障害福祉サービス等の利用料が免除されます。 ※免除できるのは、利用料のみです。食費、居住費等の自己負担分については、支払いが必要となります。 【対象となる方】 次のいずれかに該当する方 (1) 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした方 ※り災証明書の提示は必要ありません。窓口で口頭で申告してください。 (2) 主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った方 (3) 主たる生計維持者の行方が不明である方 (4) 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した方 (5) 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない人 【適用期間】 令和 8 年 11 月利用分まで ※該当する方は、医療機関や介護・障害福祉サービス事業所等の窓口でその旨をご申告ください。
活用できる方	医療機関等を受診される方、または、介護保険サービスや障害福祉サービス、障害児通所支援を利用される方のうち上記の対象となる方
注意事項	※被災者の皆様は、マイナ保険証等がなくても医療機関を受診、介護サービスを利用できます。
お問い合わせ先	〈国民健康保険〉国保ねんきん課 TEL：33-4113 〈後期高齢者医療〉国保ねんきん課 TEL：33-4490 〈介護保険〉介護保険課 TEL：33-4145 〈障害福祉サービス〉障がい者支援課 TEL：35-0294

制度の名称	被災した学用品を配付します
支援の種類	現物支給
制度の内容	令和8年熊本地震により被災し、学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童・中学校生徒を対象に被災した学用品を配布します。 【対象品目】 ①文房具や通学用品（鉛筆・消しゴム・ノート・定規セット、筆箱、傘、運動靴および通学靴、体育服、鍵盤ハーモニカ、リコーダー、習字セット、絵具セット、裁縫道具セット）※柄や種類は選べません。 ②学校指定の問題集・資料集 ③制服、ランドセル（通学用バッグ） 【申請方法】 在籍の学校を通じて申請 ※り災証明書（写し）の提出が必要 ※り災証明書が取れない場合や被災状況が準半壊・一部損壊の場合は、学用品が使用できなくなったことが分かる写真等の提出が必要
活用できる方	被災により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童・中学校生徒
注意事項	・見舞い制度ではないので、一律に文房具類を同数配付することはできません。 ・配付は小学校児童・中学校生徒一人につき1回限りです。
お問い合わせ先	学校教育課（本庁舎4階） TEL：33-6133

制度の名称	被災者生活再建支援制度																																																																														
支援の種類	給付																																																																														
制度の内容	令和8年熊本地震により被災され、居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯（被災世帯）に対して、支援金を支給し生活の再建を支援します。																																																																														
	＜対象となる被災世帯＞																																																																														
	八代市に居住の世帯で、令和8年熊本地震により居住する住宅が全壊した世帯、住宅が半壊し又は敷地等に被害が生じ、やむなく解体する世帯、大規模半壊世帯及び中規模半壊世帯																																																																														
	※被災の程度については、り災証明書の「住家の被害の程度」の判定となります																																																																														
	＜支援金の支給額＞																																																																														
	・基礎支援金：住宅の被害程度に応じて支給する支援金																																																																														
	・加算支援金：住宅の再建方法に応じて支給する支援金																																																																														
	<table><tr><th colspan="2">区分</th><th>① 基礎支援金</th><th colspan="2">② 加算支援金</th><th>①＋②合計額</th></tr><tr><td rowspan="9">複数世帯 (被災時世帯の人数が2人以上)</td><td rowspan="3">全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯</td><td rowspan="3">100万円</td><td>建設・購入</td><td>200万円</td><td>300万円</td></tr><tr><td>補修</td><td>100万円</td><td>200万円</td></tr><tr><td>賃借</td><td>50万円</td><td>150万円</td></tr><tr><td rowspan="3">大規模半壊世帯</td><td rowspan="3">50万円</td><td>建設・購入</td><td>200万円</td><td>250万円</td></tr><tr><td>補修</td><td>100万円</td><td>150万円</td></tr><tr><td>賃借</td><td>50万円</td><td>100万円</td></tr><tr><td rowspan="3">中規模半壊世帯</td><td rowspan="3">なし</td><td>建設・購入</td><td>100万円</td><td>100万円</td></tr><tr><td>補修</td><td>50万円</td><td>50万円</td></tr><tr><td>賃借</td><td>25万円</td><td>25万円</td></tr><tr><td rowspan="9">単数世帯 (被災時世帯の人数が1人)</td><td rowspan="3">全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯</td><td rowspan="3">75万円</td><td>建設・購入</td><td>150万円</td><td>225万円</td></tr><tr><td>補修</td><td>75万円</td><td>150万円</td></tr><tr><td>賃借</td><td>37.5万円</td><td>112.5万円</td></tr><tr><td rowspan="3">大規模半壊世帯</td><td rowspan="3">37.5万円</td><td>建設・購入</td><td>150万円</td><td>187.5万円</td></tr><tr><td>補修</td><td>75万円</td><td>112.5万円</td></tr><tr><td>賃借</td><td>37.5万円</td><td>75万円</td></tr><tr><td rowspan="3">中規模半壊世帯</td><td rowspan="3">なし</td><td>建設・購入</td><td>75万円</td><td>75万円</td></tr><tr><td>補修</td><td>37.5万円</td><td>37.5万円</td></tr><tr><td>賃借</td><td>18.75万円</td><td>18.75万円</td></tr></table>					区分		① 基礎支援金	② 加算支援金		①＋②合計額	複数世帯 (被災時世帯の人数が2人以上)	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円	補修	100万円	200万円	賃借	50万円	150万円	大規模半壊世帯	50万円	建設・購入	200万円	250万円	補修	100万円	150万円	賃借	50万円	100万円	中規模半壊世帯	なし	建設・購入	100万円	100万円	補修	50万円	50万円	賃借	25万円	25万円	単数世帯 (被災時世帯の人数が1人)	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	75万円	建設・購入	150万円	225万円	補修	75万円	150万円	賃借	37.5万円	112.5万円	大規模半壊世帯	37.5万円	建設・購入	150万円	187.5万円	補修	75万円	112.5万円	賃借	37.5万円	75万円	中規模半壊世帯	なし	建設・購入	75万円	75万円	補修	37.5万円	37.5万円	賃借	18.75万円	18.75万円
	区分		① 基礎支援金	② 加算支援金		①＋②合計額																																																																									
	複数世帯 (被災時世帯の人数が2人以上)	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円																																																																									
補修				100万円	200万円																																																																										
賃借				50万円	150万円																																																																										
大規模半壊世帯		50万円	建設・購入	200万円	250万円																																																																										
			補修	100万円	150万円																																																																										
			賃借	50万円	100万円																																																																										
中規模半壊世帯		なし	建設・購入	100万円	100万円																																																																										
			補修	50万円	50万円																																																																										
			賃借	25万円	25万円																																																																										
単数世帯 (被災時世帯の人数が1人)	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	75万円	建設・購入	150万円	225万円																																																																										
			補修	75万円	150万円																																																																										
			賃借	37.5万円	112.5万円																																																																										
	大規模半壊世帯	37.5万円	建設・購入	150万円	187.5万円																																																																										
			補修	75万円	112.5万円																																																																										
			賃借	37.5万円	75万円																																																																										
	中規模半壊世帯	なし	建設・購入	75万円	75万円																																																																										
			補修	37.5万円	37.5万円																																																																										
			賃借	18.75万円	18.75万円																																																																										
＜申請書類＞																																																																															
基礎支援金：り災証明書、住民票（世帯全員・続柄記載）など																																																																															
加算支援金：契約書（建設・購入、補修、賃借の契約書）など																																																																															
※いずれも通帳の写し（口座がわかるもの）が必要になります。																																																																															
※その他、申請書等の必要書類は個別にご案内します。																																																																															

	<申請から支給まで> 申請書類は市生活援護課での受付後、熊本県を經由して、本制度の委託機関である「公益財団法人 都道府県センター」に送付されます。同法人において申請書類等の内容の審査を行い、支給額を決定し指定された金融機関等の口座に支援金が振り込まれます。 ※申請受付から支給まで2～3ヵ月前後かかります。（申請書類等に不備がない場合） <申請期間> 基礎支援金：令和 9年8月27日（災害発生日から13ヵ月以内） 加算支援金：令和11年8月27日（災害発生日から37ヵ月以内） 申請書や必要書類、制度の詳細については、 公益財団法人 都道府県センターホームページをご参照ください。→ 
活用できる方	① 住宅が全壊した世帯（全壊世帯） ② 住宅が半壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯（解体世帯） ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯（長期避難世帯） ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯） ⑤ 住宅が半壊し、大規模半壊世帯に至らないが相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊世帯）
注意事項	・自己所有の住宅であっても実際に居住していない場合は対象となりません。 ・自己所有の住宅に限らず、借家やアパート等の賃貸物件に居住していた場合でも、り災判定が中規模以上（半壊は解体した場合）で支給要件に該当する場合は対象となります。 ・借家等の大家は対象となりません。（大家本人が実際に居住している場合は対象となります。） ・住宅部分の罹災判定が半壊以上で、解体世帯として申請する場合、建物全てが解体されていること（全部解体）が必要です。 ・その他の留意事項については、公益財団法人 都道府県センターホームページを参照ください。
お問い合わせ先	生活援護課（本庁舎2階） TEL：33-8722

制度の名称	災害援護資金の貸付																									
支援の種類	貸付（融資）																									
制度の内容	令和8年熊本地震により、世帯主が負傷または住居や家財に大きな損害を受けた世帯に対し、生活の立て直しをするための資金の貸付を行います。 ＜1世帯あたりの貸付限度額＞ <table><tr><th>区 分</th><th>世帯主に負傷がない場合</th><th>世帯主に1か月以上の療養が必要な負傷がある場合</th></tr><tr><td>家財や住居に損害がない</td><td>—</td><td>150万円</td></tr><tr><td>家財の1/3以上の損害</td><td>150万円</td><td>250万円</td></tr><tr><td>住居の半壊・中規模半壊・大規模半壊</td><td>170万円 （250万円）※1</td><td>270万円 （350万円）※1</td></tr><tr><td>住居の全壊</td><td>250万円 （350万円）※1</td><td>350万円</td></tr></table> ※1 被災した住居を立て直す際に、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない等の特別の事情がある場合の限度額 ＜貸付条件＞ <table><tr><th>条 件</th><th>内 容</th></tr><tr><td>利率</td><td>年1％ ※据置期間中は無利子 ※保証人を立てる場合は無利子</td></tr><tr><td>据置期間</td><td>3年（特別な事情がある場合は5年）</td></tr><tr><td>償還期限</td><td>10年（据置期間含む）</td></tr><tr><td>償還方法</td><td>年賦・半年賦・月賦</td></tr></table>	区 分	世帯主に負傷がない場合	世帯主に1か月以上の療養が必要な負傷がある場合	家財や住居に損害がない	—	150万円	家財の1/3以上の損害	150万円	250万円	住居の半壊・中規模半壊・大規模半壊	170万円 （250万円）※1	270万円 （350万円）※1	住居の全壊	250万円 （350万円）※1	350万円	条 件	内 容	利率	年1％ ※据置期間中は無利子 ※保証人を立てる場合は無利子	据置期間	3年（特別な事情がある場合は5年）	償還期限	10年（据置期間含む）	償還方法	年賦・半年賦・月賦
区 分	世帯主に負傷がない場合	世帯主に1か月以上の療養が必要な負傷がある場合																								
家財や住居に損害がない	—	150万円																								
家財の1/3以上の損害	150万円	250万円																								
住居の半壊・中規模半壊・大規模半壊	170万円 （250万円）※1	270万円 （350万円）※1																								
住居の全壊	250万円 （350万円）※1	350万円																								
条 件	内 容																									
利率	年1％ ※据置期間中は無利子 ※保証人を立てる場合は無利子																									
据置期間	3年（特別な事情がある場合は5年）																									
償還期限	10年（据置期間含む）																									
償還方法	年賦・半年賦・月賦																									
活用できる方	＜対象者＞ 次の（1）および（2）の要件すべてに該当する世帯 （1） 被害を受けた当時、八代市の住民基本台帳に記録のある世帯 （2） 世帯人員ごとの市町村民税における前年の総所得金額が、下表の金額以下の世帯 <table><tr><th>世帯人員</th><th>市町村民税における前年の総所得金額</th></tr><tr><td>1人</td><td>220万円</td></tr><tr><td>2人</td><td>430万円</td></tr><tr><td>3人</td><td>620万円</td></tr><tr><td>4人</td><td>730万円</td></tr><tr><td>5人</td><td>1人増すごとに730万円に30万円を加えた額</td></tr></table> ※ただし、その世帯の住居が滅失した場合は1, 270万円	世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額	1人	220万円	2人	430万円	3人	620万円	4人	730万円	5人	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額													
世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額																									
1人	220万円																									
2人	430万円																									
3人	620万円																									
4人	730万円																									
5人	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額																									

注意事項	＜申請に必要なもの＞ ・借入申込書 ※保証人を立てる場合は、保証人の記載も必要 ・り災証明書（写し）または被災証明書の（写し） ・世帯主の本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード等）、印鑑、預金通帳 ・世帯主の負傷を理由とする場合は、医師の療養見込期間及び療養費概算額を記載した診断書 ・住民票謄本 ※保証人を立てる場合は、保証人の分も必要 ・令和８年度（令和７年分）所得課税証明書（世帯員全員分） ※保証人を立てる場合は、保証人の分も必要 ・完納証明書又は課税がない証明書（現年度を含む３年度分） ※保証人を立てる場合は、保証人の分も必要 ＜申込期限＞ 令和８年１１月２日（月）
お問い合わせ先	健康福祉政策課（本庁舎２階） TEL：33-4003

制度の名称	生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付【新規】
支援の種類	貸付
制度の内容	令和8年熊本地震により被災された世帯に対して、生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付を行います。  〈貸付対象〉 令和8年熊本地震により被災された方で、本市に住所を有し、当座の生活費を必要とする世帯 〈貸付限度額〉 1世帯につき1回限り。原則として10万円以内。 ただし、以下の場合は、20万円以内。 ① 世帯員の中に被災による死亡者がいる場合 ② 世帯員に要介護者がいる場合 ③ 4人以上の世帯である場合 ④ 世帯員に被災による重傷者や妊産婦、小学校修了までの子どもがいる世帯 〈据置期間〉 貸付けの日から1年以内 〈償還期限〉 据置期間終了後2年以内 〈貸付利子〉 無利子 〈借入申込に必要なもの〉 ・ 身分を証明できるもの（運転免許証、マイナンバーカード 等） ・ 申込者の預金通帳またはキャッシュカードなど預金口座がわかるもの 〈貸付金の交付方法〉 ・ 借入申込者が指定する金融機関に送金します。 〈相談・申込み受付〉 時間：午前10時～午後4時まで（土日、祝日除く） 八代市社会福祉協議会（下記特設会場） ・ 本所（本町 1-9-14） ・ 鏡支所（鏡町鏡村 720 鏡地域福祉センター） ※現在避難されている所在地の市町村社会福祉協議会でも申込みできます。
活用できる方	令和8年熊本地震により被災された方で、本市に住所を有し、当座の生活費を必要とする世帯
注意事項	特設会場は令和8年9月末まで、10月以降は本所1ヵ所になります。
お問い合わせ先	八代市社会福祉協議会 TEL：0965-37-6001

公共料金の減免措置等

制度の名称	水道料金の免除
支援の種類	免除
制度の内容	令和 8 年熊本地震により発生した断水の影響を踏まえ、令和 8 年 7 月分及び 8 月分の水道料金を全額免除します。 ＜対象月＞ ・ 7 月使用分（8 月請求分） ・ 8 月使用分（9 月請求分） ＜申請方法＞ 免除に係る<u>申請は不要</u>です。
活用できる方	上水道をご利用の方
注意事項	今回の地震により水道の使用を中止される場合は、下記お問い合わせ先までご連絡ください。 使用中止のご連絡がない場合は、ご使用がなくても基本料金がかかりますのでご注意ください。
お問い合わせ先	○ 水道局または上下水道お客様センター 水道局（本庁舎 5 階） TEL：33-1868 上下水道お客様センター（上水道）（本庁舎 2 階） TEL：32-7194 ○ 千丁町、鏡町、東陽町、泉町の上水道をご利用の方 八代生活環境事務組合 TEL：62-2049

制度の名称	下水道使用料等の減免
支援の種類	減免
制度の内容	令和8年熊本地震により発生した断水等の影響を踏まえ、令和8年7月分及び8月分の下水道使用料等を減免します。 〈対象月〉 ○7月使用分（8月請求分） 基本料金のみを請求（超過分は免除） ○8月使用分（9月請求分） ・上水道使用世帯⇒全額免除 ・井戸等使用世帯⇒井戸等の破損・故障により、水の使用ができなかった世帯は全額免除 ※納期限や口座振替日については延期 〈申請方法〉 減免に係る申請は不要です。
活用できる方	下水道、農業集落排水、公共浄化槽をご使用の方
注意事項	今回の地震により下水道等の使用を中止される場合は、下記お問い合わせ先までご連絡ください。
お問い合わせ先	○下水道総務課または上下水道お客様センター 下水道総務課（本庁舎5階） TEL：33-4147 上下水道お客様センター（下水道）（本庁舎2階） TEL：62-9888

制度の名称	NHK受信料の免除
支援の種類	免除
制度の内容	災害救助法が適用された区域内において、次のとおり放送受信料が免除されます。 <災害救助法が適用されている区域> 八代市全域 <免除の対象> 半壊、半焼以上の程度の被害を受けた建物の放送受信契約 <免除期間> 令和8年7月から令和8年8月まで（2か月分） ■免除には申請が必要です <申請に必要な書類> ・り災証明書の写し ・放送受信料免除申請書 ※申請書はNHKのホームページに掲載 https://www.nhk-cs.jp/contract/exemption/menjo-info/saigai-menjo-shinsei/ <申請書類のお送り先> 〒860-8602 熊本市中央区花畑町5-1 NHK熊本放送局 経営管理企画センター 宛
活用できる方	放送受信契約をされている上記の対象に該当する方
注意事項	・放送受信契約をされている方からの届けにより、免除対象となる方を確定します。 ・免除が適用される期間の放送受信料について、前払い等により、すでに支払いをされている場合は、支払い済み分を免除期間終了後の請求分に充当します。
お問い合わせ先	NHK ふれあいセンター TEL：0570-077-077 9：00～18：00 ※土・日・祝日も受付

制度の名称	九州電力の電気料金等の特別処置
支援の種類	免除
制度の内容	令和8年熊本地震により被災されたお客さまに対する電気料金等の特別措置を実施します。 （電気料金の支払い期日の延長、不使用月または不使用日の電気料金の免除などを実施します。） ＜特別措置の対象市町村＞ 災害救助法が適用された市町村 ＜特別措置の内容＞ 1. 電気料金の支払期日の延長 2. 不使用月または不使用日の電気料金の免除 3. 工事費負担等の免除 4. 基本料金の免除 ＜特別措置の申し込み＞ この特別措置の適用を希望されるお客さま、最寄りの九電ネクスト営業所までお申し込みください。
活用できる方	住居等に被害を受けられたお客さま
注意事項	お申込み時には、お客さまの被災状況を確認するため、原則として、各自治体により発行される「罹災証明書」などを提出していただきます。
お問い合わせ先	お問合せ先は、九州電力ホームページを参照ください。 https://www.kyuden.co.jp/press/2026/h260729-1.html 

住まいの確保

制度の名称	賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）
支援の種類	現物貸与
制度の内容	令和8年熊本地震により、住宅に甚大な被害を受けられた皆さまに、民間賃貸住宅を提供する制度です。 <条件> 賃貸する物件の家賃が1か月当たり次の額以下であること。 単身の世帯 月額 5万5千円以内 2人の世帯 月額 6万5千円以内 3～4人の世帯 月額 9万5千円以内 5人以上の世帯 月額 13万円以内 <入居期間> 最長2年間 <申請受付・相談窓口> 受付場所：市役所1階会議室C 受付時間：平日 9時～11時30分／13時～16時30分 休日 10時～11時30分／13時～16時 ※当面の間、土日祝日も受け付けます。
活用できる方	令和8年熊本地震による八代市在住の被災者において、次のいずれかに該当する方 （1）住まいが全壊、または全焼により居住する住宅がない方 （2）住まいが半壊（中規模半壊、大規模半壊含む）であっても、やむを得ず解体を行う方 （3）二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフラインが途絶している等、長期に渡り住まいに居住できない方 （4）災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する方で、半壊以上で修理期間が1カ月を超えることが見込まれる方
注意事項	・賃貸型応急住宅を探していることを不動産業者に伝え、物件の紹介を受けてください。 ・駐車場代、光熱水費等は入居者の負担となります。 <既に個人で契約して民間賃貸住宅に入居している方へ> ・7月28日（災害救助法適用日）以降、既に個人で契約している場合でも、入居者の要件等を満たし、貸主の同意が得られる場合は、県、貸主、入居者で三者契約を締結することで、入居日に遡って対象になります。（保険は遡及できません）
お問い合わせ先	住宅課（本庁舎5階） TEL：33-4122

制度の名称	建設型応急住宅（仮設住宅）【新規】
支援の種類	現物貸与
制度の内容	令和8年熊本地震により、住宅に甚大な被害を受けられた皆さまに、建設した仮設住宅を提供する制度です。 〈申請受付・相談窓口〉 場所：市役所1階会議室B 日時：8月28日（金）～9月11日（金） 9時～12時／13時～16時（土日も受け付けます） ※Webでも申し込めます。 ※罹災証明書がなくても、一見して「全壊」と確認できる建物全景の写真をお持ちいただければ、申し込みができる場合があります。
活用できる方	（1）～（6）全ての要件にあてはまる方が対象となります。 （1）令和8年7月28日時点で、八代市に居住する方 （2）1～4のいずれかを満たす方 1. 住家が「全壊」、「全焼」又は「流出」し、居住する住家がない方 2. 住家が「半壊」（「中規模半壊」及び「大規模半壊」を含む。）であって、住家として利用ができず、やむを得ず解体を行う方 3. 二次災害等により住家が被害を受ける恐れがある、ライフラインが途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長年にわたり自らの住宅に居住できない方 4. その他、国と県との協議により、やむを得ず入居すべきと認められた方 （3）他に居住できる住家がなく、自らの資力をもってしては住居を確保することができない方 （4）災害救助法に基づく「障害物の除去制度」を利用していない方 （5）暴力団員でない方
注意事項	・入居期間は、最長2年間です。 ・駐車場代、光熱水費等は入居者の負担となります。 ・この制度を利用すると、住宅の応急修理の申請できなくなります。 ・先着順ではありません。入居には一定の要件があります。
お問い合わせ先	住宅課（本庁舎5階） TEL：33-4122

制度の名称	住宅の応急修理【更新】								
支援の種類	現物給付								
制度の内容	日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理することで元の住家に引き続き住めるようにすること等を目的としたもので、応急修理に掛かる費用（限度額内の修理費用）を被災者に代わって被災自治体（八代市）が支払う制度です。 <修理の範囲> 屋根、外壁、基礎等の修理及び、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分であって、緊急に応急修理をすることが必要な部位。 <費用の限度額> <table border="1" data-bbox="448 757 1393 945"> <thead> <tr> <th>被害認定</th><th>限度額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊、大・中規模半壊、半壊</td><td>一世帯あたり 最大 75万7千円</td></tr> <tr> <td>準半壊</td><td>一世帯あたり 最大 36万7千円</td></tr> <tr> <td>一部損壊</td><td>対象外</td></tr> </tbody> </table> <申請受付・相談窓口> 受付場所：市役所 1 階会議室 C 受付時間：9時～12時／13時～16時 ※土日祝日のご相談は事前に営繕課までご連絡ください。 <必要書類> - 市役所窓口で記入いただけるもの（市 HP にも様式を掲載） （1）（2）修理申込書、住宅の被害状況に関する申出書（様式第 1 号） （3）資力に関する申出書（様式第 2 号） （4－1）修理見積書（様式第 3 号） - 事前に準備いただくもの （4－2）修理業者が作成した詳細な見積書 （5）り災証明書（写） （6）施工前の被害状況がわかる写真 ※修理業者の口座番号などを事前にご確認ください。 <応急修理制度説明用フォーム> 応急修理制度の説明用フォームを作成しておりますので、活用ください。 	被害認定	限度額	全壊、大・ 中 規模半壊、半壊	一世帯あたり 最大 75万7千円	準半壊	一世帯あたり 最大 36万7千円	一部損壊	対象外
被害認定	限度額								
全壊、大・ 中 規模半壊、半壊	一世帯あたり 最大 75万7千円								
準半壊	一世帯あたり 最大 36万7千円								
一部損壊	対象外								

活用できる方	り災証明の区分で「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」と記載されている住宅 ※全壊の場合、応急修理を実施することにより居住が可能である場合は、支援の対象となります。 ※一部損壊は対象外となります。
注意事項	• 必ず「施工前の被害状況写真」を撮影してください。スマートフォンで撮影した写真でも構いません。 • 事前着工は可能ですが、り災証明書の結果や修理内容によっては、支援を受けられない可能性があります。 • 「半壊」以上と判定された方で、住居の修理期間が1か月を超える場合は、修理完了までの間、原則6か月間を限度に「住宅の応急修理」と「賃貸型応急住宅」の併用ができます。 • 借家の場合は、条件が厳しくなっていますので、事前にご相談ください。
お問い合わせ先	営繕課（本庁舎5階） TEL：33-4401

制度の名称	住家の緊急修理（ブルーシート展張等）【更新】
支援の種類	助成
制度の内容	令和8年熊本地震により住家が半壊又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大する恐れがある屋根、外壁、建具（玄関、窓やサッシ等）等の必要な部分に対してブルーシートの展張などの緊急修理に対して支援を行います。 【支援費用】 上限56,400円を八代市から修理業者に直接お支払いします。 ※この金額には、ブルーシート、ロープ、土のう等の資材費、修理作業に係る人件費及び事務など修理に必要な一切の経費が含まれます。 【手続きの流れ】 （１）八代市への相談 以下の情報を準備してご相談ください ①被害状況が分かる写真 ※屋根、外壁、建具等の貫通等の損傷があり、降雨があれば浸水を免れないことがわかるもの、または、損傷した住宅の前を歩行する通行人の安全確保が必要なことがわかるもの ②予定している工事内容及び修理金額（概算でも可）が分かるもの （２）修理業者への相談 本制度を利用して修理を希望される方は、ご自身で修理業者を選定し、見積書の作成を依頼してください。見積書の作成に時間がかかる場合は、工事内容と概算金額を確認してください。 （３）申込み 以下の書類をご提出ください。 ①緊急修理に関する申込書 ②被害状況報告書（被災状況の写真） ③修理業者の見積書 （４）修理の実施 制度対象と認められた場合、八代市から修理業者へ正式に依頼します。申込者の方には、修理依頼を行った旨を市からご連絡します。

	(5) 完了報告 修理が完了したら、修理業者から八代市へ「工事完了報告書」「修理前後の施工写真」「請求書」が提出されます。 (6) 完了期日 令和8年9月27日まで（完了報告の提出期限） (7) 支払い 完了報告と請求内容に基づき、八代市から直接、修理業者へ費用が支払われます。 【申請受付】 窓口①：建設政策課（本庁舎5階） 受付時間：原則平日の9時から17時 ※閉庁日（土、日、祝日等） 窓口②：1階会議室C（本庁舎1階） 受付時間 原則平日の9時から16時 ※12:00～13:00は窓口①で受付 ※土日、祝日は事前に建設政策課までご連絡ください。
活用できる方	災害発生時に居住していた住家が「準半壊以上（相当）」の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大する恐れがある世帯 ※損傷を受けた住家の写真等をお持ちください。 ※倉庫、物置、駐車場は対象外です。
注意事項	・既に支払いが済んでいる修理への支援はできませんので、<u>必ず事前にご相談ください</u>。 ・修理費用が上限の56,400円を超える場合、差額は申込者（被災者）負担となります。 ・八代市から修理業者への支払は契約処理の都合上、大幅に時間がかかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。 ・原則、市内の業者への修理依頼をお願いします。 ・災害に便乗した悪質な修理業者にご注意ください。
お問い合わせ先	建設政策課（本庁舎5階）TEL：33-4116

制度の名称	合併処理浄化槽の補助【新規】										
支援の種類	助成										
制度の内容	令和8年熊本地震により合併処理浄化槽の更新や改築（機器修理）が必要となる個人住宅を対象として、合併処理浄化槽の補助事業を拡充します。 従来から補助制度のある単独浄化槽や汲み取り便所から合併処理浄化槽への更新に加えて、下記の項目について補助事業の拡充を行います。 ＜補助内容＞ （１）被災した合併処理浄化槽の更新（個人住宅に限る） ・家屋の新築・建替に伴う合併処理浄化槽の設置費用の一部を補助 ・故障した合併処理浄化槽の更新（入れ替え）費用の一部を補助 <table><tr><th>人槽区分</th><th>補助限度額</th></tr><tr><td>5人槽</td><td>332,000 円</td></tr><tr><td>6～7人槽</td><td>414,000 円</td></tr><tr><td>8～10人槽</td><td>548,000 円</td></tr></table> ※坂本町管内の個人住宅への設置又は更新の場合、上記浄化槽設置補助金額に1人槽につき30,000円を加算した額とします。 ※予算の上限に達した場合は、申請書の受付を終了します。 （２）被災した合併処理浄化槽の改築（機器修理）（個人住宅に限る） 故障した合併処理浄化槽の改築（機器修理）費用を補助 （例：ブローの交換、浄化槽本体の補修など） <table><tr><th>補助額</th></tr><tr><td>国に事前協議をして承認を得た額</td></tr></table> ※環境大臣の承認を要することから、改築(機器修理)は着工の30日前までに申請をお願いします。 ＜申請期間＞ 令和9年1月末まで	人槽区分	補助限度額	5人槽	332,000 円	6～7人槽	414,000 円	8～10人槽	548,000 円	補助額	国に事前協議をして承認を得た額
人槽区分	補助限度額										
5人槽	332,000 円										
6～7人槽	414,000 円										
8～10人槽	548,000 円										
補助額											
国に事前協議をして承認を得た額											
活用できる方	下水道処理区域（予定区域を含む）、東陽町、泉町を除く市内全域において、令和8年熊本地震により合併浄化槽が損傷した方										
注意事項	・申請前に工事を開始された場合は、補助を受けられないことがありますのでご注意ください。 ・事前に点検業者に 既存浄化槽の点検を受けたうえで検討をお願いします。 ・申請される方は、浄化槽設備士のいる設備業者にご相談ください。										
お問い合わせ先	下水道総務課（本庁舎5階） TEL：33-4147										

制度の名称	建築士による電話相談窓口の開設について【新規】
支援の種類	サービス等
制度の内容	令和8年熊本地震で被害を受けられた方を対象に、建築士による住宅の復旧や改修等に関する無料電話相談窓口『令和8年熊本地震住まいサポートダイヤル』を開設いたします。 また、住宅の被害状況等に応じて、現地での対面による相談についてもお案内しますので、ぜひご利用ください。 1 無料電話相談 住宅の復旧、改修等に関する電話相談を行います。 ○ 実施期間 令和8年10月30日（金）まで（土日、祝祭日を除く） ○ 受付時間 9時～12時、13時～16時 2 現地での対面相談 住宅の被害状況等に応じ、建築士等を被災住宅の現地に派遣して、復旧・改修等のアドバイスを行います。ご希望の方は、「1」の無料電話相談窓口へご連絡ください。 ○ 相談時間 1件あたり30～60分程度 ○ 実施期間 令和8年10月30日（金）まで ○ 訪問日時 後日、訪問日時をご連絡いたします。 ※指定する日時にできる限りご協力ください。
活用できる方	被災した住宅の所有者等が対象です。※空き家は除きます。
注意事項	状況により、現地の派遣をいたしかねる場合がございます。何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。
お問い合わせ先	熊本県住宅リフォーム推進協議会 （一財）熊本県建築住宅センター内 電話番号 050-8882-5924

事業経営・農林漁業への支援

制度の名称	農地災害復旧事業
支援の種類	補助
制度の内容	異常な天然現象（暴風・洪水・高潮・地震など）で被害を受けた農地の復旧に係る経費を国の補助事業を活用して復旧する制度です。 【採択条件】 （１）１箇所の復旧に係る経費が４０万円以上であること。 （２）耕作している又は休耕であっても復旧後には耕作する農地であること。 ※ただし、営農を目的としない農地は対象外です。 （３）復旧後に分担金の納入が可能な方であること。 【補助内容】 国補助：５０％※注 申請者負担：５０％ ※被害の規模などにより国の軽減措置制度の適用を受けた場合は、国補助率が嵩上げされて申請者の負担が軽減されます。 ※被災した条件や規模に応じて、国の補助対象となる限度額があります。
活用できる方	令和８年熊本地震で被災した農地の所有者
注意事項	—
お問い合わせ先	農地整備課（本庁舎４階） TEL：33-4118 各支所産業建設課（坂本）TEL：45-2290 （鏡）TEL：52-7820 （千丁）TEL：46-1104 （東陽）TEL：65-2114 （泉）TEL：67-2112

制度の名称	日本政策金融公庫による「災害復旧貸付」（特別措置の追加）【更新】													
支援の種類	貸付・融資													
制度の内容	地震、台風、豪雪や大規模な火災などの災害を受けた中小企業者の事業の復旧を促進し、被災地域の復興を支援するため、日本政策金融公庫が「災害復旧貸付」を実施します。 <制度内容> <table border="1"> <tr> <th></th><th>国民事業</th><th>中小企業事業</th></tr> <tr> <td>融資限度額</td><td>3千万円（※1）</td><td>1億5千万円（別枠）</td></tr> <tr> <td>融資期間 （うち措置期間）</td><td colspan="2">10年以内（※2） （2年以内）</td></tr> <tr> <td>金利（※3）</td><td>—</td><td>—</td></tr> </table> （※1）国民生活事業の融資限度額は、各融資制度に上乗せされる金額です。 （※2）国民生活事業においては、一般貸付を適用した場合の融資期間（うち措置期間）です。中小企業事業の設備資金においては、融資期間15年以内（うち措置期間2年以内） （※3）金利については日本政策金融公庫にご相談ください。なお、令和8年8月25日付けで、以下の特別措置の取扱いを開始しました。 ①融資後3年間、利率を0.9%引下げ ②利率引下げ適用の限度額 1,000万円（中小企業団体 3,000万円） 特別措置の適用にあたっては、事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明（被災証明書）を受けることが条件になります。			国民事業	中小企業事業	融資限度額	3千万円（※1）	1億5千万円（別枠）	融資期間 （うち措置期間）	10年以内（※2） （2年以内）		金利（※3）	—	—
	国民事業	中小企業事業												
融資限度額	3千万円（※1）	1億5千万円（別枠）												
融資期間 （うち措置期間）	10年以内（※2） （2年以内）													
金利（※3）	—	—												
活用できる方	災害により被害のあった中小企業・小規模事業者													
注意事項	—													
お問い合わせ先	日本政策金融公庫 八代支店 TEL：32-5195													

制度の名称	中小企業基盤整備機構による「小規模企業共済災害時貸付」
支援の種類	貸付・融資
制度の内容	(1) 借入限度額：原則として納付済掛金の合計額に掛金納付月数に応じて7割～9割を乗じて得た額（50万円以上で5万円の倍数となる額）と1,000万円のいずれか少ない額 (2) 借入利率：年0.9%（令和8年7月29日現在） (3) 借入期間：借入金額 50万円～500万円 36ヵ月 505万円～1,000万円 60ヵ月 (4) 借入金の返済方法：6ヵ月ごとの元金均等返済 (5) 担保、保証人：不要 (6) 借入窓口：商工組合中央金庫本支店 (7) 取扱期間：災害発生の日から6か月以内
活用できる方	50万円以上の借入れの限度額を有する共済契約者であって、災害救助法の適用される災害の被災区域内に事業所（※1）を有し、かつ、当該災害の影響により次の1.または2.の要件に該当し、その旨の証明を商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他相当の団体から受けていること。 (1) 被災区域内にある事業所又はその契約者事業の主要な資産（※1）について全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準じる損害を受けていること。 (2) 当該災害の影響を受けた後、原則として1月間の売上高（※1）が前年同月に比して減少することが見込まれること。 ※1 共済契約者が共同経営者の場合はその共同経営者の個人事業主の事業に関するもの、共済契約者が会社等の役員の場合はその会社等の事業に関するものとなります。
注意事項	以下が整っていれば、原則、即日貸付が可能です。 ・小規模企業共済の契約者であることがわかる書類（例：共済契約締結証書（共済手帳）、中小機構からお送りした共済契約者番号の記載されている書類等） ・本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等） ・借入金額に応じた収入印紙 ・印鑑登録証明書（3か月以内発行の原本） ・実印 ・被災証明書または罹災証明書 ・被災証明願 ※『被災証明願』は「商工三団体（商工会、商工会議所、中小企業団体中央会）」等で、『被災証明書』『罹災証明書』は市町村等で事前に証明を受けてください。
お問い合わせ先	中小企業基盤整備機構共済相談室 TEL：050-5541-7171

制度の名称	緊急時短期資金保証制度
支援の種類	貸付・融資
制度の内容	〈限度額〉 ① 普通保証制度 2億8,000万円以内 ② 小口零細企業保証制度 2,000万円以内 〈資金使途〉 事業資金（運転資金に限る） 〈期間〉 6か月以内 〈保証料率〉 ① 普通保証制度の基準料率は、年0.45%～年1.90% ② 小口零細企業保証制度の基準料率は、年0.50%～年2.20% 〈融資利率〉 金融機関所定利率 〈返済方法〉 一括返済。ただし、保証期限到来後、一括返済できない場合は長期資金にて借換可能 〈担保〉 原則として不要 〈保証人〉 原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要
活用できる方	令和8年熊本地震の影響を受けた中小・小規模事業者
注意事項	1事業者1口限りとする
お問い合わせ先	熊本県信用保証協会 八代支所 TEL：33-2579

制度の名称	金融円滑化特別資金（令和 8 年熊本地震枠）
支援の種類	貸付・融資
制度の内容	〈融資限度額〉 1 企業 8,000 万円 1 組合 1 億円 〈融資期間〉 1 年以上 10 年以内 据置期間 2 年以内 〈保証料率〉 事業者負担分 0.00% ※県補助後 〈融資利率〉 2 年以内 固定 年 1.50%以内 3 年以内 固定 年 1.70%以内 5 年以内 固定 年 1.85%以内 7 年以内 固定 年 2.00%以内 7 年超 固定 年 2.20%以内 〈担保〉 必要に応じて徴求 〈保証人〉 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要
活用できる方	次の(1)又は(2)に該当する者 (1) 令和 8 年熊本地震による被害の影響を受けた中小企業者で、市町村長の発行する罹災証明書又は被災証明書を有している者 (2) 令和 8 年熊本地震の影響を受け、申込日から 1 年以内の連続する 3 か月間の平均売上高、平均売上総利益率又は平均営業利益率（以下「平均売上高等」という。）が、前年同期の平均売上高等に比して減少している者、または減少する見込みの者
注意事項	活用できる方(2)の申し込みにあたっては、「平均売上高等減少理由書」に、令和 8 年熊本地震の影響で平均売上高等が減少している又は減少する見込みであることについての記載が必要です。
お問い合わせ先	市内取扱金融機関（ゆうちょ銀行を除く） 八代商工会議所 TEL：32-6191 八代市商工会 TEL：52-8111 熊本県信用保証協会八代支所 TEL：33-2579

制度の名称	金融円滑化特別資金（セーフティネット保証対応枠（令和8年熊本地震分））	
支援の種類	貸付・融資	
制度の内容	〈融資限度額〉 別枠 8,000 万円 〈融資期間〉 1 年以上 10 年以内 据置期間 2 年以内 〈保証料率〉 事業者負担分 0.00% ※県補助後 〈融資利率〉 2 年以内 固定 年 1.50%以内 3 年以内 固定 年 1.70%以内 5 年以内 固定 年 1.85%以内 7 年以内 固定 年 2.00%以内 7 年超 固定 年 2.20%以内 〈担保〉 必要に応じて徴求 〈保証人〉 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要	
活用できる方	令和 8 年熊本地震の被害の影響を受け、中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 2 条第 5 項（以下「セーフティネット」という。）第 4 号の規定に基づく「特定中小企業者」として市町村の認定を受けた者	
注意事項	セーフティネット記事 URL （八代市 HP：下記 URL 又は二次元バーコードからご覧ください。） https://www.city.yatsushiro.lg.jp/kiji00326866/index.html	
お問い合わせ先	市内取扱金融機関（ゆうちょ銀行を除く） 八代商工会議所 TEL：32-6191 八代市商工会 TEL：52-8111 熊本県信用保証協会八代支所 TEL：33-2579	

制度の名称	小規模事業者おうえん資金（令和 8 年熊本地震分）
支援の種類	貸付・融資
制度の内容	〈限度額〉 2,000 万円 〈融資期間〉 設備 1 年以上 7 年以内 据置期間 6 か月以内 運転 1 年以上 5 年以内 据置期間 6 か月以内 〈保証料率〉 事業者負担分 0.00% ※県補助後 〈融資利率〉 3 年以内 固定 年 1.50%以内 5 年以内 固定 年 1.65%以内 7 年以内 固定 年 1.80%以内 〈担保〉 必要に応じて徴求 〈保証人〉 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要
活用できる方	既存の保証協会の保証付き融資残高と本資金との合計が 2,000 万円以下となる従業員 20 人（商業・サービス業 5 人（宿泊業、娯楽業を除く））以下の小規模企業者で、次の(1).(2)のいずれかに該当する者 (1) 令和 8 年熊本地震による被害の影響を受け、市町村長の発行する罹災証明書又は被災証明書を有している者 (2) 令和 8 年熊本地震の影響を受け、申込日から 1 年以内の連続する 3 か月間の平均売上高、平均売上総利益率又は平均営業利益率（以下「平均売上高等」という。）が、前年同期の平均売上高等に比して減少している者、または減少する見込みの者
注意事項	熊本県信用組合以外の取扱金融機関についてはセーフティネット保証 4 号の指定期間に限り、申し込み可。
お問い合わせ先	市内取扱金融機関（ゆうちょ銀行を除く） 八代商工会議所 TEL：32-6191 八代市商工会 TEL：52-8111 熊本県信用保証協会八代支所 TEL：33-2579

制度の名称	雇用調整助成金（令和8年熊本地震の災害に伴う特例措置）【新規】								
支援の種類	補助								
制度の内容	経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当・賃金等の一部を助成するものです。 【受給額】 ・休業を実施した場合、事業主が支払った休業手当負担額 ・教育訓練を実施した場合、賃金負担額の相当額 に次の助成率を乗じた額 ※教育訓練を行った場合は、1人1日あたり以下の加算があります。 教育訓練実施率が20%以上の場合、加算額は1,800円になります。 <table><tr><th>企業規模</th><th>助成率</th><th>教育訓練加算額</th></tr><tr><td>中小企業</td><td>2／3</td><td rowspan="2">1,200円</td></tr><tr><td>大企業</td><td>1／2</td></tr></table> ※休業等の初日が令和8年7月28日～令和9年1月27日が対象です。 ※上限日数（1年間で100日）までが助成対象になります。	企業規模	助成率	教育訓練加算額	中小企業	2／3	1,200円	大企業	1／2
企業規模	助成率	教育訓練加算額							
中小企業	2／3	1,200円							
大企業	1／2								
活用できる方	令和8年熊本地震に伴う経済上の理由により休業、教育訓練又は出向を行う事業主であって、受給要件を満たすもの ※受給要件の詳細は、お問い合わせ先にご確認ください。								
注意事項	【今回の地震に伴う主な特例措置】 ・生産指標の確認期間を3か月から1か月に短縮します。 ・最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とします。 ・地震発生時に事業所設置後1年未満の事業主も助成対象とします。 ・残業相殺のルール（支給対象となる休業等の延べ日数から所定外労働時間を控除）を撤廃します。 ・教育訓練の実施状況に応じて助成率を引き下げるルールを撤廃します。 【事業者支援施策説明会】 日時：9／2（水）、9／14（月）、9／25（金）、9／28（月） 14：00～15：30 場所：ハローワーク八代 八代会議室（八代市清水町1－34） ※各開催日、定員は40人です。 ※事前申し込みが必要です。 右の二次元バーコードからお申込みください。 								
お問い合わせ先	熊本労働局 職業安定部 職業対策課 助成金センター （TEL：096-312-0086）								

【7月28日 震度6強発生】被害状況報告

令和8年8月27日（木）15：00時点

【財務部】

1 対応状況

本庁舎被害状況 → 発災時と変更なし

地階：壁・天井の一部崩落、配管の破損による水漏れ、免振装置のずれ・潰れ

1階：庁舎入り口で床がめくれている

階段：壁亀裂

各階：ひずみのため、ドアの開閉が困難

(庁舎インフラ)

電気：問題なし

ガス：配管破損の可能性があるため使用不可 → 配管に異常なしを確認 → 九州ガスの復旧待ち

上水道：配管破損の可能性があるため使用不可 → 庁舎西側：8/8～全て使用可能

庁舎東側：8/10～全て使用可能

エアコン：全館空調は、ガス・水道の供給が止まっているため使用不可 → 8/24より稼働中

トイレ：東側1階のみ使用可能

東側2～6階は、使用不可 → 8/10～全て使用可能（手洗いも可能）

西側トイレは全て使用不可 → 8/8～全て使用可能（手洗いも可能）

エスカレーター：使用可能。1階ロビーの高天井の点検後再開予定（8/10～稼働予定） → 8/10から稼働中

エレベーター：東側EV→稼働中

西側EV→レールの歪み補修及び免震装置の補強が必要。→ 8/27 午後から2台とも稼働中

(庁舎内安全確認)

1・2階天井・壁：8/8（土）多目的ホール・1階ロビー天井・壁の安全点検を実施予定 → 8/8点検実施、安全確認済

北側玄関：8/5 入口のジョイントカバーを固定し転倒防止措置を実施。

南側通路：8/4 通路ひさしの基礎が一部損傷しているため、転倒防止措置を実施。

守衛室前：8/6 入口の転倒防止柵を設置。

(その他)

7/30 屋外に仮設トイレ10基を設置（北側喫煙所横）

7/31 市民の安全確保のため、吹き抜けの下部にあたる1階部分に通行禁止エリアを設定

8/1 日中、自動車で本庁舎駐車場に避難されている方むけに、市民交流エリアをクーリングシェルターとして開放

8/6 移動式トイレカー北側玄関前に3台設置（岡山県奈義町より支援）→ 8/10 鏡コミセンに2台、鏡中に1台を移動

2 今後の対応

○本庁舎の方針、今後の対応について

◎地階免振装置の現地確認

7/29 午前：前田建設工業（施工業者）に現地確認

午後：久米設計（設計・施工管理業者）と前田建設工業により現地確認

7/30 午前：久米設計（本社）及び前田建設工業（熊本営業所）による現地確認

午後：国土技術政策総合研究所（国土交通省所管）による現地確認

7/31 午後：一般社団法人日本免震構造協会（元・国土交通省住宅局所管の公益法人）、国土技術政策総合研究所、東京科学大学（吉敷教授）、福岡大学（高山教授）による現地確認

※上記の専門家の意見及び調査結果を参考に、本庁舎の【市としての方針】・【今後の対応】を以下のとおり決定する。

【市としての方針】

- ・現状を踏まえ、災害対応を優先した復旧・復興を進める必要があることから、当面の間は建物の状態（損傷が進展しないこと）をモニタリングしつつ、安全性を高めるための応急補修を行いながら本庁舎を使用する。

【今後の対応】

- ・損傷箇所の応急補修を行い、建物の耐震性を高める。応急補修の期間は4から6か月程度掛かる見込み。
- ・最終的には、本復旧工事を実施することで、従前の耐震性能以上を確保する。本復旧の期間は、設計も含めると2年程度かかる見込み。

※地階について、職員の目視によるモニタリングを実施中

※応急補修工事については、工事発注に向け準備中

1 対応状況

【被災・り災証明について】

災害対策基本法第九十条の二に規定される「り災証明書」の発行業務について速やかに、被災者からの申請に基づき住家の被害家屋調査を実施し、調査結果に応じて被害の程度を証明する。また住家以外の被害についても「被災証明」を発行する。

【被災・り災証明の申請受付状況について】

- オンライン申請：令和8年8月3日（月）13：00より受付開始（7/31夕方HP、8/3午前インフォカナルで配信）
 - ・ オンライン申請状況→ 12,373 件（9月2日受付分までの集計） ※詳細は別紙参照
 - ※オンライン申請方法がわからない方については、窓口にて対応。
- 窓口申請：令和8年8月10日（月）9：00～申請受付開始（8/4～HP、インフォカナルで周知）
- 申請窓口：本庁、各支所（5支所）、日奈久出張所
 - ・ 窓口申請状況→ 11,599 件（9月2日受付分までの集計） ※詳細は別紙参照
 - ※本庁会場については、1F・多目的ホールで受付。
 - ※保険請求やり災証明書等の申請に必要な「被害写真」の撮影を必ず行ってください。
（り災証明書の発行にあたり現地調査を行う場合は、写真添付の必要はありません。）
- 応援体制：他県からの応援体制（9月3日）福井県4名、掛川市（静岡県）1名、大分県4名

【7月28日 震度6強発生】被害状況報告

令和8年9月3日（木）15：00時点

【財務部】

1 対応状況

【被災・り災証明について】

災害対策基本法第九十条の二に規定される「り災証明書」の発行業務について速やかに、被災者からの申請に基づき住家の被害家屋調査を実施し、調査結果に応じて被害の程度を証明する。また住家以外の被害についても「被災証明」を発行する。

【り災証明発行に係る住家被害認定調査について】

- 調査実施：8/6 午前9時から他自治体の応援職員を中心に全壊建物の調査を開始（8/11まで市内全域を調査）

実績→ 874件（8月15日受付分までの集計） ※非住家含む ※詳細は別紙参照

8/12 午前9時から他自治体の応援職員を中心に申請に基づく建物の調査を開始

実績→ 5,038件（9月2日受付分までの集計） ※詳細は別紙参照

調査済み建物判定状況（9月3日現在）

全壊 329件、大規模半壊 25件、中規模半壊 62件、半壊 247件、一部損壊 441件 合計 1,104件

- 応援体制：（内閣府）罹災証明コーディネーター 1名（秋田県職員、8/30～9/4）

他自治体からの職員派遣（9月3日）→ 大阪府22名、北九州市（福岡県）10名、三豊市（香川県）3名、京都市（京都府）6名、大阪市（大阪府）6名、掛川市（静岡県）1名、さいたま市（埼玉県）10名、京都府6名 長崎県 3名、大分県6名、沖縄県27名、延岡市（宮崎県）2名、日野町（滋賀県）2名、熊本県 20名 九州財務局 8名 計 132名

【り災・被災証明書発行状況について】

り災証明書発行件数 5,848件 被災証明書発行件数 10,355件（9月2日現在） ※詳細は別紙参照

2 今後の対応

〇り災証明に係る家屋調査予定期間

調査区分	実施期間	状況
全壊家屋調査	8月6日 ～ 8月10日	完了
申請による調査（1次）	8月12日 ～9月中旬（見込み）	実施中
二次調査・非住家調査	9月中旬～10月末（見込み）	未定

〇り災証明に係る家屋調査応援体制

R8.8.21時点 69名 → 今後の必要となる人員 100名

※現在の申請件数（16,000件超）及び今後の二次調査（一次調査の40%を想定・公費解体に伴う非住家調査（家屋台帳から2000件と想定）を円滑にすすめるためには、内部調査・現地調査併せて、増員が不可欠な状況

※現在、総務省の応急対策職員派遣制度（短期派遣）等を活用し、増員の要請を行っている。

り災・被災証明申請について

	り災・被災証明申請										現地調査		証明書発行件数	
	オンライン申請	窓口申請								合計	全壊建物調査	申請に基づく調査	り災証明	被災証明
計	12,082	7,066	95	1,575	1,649	90	54	511	11,040	23,122	874	4,253	4,722	9,315
9月1日(火)	153	226		32	32	2		14	306	459		351	374	344
9月2日(水)	138	195	1	19	28			10	253	391		434	752	696
9月3日(木)														
9月4日(金)														
9月5日(土)														
9月6日(日)														
9月7日(月)														
9月8日(火)														
9月9日(水)														
9月10日(木)														
9月11日(金)														
9月12日(土)														
9月13日(日)														
9月14日(月)														
9月15日(火)														
9月16日(水)														
9月17日(木)														
9月18日(金)														
9月19日(土)														
9月20日(日)														
9月21日(月)														
9月22日(火)														
9月23日(水)														
9月24日(木)														
9月25日(金)														
9月26日(土)														
9月27日(日)														
9月28日(月)														
9月29日(火)														
9月30日(水)														
計	12,373	7,487	96	1,626	1,709	92	54	535	11,599	23,972	874	5,038	5,848	10,355

(参考) 全壊建物調査と申請に基づく調査件数(校区ごと)

	代陽	八代	太田郷	植柳	麦島	松高	八千把	高田	金剛	郡築	昭和	宮地	龍峯	日奈久	二見	坂本町	千丁町	鏡町	東陽町	泉町	合計	現地調査	
																						全壊建物調査	申請に基づく調査
8月計	274	157	736	170	210	308	521	214	83	58	20	132	157	179	112	27	456	1275	33	5	5,127	874	4,253
9月1日(火)	11	5	27	3			85	77	20	12	6	14	3	4	10		39	35			351	0	351
9月2日(水)	39		120	14	49	12		24	37			26	13	44	7			49			434	0	434
9月3日(木)																					0		
9月4日(金)																					0		
9月5日(土)																					0		
9月6日(日)																					0		
9月7日(月)																					0		
9月8日(火)																					0		
9月9日(水)																					0		
9月10日(木)																					0		
9月11日(金)																					0		
9月12日(土)																					0		
9月13日(日)																					0		
9月14日(月)																					0		
9月15日(火)																					0		
9月16日(水)																					0		
9月17日(木)																					0		
9月18日(金)																					0		
9月19日(土)																					0		
9月20日(日)																					0		
9月21日(月)																					0		
9月22日(火)																					0		
9月23日(水)																					0		
9月24日(木)																					0		
9月25日(金)																					0		
9月26日(土)																					0		
9月27日(日)																					0		
9月28日(月)																					0		
9月29日(火)																					0		
9月30日(水)																					0		
計	324	162	883	187	259	320	606	315	140	70	26	172	173	227	129	27	495	1359	33	5	5,912	874	5,038

(参考) リ災・被災証明書発行数

	証明書発行数												
	り災証明									被災証明			合計
	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊			計	郵送分	即時発行	計	
						郵送分	即時発行	計					
計	151	10	23	71	103	2,307	2,057	4,364	4,722	2,502	6,813	9,315	14,037
9月1日(火)	56	4	15	72	52	110	65	175	374	87	257	344	718
9月2日(水)	21			2	6	659	64	723	752	565	131	696	1,448
9月3日(木)													
9月4日(金)													
9月5日(土)													
9月6日(日)													
9月7日(月)													
9月8日(火)													
9月9日(水)													
9月10日(木)													
9月11日(金)													
9月12日(土)													
9月13日(日)													
9月14日(月)													
9月15日(火)													
9月16日(水)													
9月17日(木)													
9月18日(金)													
9月19日(土)													
9月20日(日)													
9月21日(月)													
9月22日(火)													
9月23日(水)													
9月24日(木)													
9月25日(金)													
9月26日(土)													
9月27日(日)													
9月28日(月)													
9月29日(火)													
9月30日(水)													
計	228	14	38	145	161	3,076	2,186	5,262	5,848	3,154	7,201	10,355	16,203

(参考) 寄附について

	入金件数 (件)	入金額 (円)
8月計	524	105,008,326
9月1日(火)	13	2,700,020
9月2日(水)	2	2,030,000
9月3日(木)	5	10,180,000
9月4日(金)		
9月5日(土)		
9月6日(日)		
9月7日(月)		
9月8日(火)		
9月9日(水)		
9月10日(木)		
9月11日(金)		
9月12日(土)		
9月13日(日)		
9月14日(月)		
9月15日(火)		
9月16日(水)		
9月17日(木)		
9月18日(金)		
9月19日(土)		
9月20日(日)		
9月21日(月)		
9月22日(火)		
9月23日(水)		
9月24日(木)		
9月25日(金)		
9月26日(土)		
9月27日(日)		
9月28日(月)		
9月29日(火)		
9月30日(水)		
計	544	119,918,346

【7月28日 震度6強発生】被害状況報告

【市民環境対策部】

令和8年9月3日（水）14:00時点

1 被害状況

【八代市斎場】

火葬棟、待合棟・・・断水により一部使用制限あり

【八代市環境センター】

焼却施設、資源化施設・・・断水等により運転停止
管理棟、緑地広場、駐車場・・・一部使用制限あり

【し尿処理施設】

浄化槽汚泥処理施設（建設部所管）・・・使用制限なし

【最終処分場跡地】

水島多目的運動公園、平和町運動公園、
郡築公園・・・使用制限なし

【樹木剪定くず処理施設】

八代ソイル・・・使用制限なし

【旧施設】

清掃センター、衛生処理センター：使用制限なし（一般利用なし）

【コミセン】修繕必要14コミセン（他コミセン軽微修繕あり・確認中）

【市営墓地】上片墓園・・・一部地盤の亀裂等

2 今後の対応

○八代市斎場

井戸水の飲用制限中
復旧工事を予定（年内）

○八代市環境センター

構内道路、緑地広場等の段差・亀裂
処理施設：応急処置を施し搬入再開
緑地広場：使用制限中
復旧工事を予定
（仮復旧：年度内、本復旧：R9年度）

焼却施設：焼却炉(2基のうち2基)運転中

○コミュニティセンター

13のコミセンで33か所復旧工事を予定※
既決予算での対応済み：4か所
補正予算計上予定：21か所（うち緊急施工・専決済み：8か所）
※別途、積算中・追加工事予定あり。

○仮設トイレ

設置箇所を暫時移設・撤去実施中

○上片墓園

墓園内通路における亀裂補修
隣接する農業用水路の修繕工事完了後、着手予定（R9年度）

第38回 災害対策本部報告

1. 所管施設の被害状況について【市民活動政策課、環境施設課、環境課】

- (1) コミセン：別紙のとおり
- (2) 環境施設： //

2. ごみ収集、処理について【循環社会推進課、環境施設課】 ★

- (1) ごみの収集：一般・資源ごみともに通常どおり実施
 - ・ 8/4(火)収集増強のため、全国都市清掃会議に依頼。
 - ・ 8/12(水)全都清の北九州市よりパッカー車、ダンプ等による避難所可燃収集開始。
 - ・ 8/17(月)全都清の大牟田市、佐伯市、佐世保市より集積所収集・搬出開始。
 - ・ 8/18(火)全都清の佐賀市より収集開始。
 - ・ 8/19(水)全都清の長崎市より可燃収集開始。
 - ・ 8/19(水)佐世保市により避難所資源物回収及び事業者ヤードへの搬送開始。
 - ・ 8/24(月)佐伯市の可燃集積所収集延長 (8/26→ 9/16 まで)。
 - ・ 8/25(火)大牟田市の資源集積所収集延長 (8/31→9/11 まで)。
 - ・ 8/27(木)北九州市の避難所可燃収集延長 (8/29→9/12 まで)。
 - ・ 8/27(木)長崎市の可燃集積所収集延長 (8/31→9/16 まで)。
 - ・ 8/28(金)佐世保市：資源回収のためパッカー1台増(計3台)(8/31～9/5 まで)。
避難所資源収集のため車両1台延長(9/5→9/30)。
 - ・ 8/31(月)佐賀市の収集応援終了。
 - ・ 9/3(木)有料指定袋の大袋について、一時的な使用量増による在庫減のため、当初計画とは別に発注。9月中旬に納品。追加発注分については R7 の仕様となるため、旧デザインの指定袋も通常通り利用可能な旨、市 HP により広報。
- (2) ごみの搬入(持ち込みごみ)
 - ・ 許可業者可。
 - ・ 8/3(月)から一般受入の再開。市ホームページ等で周知済。
- (3) 緑地広場
 - ・ 7/29(水)から利用を停止中。市ホームページ等で周知済。
- (4) ごみの焼却
 - ・ 7/29(水)から断水等により稼働停止中。
 - ・ 8/6(木)から焼却炉2基のうち1基の運転を再開。
 - ・ 8/9(日)から焼却炉2基目の運転を再開。
 - ・ 8/31(月)から市外の施設に処理委託(広域処理)開始。
(①8/31(月)～鹿児島県霧島市、②9/1(火)～宮崎県都城市)

3. 災害廃棄物の仮置場について【循環社会推進課】 ★

- (1) 水処理センター西側・ 8/3(月)から開設。
 - ・ 7/31(金)に市ホームページ等で広報済。
 - ・ 8/26(水)：渋滞状況確認カメラを設置。8/27(木)稼働開始。
 - ・ 9/1(火)：受入 476 台 (午前 231 台、午後 245 台)。
 - ・ 9/2(水)：受入 505 台 (午前 237 台、午後 268 台)。
 - ※別添：前日までの累計
- (2) 鏡支所西側
 - ・ 8/10(月)から開設。
 - ・ 8/6(木)に市ホームページ等で広報。
 - ・ 8/9(日)水処理セとともにごみの仮置場への出し方について、市ホームページ等で広報。
 - ・ 8/25(火)熊本県立大学竹田教授のご協力を得て渋滞状況確認カメラを設置。
8/24(月)に市 HP に URL を掲載。
 - ・ 9/1(火)：受入 392 台 (午前 209 台、午後 183 台)。
 - ・ 9/2(水)：休場
 - ※別添：前日までの累計

(3) 北新地グラウンド

- ・ 8/29(土)から開設予定。
- ・ 8/18(火)に市ホームページ等で広報済。
- ・ 8/26(水)渋滞状況確認カメラを設置。開設日の 8/29(土)から稼働開始。
- ・ 9/1(火)：受入 95 台 (午前 50 台、午後 45 台)。
- ・ 9/2(水)：受入 306 台 (午前 150 台、午後 156 台)。

※別添：前日までの累計

4. 仮設トイレについて【環境課、環境施設課】

- (1) 避難所等への設置を協定事業者へ依頼、国土交通省・経済産業省より支援
- (2) し尿汲み取りについて協定事業者と協議済
- (3) 7/29(水)から設置開始
- (4) 8/1 (土) 200 基中 140 基設置済 (別紙)。追加含む 60 基は手配済。
- (5) 8/2 (日)追加 60 基手配済 (合計 260 基設置予定)。
- (6) 8/6(木) 260 基中すべて設置済。
- (7) 8/13(木)から仮設トイレの一部移設・撤去 (一部、トイレカー再配置) 開始。

※別添：仮設トイレ等の配置状況

5. 井戸水について【環境課】

- (1) 井戸水の水質検査や井戸の修繕に関する問い合わせあり。
- (2) 水質検査は市内事業者、修繕は市管工事組合、九州さく井協会を案内。
- (3) 8/8(土)から災証明の申請に併せた飲料水の状況調査を開始。
- (4) 8/11(火)井戸水の状況について該当校区の市政協力員へ緊急実態調査を依頼。
8/14(金)市政協力員による調査終了。
上水道の計画区域外 (麦島、植柳、高田、金剛、二見) の被害約 2000 世帯 (約 2 割)
上水道の計画区域内の被害約 2400 世帯 (約 1 割)
- (5) 8/19(水)井戸水対応チームによる被災井戸の不具合の原因調査 (洗浄等) を開始。
- (6) 8/20(木)井戸水対応チーム事務所開設。
- (7) 8/26(水)被災井戸の不具合原因調査 (洗浄等) の申込を市内全域に拡大。※別添：市 HP
- (8) 8/28(金)環境課内に地下水緊急対応タスクフォース配置。

6. 公費解体について【循環社会推進課、環境施設課】 ★

- (1) 公費解体について環境省と協議し、準備中。
- (2) 種類は緊急解体、自費解体、公費解体の 3 種。
- (3) 原則として災証明が必要となる。
- (4) 8/19(水)都城市から職員 (2 名) による受援開始。
- (5) 8/17(月)公費解体の緊急解体を開始。
- (6) 8/28(金)循環社会推進課内に公費解体対応チーム配置。

(7) 9/3(木) 市 HP に公費解体制度の概要を掲載し、自費解体の電話による事前相談開始。

8.28 現在(毎週末更新)	
緊急解体対象 (現地確認済)：113 棟	
事前協議済：27 棟	
契約済：13 棟	
着工済：13 棟	
解体済：0 棟	

7. 要給水支援者リストについて【市民活動政策課】

- (1) 健康福祉部の支援者リストを基に市政協力員に依頼し、8/3 (月) から確認中。
- (2) 8/14(金)市政協力員調査終了。8/16 (日) 要支援者リストを健康福祉部へ提出。

8. 総合窓口について【市民活動政策課】 ★

- (1) 7/29(水)から臨時窓口設置。
- (2) 8/4(火)から本庁舎 1 階会議室 C へ移動
8/14(金)から本庁舎 1 階会議室 D へ移動
- (3) 8/10(月)から平日の 9 時～17 時で本格稼働開始 (現在 5 人体制)。
- (4) 1 階の災害関係窓口の地図や案内を掲示済。

(電話・来庁により 9/3(木)午前迄に 2,587 件対応) ※別添：前日までの累計

9. 市民課窓口業務について(戸籍、証明書、異動、マイナカード)【市民課】 ★

- (1) 戸籍(BCP)以外も受付。窓口を縮小して対応。
- (2) 7/29(水)から被災者に対する手数料減免開始
対象：住民票・印鑑証明書交付手数料(コンビニ除く)、マイナンバーカード等再交付手数料
- (3) 9/7(月)から窓口縮小を解除し、証明書発行窓口を再開予定。

10. イベント・行事について【環境課】

- (1) 8/23(日)川と海づくりデー(清掃活動)について中止。市ホームページ等で周知。

11. ペット関係について【環境課】

- (1) 全避難所で同行避難が当初から可能。
- (2) 8/12(水)から、金剛コミュニティセンターを同伴避難できる避難所として開設。

12. 災害時の人権擁護活動について【人権政策課】 ★

- (1) 8/5(水)避難所における性暴力の防止に関する周知ポスター掲示。
- (2) 8/27(木)から、県による避難所等における性暴力被害防止に向けた巡回・周知啓発を実施(～10/29(木)・全18カ所 実施者：公益社団法人熊本被害者支援センター)。
- (3) 8/27(木)～9/13(日)人権セミナーやつしろ第1回オンデマンド配信 演題「災害と人権」。
※市ホームページ等で周知。YouTubeで視聴可能。
- (4) 9/1(火)災害に伴う人権相談について市ホームページで周知。

◆災害廃棄物仮置場来場台数

◆災害
総合窓口
受付状況

■仮設トイレ設置状況

年月日	曜日	水処理 センター	鏡支所	北新地	本庁舎1F 会議室
R8.7.29	(水)	—	—	—	34
R8.7.30	(木)	—	—	—	99
R8.7.31	(金)	—	—	—	79
R8.8.1	(土)	—	—	—	—
R8.8.2	(日)	—	—	—	—
R8.8.3	(月)	393	—	—	188
R8.8.4	(火)	314	—	—	117
R8.8.5	(水)	348	—	—	88
R8.8.6	(木)	—	—	—	88
R8.8.7	(金)	396	—	—	121
R8.8.8	(土)	473	—	—	—
R8.8.9	(日)	538	—	—	—
R8.8.10	(月)	514	481	—	211
R8.8.11	(火)	552	449	—	—
R8.8.12	(水)	567	—	—	143
R8.8.13	(木)	—	450	—	104
R8.8.14	(金)	569	410	—	105
R8.8.15	(土)	606	—	—	—
R8.8.16	(日)	580	459	—	—
R8.8.17	(月)	487	451	—	121
R8.8.18	(火)	552	494	—	115
R8.8.19	(水)	597	—	—	106
R8.8.20	(木)	—	477	—	91
R8.8.21	(金)	541	431	—	88
R8.8.22	(土)	593	—	—	—
R8.8.23	(日)	560	509	—	—
R8.8.24	(月)	484	456	—	115
R8.8.25	(火)	516	464	—	84
R8.8.26	(水)	597	—	—	80
R8.8.27	(木)	—	599	—	86
R8.8.28	(金)	500	460	—	79
R8.8.29	(土)	607	—	329	—
R8.8.30	(日)	680	468	342	—
R8.8.31	(月)	446	401	—	82
R8.9.1	(火)	476	392	95	68
R8.9.2	(水)	505	—	306	61
計		13,991	7,851	1,072	合計
合計			22,914		2,553

(単位:台) (単位:件)

地区	配置箇所	基数	地区	配置箇所	基数	地区	配置箇所	基数
代陽	第一中学校	5基	太田郷	ハーモニーホール	5基	鏡	鏡小学校	10基
代陽	代陽コミセン	0基	植柳	植柳小学校	0基	鏡	鏡中	5基
代様	西中洲児童公園	0基	八千把	第四中学校	10基	鏡	鏡コミセン	5基
八代	八代小学校	5基	八千把	八千把コミセン	5基	鏡	文政小学校	9基
八代	八代コミセン	0基	八千把	海士江団地	0基	鏡	有佐小学校	5基
八代	築添団地	0基	八千把	会地公園	0基	鏡	郷開団地	0基
松高	松高小学校	5基	高田	流藻川団地	0基	鏡	楠団地	0基
松高	八代支援学校	2基	金剛	金剛コミセン	5基	鏡	下有佐児童公園	0基
松高	松高コミセン	0基	金剛	第六中学校	5基	鏡	有佐児童公園	0基
松高	松崎公園	0基	郡築	第七中学校	2基	鏡	外出児童公園	0基
松高	高島団地	0基	宮地	第八中学校	7基	鏡	北出児童公園	0基
松高	八代斎場	4基	宮地	宮地コミセン	2基	鏡	大環児童公園	0基
太田郷	トヨオカ地建アリーナ	5基	宮地	西宮団地	0基	鏡	貝洲児童公園	0基
太田郷	太田郷コミセン	0基	日奈久	日奈久小学校	7基	鏡	塩浜児童公園	0基
太田郷	第二中学校	12基	日奈久	日奈久コミセン	5基	鏡	内田児童公園	0基
太田郷	西片町団地	0基	二見	二見コミセン	5基	鏡	芝川農村公園	0基
太田郷	新八代駅がめさん公園	0基	千丁	千丁支所	0基	東陽	東陽コミセン(スボセン)	5基
太田郷	東中洲児童公園	0基	千丁	千丁コミセン	3基		八代港	0基
太田郷	井上児童公園	0基	鏡	鏡支所	10基		計	148基

■トイレカー等設置状況

地区	配置箇所	台数	配置内容	地区	配置箇所	台数	配置内容
代陽	代陽コミセン	1台	トイレカー	鏡	鏡支所	3台	コンテナトイレ
代陽	第一中学校	1台	トイレカー	鏡	鏡支所	0台	トイレカー
代陽	がらっぱ広場	0台	トレーラートイレ	鏡	鏡コミセン	3台	トイレカー
太田郷	太田郷コミセン	1台	トイレカー	鏡	鏡体育館	2台	トイレカー
太田郷	第二中学校	0台	トイレカー	鏡	鏡小学校	1台	トイレカー
植柳	植柳小学校	0台	トイレカー	鏡	鏡小学校	1台	トレーラートイレ
松高	松高コミセン	0台	トイレカー	鏡	鏡中学校	2台	トイレカー
八千把	第四中学校	0台	トレーラートイレ	鏡	文政小学校	0台	トイレカー
金剛	金剛コミセン	1台	トイレカー	鏡	有佐小学校	0台	トイレカー
昭和	昭和コミセン	1台	トイレカー	鏡	鏡ヶ池公園	0台	トイレカー
宮地	宮地小学校	0台	コンテナトイレ		エコエイト	0台	トイレカー
日奈久	日奈久小学校	0台	コンテナトイレ	麦島	麦島コミセン	0台	トイレカー
千丁	千丁支所	2台	コンテナトイレ	宮地	宮地コミセン	0台	トイレカー
千丁	千丁コミセン	0台	トイレカー	龍峯	龍峯コミセン	1台	トイレカー
千丁	千丁コミセン	1台	コンテナトイレ		計	21台	

1 被害状況

福祉施設・医療機関等の被害状況、実施状況

	被害状況	主な被害内容・実施状況
高齢者施設等	被害あり 174事業所中 人的被害 68事業所 物的被害 161事業所(重大52、軽微109)	・断水、壁や床のひび割れ、キャビネット等物品の倒壊など多数 ・重大な被害のあった施設 7施設(外壁ひび割れ、ひずみ、傾き、水漏れ、敷地内の液状化現象、地割れ)
障がい者福祉施設等	被害あり 34事業所中 人的被害 12事業所 物的被害 19事業所(物的軽微) 80万円以下 物的被害 6事業所(物的重大な被害) 80万円超	・断水、壁や床のひび割れ、器具・機器等の破損あり ・重大な被害のあった施設 6施設(建物基礎の割れ、事務室、居宅棟の床の歪み、ひび割れ)
児童福祉施設等	公立保育園(6園) 被害あり 6園 私立保育園(43園) 被害あり 32園 認定こども園(5園) 被害あり 5園 放課後児童クラブ(37クラブ) 被害あり 14クラブ 子育て支援センター(6カ所) 被害あり 1カ所 こどもプラザ(2カ所) 被害あり 1カ所 病児・病後児保育施設(3カ所) 被害あり 0カ所	・保育園各園に、外壁、室内の壁等へ亀裂、冷蔵庫等の機器の破損、備品の倒壊などあり。 ・保育施設 全園実施中(時間短縮 1園) ・放課後児童クラブ 全クラブ実施 ・子育て支援センター 全施設(6施設)実施 ・こどもプラザ 1施設実施(1施設再開未定) ・病児・病後児保育施設 全施設(3施設)実施
医療機関等	医療機関等の診療状況 【八代市医師会】 77医療機関中 すべて診療中 【八代郡市医師会】 23医療機関中 すべて診療中 ※一部機関で時間短縮、診療制限等あり	【八代歯科医師会】 歯科医療機関 すべて診療中 ※一部の機関では診療に制限あり 【八代薬剤師会】 薬局 73機関中 72機関実施

2 対応状況

福祉施設・事業所(高齢者施設・障がい者福祉施設・保育施設等)への対応状況

物資供給	・水・食料・消耗品等を随時供給 ・自衛隊の協力により8月5日より介護・障がい・保育等施設へ飲料水を配送
給水等支援	・給水対策部からの給水支援 ・民間事業所の協力による給水支援 6事業所（8月17日で終了） ・ウォーターサーバー設置：1事業所（23施設へ配付）
入浴・専門等支援	・危機管理教育研究所：福祉施設への入浴支援 ・歯科医療法人徳真会：各施設を巡回し口腔ケアを実施 ・入浴・洗濯等支援：（一社）能登乃國百年之計

《今後の対応》

- ・8月12日 施設・事業所のライフライン等状況調査を実施
- ・水、食料等の不足、物資供給等で対応中
- ・人的支援については介護職員等派遣(県)にて対応
- ・物的被害については社会福祉施設等災害復旧補助金活用にて対応予定

【在宅被災者等への健康支援の状況と今後の対応】

- ・健康相談、要支援世帯等の連絡への対応 保健師や医療・福祉支援チームが随時、訪問支援
- ・訪問支援（健康状態・生活環境等の確認）

対象		確認調査数	実施機関・団体	状況・対応
高齢者	85歳以上の高齢者単身世帯・高齢者のみ世帯 （介護サービスなし）	2,268人	・保健師（他自治体等から応援協力） 【※1】 ・地域包括支援センター ・熊本県被災高齢者等把握事業（日本 介護支援専門員協会）	訪問調査済 今後、1巡目訪問における要支援者 や体調不良者への継続支援、不在 者への訪問支援を行う
	75～84歳の高齢者単身世帯 （介護サービスなし）	3,674人		
	65歳以上の高齢者 ※地域包括支援センター等対応	1,058人		地域包括支援センター対応継続
	高齢者の見守り活動	—	セブンイレブン、ユウベル(株)、 (株)西田、生活協同組合くまもと、 郵便局（包括連携）	お届けサービス等を通じた高齢者 の見守り、異変確認時の連絡等
障がい者	重度心身障がい児・者 医療的ケア児	101人	・熊本県被災障がい者把握事業（熊 本県障がい者相談支援事業連絡協 議会・日本相談支援専門員協会）	訪問調査済 支援が必要な方への継続支援
	在宅の障がい者・児（相談支援、物資支援等）	—	・基幹相談支援センターアクロス ・相談支援事業所 ・熊本地震被災地障害者センター（活 動拠点：とら太の会）	支援継続

対象		調査数	実施機関・団体	状況・対応
避難行動 要支援者	60～64歳の単身世帯 (福祉サービスなし)	79人	・熊本県被災障がい者把握事業(熊本県障がい者相談支援事業連絡協議会・日本相談支援専門員協会)	訪問調査済 支援が必要な方への継続支援
	65～84歳の高齢者単身世帯 74歳以下の高齢者世帯、その他の世帯 (福祉サービスなし)	343人	・DWAT(災害派遣福祉チーム)	訪問調査済
	20～84歳の単身世帯(福祉サービスなし)	約700人	・市政協力員・民生委員による 安否確認のみ	確認済
車中泊 避難者	車中泊可能な公園(33か所)、ゆめタウン八代、 県営八代運動公園、二中避難所の計36か所	2か所 4世帯9人	・保健師による巡回確認(8月4日)	健康状態確認、エコノミークラス症 候群、熱中症対策の注意喚起
	夜間巡回により車中泊避難者に対し声かけ、エ コノミークラス症候群、熱中症対策などをまと めたチラシを配布	—	・警察による巡回	支援継続
	住宅課からの情報提供(8/21時点)による車中 泊避難継続中の世帯確認	9世帯	・日赤による訪問支援(8月24日)	健康状態確認、エコノミークラス症 候群、熱中症対策の注意喚起
市 民	スマートフォン等による健康状態の調査を実施	回答数 1,408世帯	・市【※2】	健康状態に心配がある方に電話や 訪問により対応

【※1】保健師等による高齢者世帯等への訪問支援実績

《1巡目》8月5日～30日(26日間)

※訪問人数には、高齢者世帯と同居の家族(高齢者以外)の人数も含まれます。

対象	訪問人数	健康状態確認	不在(ポスティング)	要支援者
85歳以上の高齢者単身世帯 85歳以上の高齢者のみ世帯 75～84歳の高齢者単身世帯	5,428人	3,721人	1,500人	146人

《2巡目》8月27日～**9月1日(6日間)** ※対象世帯への1巡目の訪問が完了したことから、8月27日より1巡目における要支援者、慢性疾患や不眠、食欲不振を訴えられた方、不在者を中心に訪問を開始。

対象	訪問人数	健康状態確認	不在(ポスティング)	要支援者
1巡目の要支援者(146人)	146人	146人	0人	51人(支援継続)
1巡目の不在者(1,500人)	380人	252人	128人	43人

【※2】市民に対する健康支援

- ・全市民に対し、健康状態等の把握を8月17日から実施
- ・避難所避難者、在宅避難者(訪問支援時)に配付 ・市ホームページ、SNS等で周知

健康調査回答 **(9月2日現在) 1,408件**

うち世帯員に健康状態の気になる方がいる世帯 **473件 (33.6%)**

健康状態が気になる方には電話や訪問にて対応 **212件**

【今後の保健師の活動】

- 在宅高齢者世帯の訪問により、要支援者、慢性疾患や不眠、食欲不振を訴えられた方への支援を継続。
- また、不在のためポスティングをした世帯は、避難所への避難者との突合を行うとともに、再訪問を実施。
- アプリによる市民に対する健康支援において、世帯員に健康状態が気になる方がいると回答した世帯へ電話や訪問により支援を実施。
- 避難所については、保健師が巡回し、避難者の健康状態を確認。
- 以上の活動や民生委員等の情報提供により、必要に応じ、福祉避難所、医療機関等へつなぐ。



【避難所における支援】

(1)健康・医療・衛生支援

健康状態の確認	・医療・保健・福祉支援チームによる巡回支援活動を継続 ・保健師が各避難所を訪問（保健師派遣は「活力ある地方を創る首長の会」福岡県古賀市市長の協力あり）
感染対策	・災害時感染制御支援チーム(DICT)による感染対策支援
医療、口腔ケア	・トヨタカ地建アリーナにて薬が不足している被災者への投薬支援 ・熊本県歯科医師会、福岡歯科大学等の協力による口腔ケアの実施 ・九州大学(医学研究院)の協力によるエコノミークラス症候群防止のため、エコー等機器により血栓がないか確認 ・JDAT、熊本県歯科衛生士会の歯科チームによる巡回支援・口腔体操を開始(8/18から) (実施場所:太田郷コミセン、鏡コミセン、八中) ・栄養改善対策 栄養支援チーム(JDA-DAT)による巡回支援(食環境整備、要配慮者への個別対応) (9/1:3箇所訪問、これまで延べ193回実施)

(2)福祉避難所の要配慮避難者の受入れ

受入施設: 希望の里たいよう(DWAT、ジャパンハートによる運営協力)、熊本めぐみの園

現在の状況: 要配慮者4人、ほか介助者2人を受け入れ

【医療、救護等の活動】

医療・保健・福祉支援チームの活動 活動拠点(市庁舎2階(201・202会議室))

医療・保健・福祉の支援チームの体制を調整、避難所や在宅、医療機関、施設等の被災者支援を実施

船舶活用医療 PFI船舶「はくおうⅡ」の一部にて8月5日から医療提供・救護活動を実施

【被災者支援制度・事業】

〈被災者の生活支援〉

(1) こどもの居場所の設置（学校再開により8月27日終了）

セーブ・ザ・チルドレンの協力により、こどもの居場所を設置

実施期間： 8月12日から8月27日まで12日間（夏休み期間中、平日のみ） 9時～16時

場所： 昭和小学校体育館 送迎バス運行（トヨタカ地建アリーナ⇔昭和小学校）

利用児童： 4歳～小学生6年生 のべ234人

(2) 公衆浴場の無料入浴支援

（県事業） 市内施設： 5施設 日奈久温泉センター ばんぺい湯、坂本憩いの家 元湯、東陽交流センター せせらぎ、
さかもと温泉センター クレオン、八代温泉 さくらの湯

市外施設： 熊本市内 26施設、ほか市町村 59施設（8月29日17時時点）

(3) ホテル等避難（県事業）

8月3日より、被災しホテル等への避難を希望する方が対象（県申込フォームより申請）、コールセンター開設

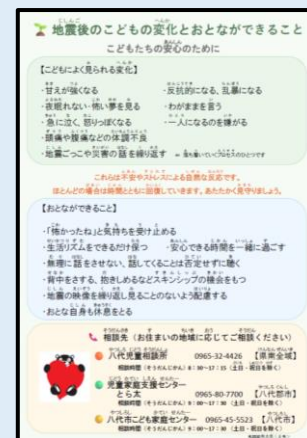
実績： 276世帯 583人（うち利用中：155世帯 312人）（八代市分 9月2日現在）

・八代市内のホテル等利用中 68世帯 138人

ホテル等避難者の健康状態は、8月17日から県コールセンターで確認し、市へ情報提供後、対応
今後の生活再建、支援情報の提供については、市から電話確認

(4) 災害時における子どもたちの心のケアに関するチラシの配布

- ・子どもたちが安心して生活を送るため「地震後のこどもの変化におとなができること」の
チラシにより、子どもの心のケアと相談窓口を案内
- ・幼稚園、保育所、小・中・支援学校を通して、児童、生徒のいる家庭に対し配付



〈支援金の給付・貸付〉

(5)災害弔慰金・災害障がい見舞金・災害見舞金(重傷者)の支給

【災害弔慰金】

令和8年熊本地震により亡くなられた方(災害関連死を含む)の遺族に対し弔慰金を支給

対象者	支給額
死亡者が世帯の生計維持者の場合	500万円
その他の場合	250万円

【災害障がい見舞金】

令和8年熊本地震により心身に重度の障がいを受けられた方に対し見舞金を支給

対象者	支給額
障がいを負った方が世帯の生計維持者の場合	250万円
その他の場合	125万円

【災害見舞金(重傷者)】

地震等による被害または火災等による被害により負傷し、1か月以上の入院治療を要する方に支給

対象者	支給額
世帯で1人の場合	3万円
同一世帯内で2人以上の場合	5万円

(6)被災者生活再建支援金の支給

- ・被災され居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯(被災世帯)に対して、支援金を支給し生活の再建を支援
- ・本市で受付・確認後、(公財)都道府県センターへ送付、センターにおいて審査後、支給

【対象世帯】

- ① 住宅が「全壊」した世帯(全壊世帯)
- ② 住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯(半壊解体世帯、敷地被害解体世帯)
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯(長期避難世帯)
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)
- ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)

【支援金の内容】

- ・基礎支援金: 住宅の被害程度に応じて支給する支援金
- ・加算支援金: 住宅の再建方法に応じて支給する支援金

【支給額】

区分		① 基礎支援金	② 加算支援金		①+②合計額
複数世帯 (被災時世帯 の人数が2人 以上)	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円
			補修	100万円	200万円
			賃借	50万円	150万円
	大規模半壊世帯	50万円	建設・購入	200万円	250万円
			補修	100万円	150万円
			賃借	50万円	100万円
	中規模半壊世帯	なし	建設・購入	100万円	100万円
			補修	50万円	50万円
			賃借	25万円	25万円

区分		① 基礎支援金	② 加算支援金		①+②合計額
単数世帯 (被災時世帯 の人数が1 人)	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	75万円	建設・購入	150万円	225万円
			補修	75万円	150万円
			賃借	37.5万円	112.5万円
	大規模半壊世帯	37.5万円	建設・購入	150万円	187.5万円
			補修	75万円	112.5万円
			賃借	37.5万円	75万円
	中規模半壊世帯	なし	建設・購入	75万円	75万円
			補修	37.5万円	37.5万円
			賃借	18.75万円	18.75万円

【申請状況】 (9月2日現在) 基礎支援金:10件 (全壊(複数世帯:4件、単数世帯:6件))

(7)災害援護資金の貸付

災害により、負傷または住居・家財に大きな損害を受けた世帯に対し、生活の立て直しをするための資金を貸付

※世帯人員ごとの前年の総所得金額が、一定の範囲内ある世帯が対象

【貸付限度額】

区 分	世帯主に負傷がない場合	世帯主に1か月以上の療養が必要な負傷がある場合
家財や住居に損害がない	—	150万円
家財の1/3以上の損害	150万円	250万円
住居の半壊・中規模半壊・大規模半壊	170万円 (250万円)※1	270万円 (350万円)※1
住居の全壊	250万円 (350万円)※1	350万円

※被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合など、特別の事情がある場合は
() 内の額

【利率】 年1% (保証人ある場合及び据置期間中は無利子)

【据置期間】 3年 (特別の場合5年)

【償還期間】 10年 (据置期間を含む)

【償還方法】 元利均等償還

〈医療・福祉サービス〉

(8)医療機関等への受診

- ・マイナ保険証、資格確認書や公費負担医療の受給者証、介護保険証がなくても、医療機関等の受診や介護サービスの利用が可能（氏名、生年月日、連絡先(電話番号等)、住所等を申出）
- ・公費負担医療(指定難病、自立支援医療など)： 緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診可能
- ・住家の全半壊や主たる生計維持者の業務廃止または休止などに該当する者は、医療保険の窓口負担や介護サービスの利用料の支払いが不要（該当者は、医療機関や介護サービス事業所等の窓口で申告）
※当面、令和8年11月末まで実施予定

(9)障害福祉サービス等の利用料の免除など

- ・住家の全半壊や主たる生計維持者の業務廃止または休止などに該当する者は、利用料が免除
障害福祉サービス(居宅介護、生活介護、短期入所 等)、障害児通所支援(放課後等デイサービス、児童発達支援 等)
- ・利用している障害福祉サービス等事業所へ申告

(10)障害児通所支援の取扱い

- ・定員を超過して被災障がい者等を受け入れた場合も、定員超過利用減算を適用しない取り扱いが可能
- ・受給者証の支給量の範囲内であれば、利用日や利用回数は保護者との十分な協議の上、事業所の判断で柔軟に調整

〈その他〉

(11)災害義援金

受付開始：7月31日、市HP等で広報

実績（9月2日現在）： 個人 2,138件 法人・団体 265件 合計 376,777,268円

【支援・物資等受入れ】（新たに支援提供があったもの）

1 被害状況

（1）公共施設

【勤労者向け施設（4施設）】被災無：0施設 被災有：4施設

市民の安全確保を最優先とするため、すべての施設を臨時休館（利用停止）としている。

【観光施設（11施設）】被災無：1施設 被災有：10施設（被害額 5施設：59,498千円[8月15日現在]）

安全が確保された施設については、順次利用を再開し、残りの施設は、引き続き臨時休館（利用停止）としている。

【文化施設（2施設）】被災無：0施設 被災有：2施設

市民の安全確保を最優先とするため、すべての施設を臨時休館（利用停止）としている。

【スポーツ施設（24施設）】被災無：4施設 被災有：18施設 調査中：2施設（被害額 9施設：261,576千円[8月19日現在]）

市民の安全確保を最優先とするため、すべての施設を臨時休館（利用停止）としている。

（2）文化財施設 被害件数：61件 被害総額：30,682,000千円[8月28日現在]

【八代城跡】（被害額 15,000,000千円） 【松浜軒】（被害額 7,000,000千円）

【妙見宮】（被害額 3,000,000千円） 【その他】（被害額 5,682,000千円）

（3）商工業事業者 被害事業者数：2,018事業者 被害総額：29,779,110千円[9月3日現在]

【八代商工会議所】 （被害額 1,554事業者：22,443,350千円）

【八代商工会】（被害額 464事業者：7,335,760千円）

2 今後の対応

（1）公共施設

1. 被害状況の把握：専門業者及び職員により、順次施設の安全点検を実施いたします。
2. 利用の再開：点検の結果、安全が確保された施設につきましては、準備が整い次第、順次利用を再開いたします。
3. 被害施設の復旧：復旧が必要と判断された施設につきましては、安全が確保されるまで、引き続き利用を停止いたします。
4. 施設の再開：各施設の利用再開については、決まり次第、本市ホームページ及びSNS等にて随時周知いたします。

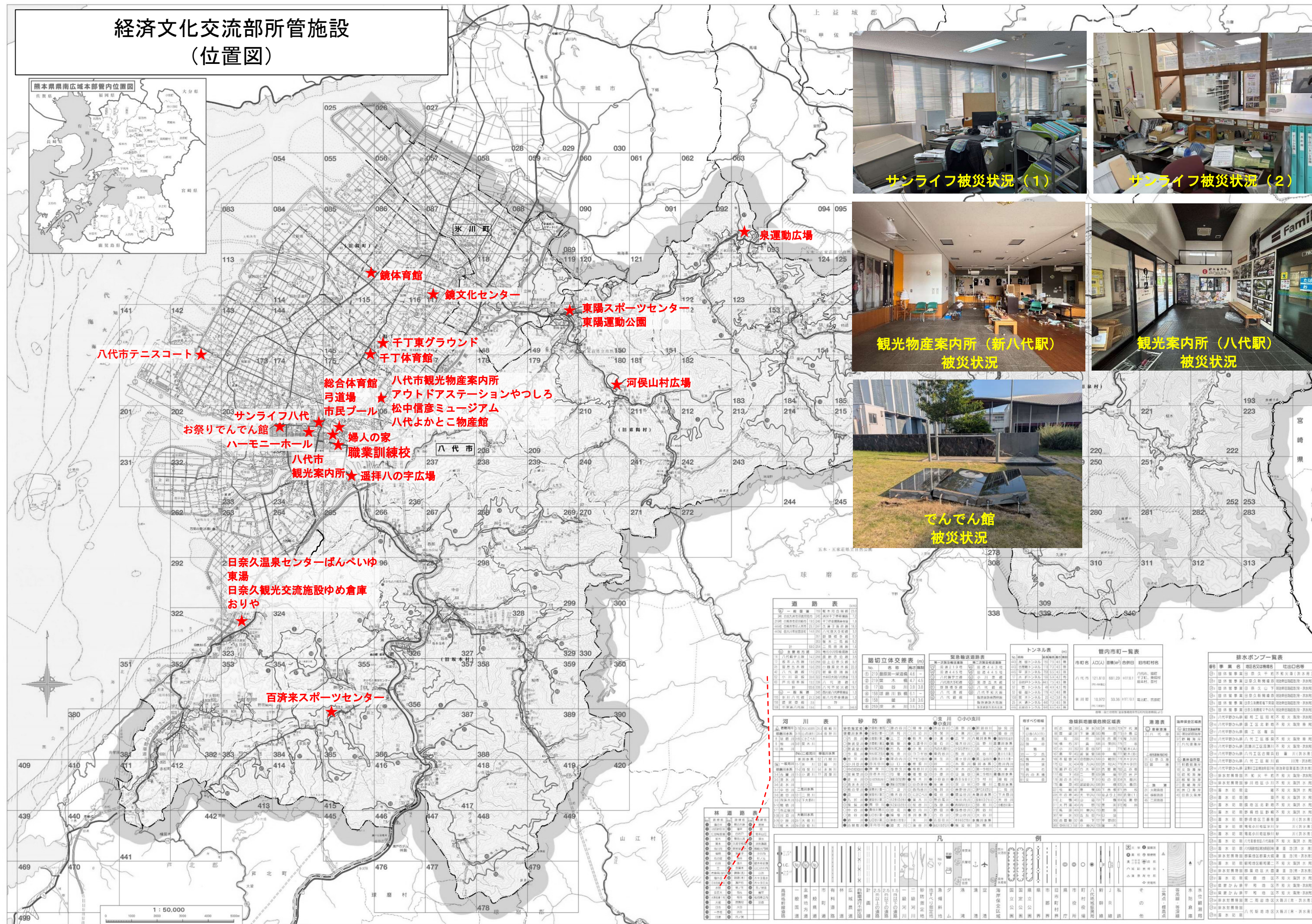
（2）文化財施設

1. 被害状況の把握：指定文化財の被害状況調査完了（指定文化財[260件] 被災なし：199件 被災あり：61件）

（3）商工業事業者

1. 被害状況の把握：八代商工会議所 被害状況調査完了（対象事業者数[1,810事業者] 被災なし：256事業者 被災あり：1,554事業者）
八代商工会に対して、被害状況の聞き取りを実施いたします。

經濟文化交流部所管施設
(位置図)



道 路		表
158	自一 般 路	158
159	自一 般 路	159
160	自一 般 路	160
161	自一 般 路	161
162	自一 般 路	162
163	自一 般 路	163
164	自一 般 路	164
165	自一 般 路	165
166	自一 般 路	166
167	自一 般 路	167
168	自一 般 路	168
169	自一 般 路	169
170	自一 般 路	170
171	自一 般 路	171
172	自一 般 路	172
173	自一 般 路	173
174	自一 般 路	174
175	自一 般 路	175
176	自一 般 路	176
177	自一 般 路	177
178	自一 般 路	178
179	自一 般 路	179
180	自一 般 路	180
181	自一 般 路	181
182	自一 般 路	182
183	自一 般 路	183
184	自一 般 路	184
185	自一 般 路	185
186	自一 般 路	186
187	自一 般 路	187
188	自一 般 路	188
189	自一 般 路	189
190	自一 般 路	190
191	自一 般 路	191
192	自一 般 路	192
193	自一 般 路	193
194	自一 般 路	194
195	自一 般 路	195
196	自一 般 路	196
197	自一 般 路	197
198	自一 般 路	198
199	自一 般 路	199
200	自一 般 路	200

No.	名 称	高度	规格
① 219	磐原第一架道橋	4.6	—
② 219	紫 木 橋	4.7	4.5
③ 17	池 谷 川	3.9	3.8
④ 158	塚 瀬 川 鉄 橋	6.1	—
⑤ 158	鉢	3.8	3.6
⑥ 259	深 水 川	3.5	3.0

第一次緊急輸送道路		第二次緊急輸送道路	
(1)	国道219号	(14)	国道443号
(2)	国道445号	(15)	国道445号
(3)	八代線宇土駅	(16)	小川線
(4)	八代港大手町駅	(17)	高良木線
(5)	防勢橋通り	(18)	八代線
(6)	八代線森	(19)	八代不況支線
		(20)	熊鷹道西側
		(21)	熊鷹道大田
		(22)	東海線北見

トンネル数		(m)	
No.	名称	延長	備考
443	名 国トンネル	150	7.5 4.5 無
443	吉野郡トンネル	118	7.0 4.5 無
445	平 家トンネル	108	6.5 4.5 無
17	木 折トンネル	766	5.9 4.2 奇
52	白岩戸トンネル	44.5	7.5 4.5 無
52	香 田トンネル	49	4.3 4.3 奇
52	香 越トンネル	179	4.2 4.6 無
108	栗 本トンネル	25	4.2 3.8 奇
25	大 瀬トンネル	440	7.0 4.5 無
465	高瀬川トンネル	602	8.3 4.5 無

市町名	人口(人)	面積(km ²)	合併日	旧市町数
八代市	121,810 (平成26年度)	687.29	H17.8.1	8 市・町・村・支庁
米川町	10,972 (平成26年度)	33.36	H17.10.1	1 町

村名	香
、	Ⓢ
、	Ⓢ
、	Ⓢ
、	Ⓢ
、	Ⓢ

河 川 表		
① 豊後川	26.0	八幡川
② 豊前川	26.0	豊前川
③ 豊後川	26.0	豊後川
④ 豊前川	26.0	豊前川
⑤ 豊後川	26.0	豊後川
⑥ 豊前川	26.0	豊前川
⑦ 豊後川	26.0	豊後川
⑧ 豊前川	26.0	豊前川
⑨ 豊後川	26.0	豊後川
⑩ 豊前川	26.0	豊前川
⑪ 豊後川	26.0	豊後川
⑫ 豊前川	26.0	豊前川
⑬ 豊後川	26.0	豊後川
⑭ 豊前川	26.0	豊前川
⑮ 豊後川	26.0	豊後川
⑯ 豊前川	26.0	豊前川
⑰ 豊後川	26.0	豊後川
⑱ 豊前川	26.0	豊前川
⑲ 豊後川	26.0	豊後川
⑳ 豊前川	26.0	豊前川
㉑ 豊後川	26.0	豊後川
㉒ 豊前川	26.0	豊前川
㉓ 豊後川	26.0	豊後川
㉔ 豊前川	26.0	豊前川
㉕ 豊後川	26.0	豊後川
㉖ 豊前川	26.0	豊前川
㉗ 豊後川	26.0	豊後川
㉘ 豊前川	26.0	豊前川
㉙ 豊後川	26.0	豊後川
㉚ 豊前川	26.0	豊前川
㉛ 豊後川	26.0	豊後川
㉜ 豊前川	26.0	豊前川
㉝ 豊後川	26.0	豊後川
㉞ 豊前川	26.0	豊前川
㉟ 豊後川	26.0	豊後川
㊱ 豊前川	26.0	豊前川
㊲ 豊後川	26.0	豊後川
㊳ 豊前川	26.0	豊前川
㊴ 豊後川	26.0	豊後川
㊵ 豊前川	26.0	豊前川
㊶ 豊後川	26.0	豊後川
㊷ 豊前川	26.0	豊前川
㊸ 豊後川	26.0	豊後川
㊹ 豊前川	26.0	豊前川
㊺ 豊後川	26.0	豊後川
㊻ 豊前川	26.0	豊前川
㊼ 豊後川	26.0	豊後川
㊽ 豊前川	26.0	豊前川
㊾ 豊後川	26.0	豊後川
㊿ 豊前川	26.0	豊前川

[illegible][illegible][illegible]

区画	382	上野水	582	新田	779
区画	383	下野水	583	新田	780
区画	384	上野水	584	新田	781
区画	385	下野水	585	新田	782
区画	386	上野水	586	新田	783
区画	387	下野水	587	新田	784
区画	388	上野水	588	新田	785
区画	389	下野水	589	新田	786
区画	390	上野水	590	新田	787
区画	391	下野水	591	新田	788
区画	392	上野水	592	新田	789
区画	393	下野水	593	新田	790
区画	394	上野水	594	新田	791
区画	395	下野水	595	新田	792
区画	396	上野水	596	新田	793
区画	397	下野水	597	新田	794
区画	398	上野水	598	新田	795
区画	399	下野水	599	新田	796
区画	400	上野水	600	新田	797
区画	401	下野水	601	新田	798
区画	402	上野水	602	新田	799
区画	403	下野水	603	新田	800
区画	404	上野水	604	新田	801
区画	405	下野水	605	新田	802
区画	406	上野水	606	新田	803
区画	407	下野水	607	新田	804
区画	408	上野水	608	新田	805
区画	409	下野水	609	新田	806
区画	410	上野水	610	新田	807
区画	411	下野水	611	新田	808
区画	412	上野水	612	新田	809
区画	413	下野水	613	新田	810
区画	414	上野水	614	新田	811
区画	415	下野水	615	新田	812
区画	416	上野水	616	新田	813
区画	417	下野水	617	新田	814
区画	418	上野水	618	新田	815
区画	419	下野水	619	新田	816
区画	420	上野水	620	新田	817
区画	421	下野水	621	新田	818
区画	422	上野水	622	新田	819
区画	423	下野水	623	新田	820
区画	424	上野水	624	新田	821
区画	425	下野水	625	新田	822
区画	426	上野水	626	新田	823
区画	427	下野水	627	新田	824
区画	428	上野水	628	新田	825
区画	429	下野水	629	新田	826
区画	430	上野水	630	新田	827
区画	431	下野水	631	新田	828
区画	432	上野水	632	新田	829
区画	433	下野水	633	新田	830
区画	434	上野水	634	新田	831
区画	435	下野水	635	新田	832
区画	436	上野水	636	新田	833
区画	437	下野水	637	新田	834
区画	438	上野水	638	新田	835
区画	439	下野水	639	新田	836
区画	440	上野水	640	新田	837
区画	441	下野水	641	新田	838
区画	442	上野水	642	新田	839
区画	443	下野水	643	新田	840
区画	444	上野水	644	新田	841
区画	445	下野水	645	新田	842
区画	446	上野水	646	新田	843
区画	447	下野水	647	新田	844
区画	448	上野水	648	新田	845
区画	449	下野水	649	新田	846
区画	450	上野水	650	新田	847
区画	451	下野水	651	新田	848
区画	452	上野水	652	新田	849
区画	453	下野水	653	新田	850
区画	454	上野水	654	新田	851
区画	455	下野水	655	新田	852
区画	456	上野水	656	新田	853
区画	457	下野水	657	新田	854
区画	458	上野水	658	新田	855
区画	459	下野水	659	新田	856
区画	460	上野水	660	新田	857

[illegible]

林道番号	道路名称	道路長さ (km)	道路幅員 (m)	道路種別	道路状態	道路利用状況
1	第一林道	1.2	3.0	林道	良好	良好
2	第二林道	0.8	2.5	林道	良好	良好
3	第三林道	1.5	3.5	林道	良好	良好
4	第四林道	0.5	2.0	林道	良好	良好
5	第五林道	1.0	3.0	林道	良好	良好
6	第六林道	0.7	2.5	林道	良好	良好
7	第七林道	1.1	3.0	林道	良好	良好
8	第八林道	0.9	2.8	林道	良好	良好
9	第九林道	1.3	3.2	林道	良好	良好
10	第十林道	0.6	2.2	林道	良好	良好
11	第十一林道	1.4	3.3	林道	良好	良好
12	第十二林道	0.8	2.6	林道	良好	良好
13	第十三林道	1.6	3.6	林道	良好	良好
14	第十四林道	0.7	2.4	林道	良好	良好
15	第十五林道	1.0	3.0	林道	良好	良好
16	第十六林道	0.9	2.8	林道	良好	良好
17	第十七林道	1.2	3.1	林道	良好	良好
18	第十八林道	0.6	2.3	林道	良好	良好
19	第十九林道	1.1	3.0	林道	良好	良好
20	第二十林道	0.8	2.6	林道	良好	良好

							
高規格幹線道路	一般国道	主要地方道	一般県道	市町道	有料道路		

一級河川	
1.5E2H1G河線	
2.5E2H1G河線	
2.5E2H1G河線	
計画區	
自動車通行不許可區	
広域農道	

凡					
砂防指定地	急傾斜地	ダ	港	道	水

[illegible]

私	新	八代地域振興会	町役場	市役所	県庁
線	線	線	線	線	線

三 〇 吳福宮 松 〇 雙龍燈 寺 〇 廣濟堂 廟 〇 昇平社 崇 光 寺 心 兜率庵			
その他の	三角点・標高記号	等高線・等高線値	水防倉庫

(26)	潘水站	城北小川地区彭州
(27)	潘水站	代元堡地区代元堡南
(28)	潘水站	彭县地区彭县北大街
(29)	潘水站	彭县地区彭县第二
(30)	潘水站	彭县地区彭县大寨
(31)	潘水站	彭县地区彭县
(32)	潘水站	平坝地区平坝
(33)	潘水站	平坝地区平坝
(34)	潘水站	周二河地区周二河
(35)	潘水站	八代新地区八代新
(36)	潘水站	

知火 海計 水用	熊本県 東南広域本部 土
釜 道 (釜、水用)	
釜 道 (釜、水用)	
知火 海計 水用	
釜 道 (釜、水用)	
知火 海計 水用	
知火 海計 水用	
知火 海計 水用	

経済文化交流対策部 報告資料

1 支援物資取り扱い

- ・食料・水・生活必需品・その他避難所運営に必要とされる資機材
→ HP による募集を中止
- ・避難所における必要物資の電子申請化（ゲンサイクロスの活用）
- ・物資対応職員の設置
- ・物資受け入れ拠点
→ 熊本交通運輸(株)鏡町倉庫を配送拠点として運用開始（受入時間：9:00～16:00）
→ (株)MATSUKI 郡築倉庫を配送拠点として運用開始（受入時間：9:00～16:00）
→ (株)MATSUKI 郡築倉庫の運用に伴いトヨタカ地建アリーナ（大アリーナ）の配送拠点は廃止
- ・物資配送業務の委託
→ 支援物資の配送を包括連携協定事業者に委託。

2 イベントについて

- ・第59回八代くま川祭り（7/31・8/1）
→ イベント中止
- ・第39回やつしろ全国花火競技大会（10/17）
→ 大会中止
- ・西日本大学ソフトボール選手権大会（8/10～8/13）
→ 大会中止
- ・八代市文化祭（9/8～11/1）
→ イベント中止
- ・第81回熊本県民スポーツ大会（9/5～11/22 の間での延べ14日間）
→ 参加辞退
- ・第21回八代市民体育大会
→ 大会中止
- ・第36回みなと八代フェスティバル2026（10/4）
→ イベント中止

3 経済文化交流部所管施設の再開について

（観光施設）

- 1) 日奈久温泉センター「ばんぺい湯」（8/4 再開済）
- 2) 八代よかところ物産館（8/3 再開済）

<休止施設>

- ・勤労者施設（桜十字ホールやつしろ他3施設）
- ・観光施設（八代市観光案内所他8施設）
- ・文化施設（鏡文化センター他1施設）
- ・スポーツ施設（トヨタカ地建アリーナ他23施設）

4 八代港の状況について

- ・熊本県第 10 回災害対策本部会議資料より
被害状況

コンテナターミナルにおいて、ガントリークレーン損傷、レールの曲がり、ヤードの液状化が発生。くまモンポートなど外港地区全体において、岸壁エプロンの亀裂、ふ頭用地沈下等が発生。その他大島地区臨港道路の液状化、内港地区の岸壁亀裂等が発生。

支援船の受け入れについて、九州地方整備局（リエゾン 2 名）と連携し、7/29 から海上保安庁・海上自衛隊・国土交通省の巡視船等を順次受け入れの上、飲料水や救援物資の提供を開始。

- ・八代港外港地区において、穀物運搬船の利用再開（8/12 現在）及び貨物船の利用再開（8/17 現在）
- ・八代港国際コンテナ定期航路運航状況（報道情報をもとに整理[8/13 15:00 現在]）
 - 台湾航路：大分港を八代港の代替港として運用（愛媛オーシャンライン）
 - 韓国航路：当面の間、サービス休止（シノコー成本）
 - 韓国航路：博多港を八代港の代替港として運用（高麗海運）
 - 神戸航路：当面の間、サービス休止（井本商運）

5 ふるさと納税の状況について

(9/2 17:00 現在)

	単位	今回寄附額	前回寄附額	累計額
1) 災害支援				
ふるさと納税 災害支援サイト	13 サイト	<u>3,138,551</u> 円	366,680,308 円	<u>369,818,859</u> 円
寄附代理受付 自治体	103 自治体	<u>1,854,483</u> 円	213,281,623 円	<u>215,136,106</u> 円
企業版ふるさと 納税支援サイト	<u>146</u> 企業	<u>30,000,000</u> 円	299,157,000 円	<u>329,157,000</u> 円
2) 企業支援				
日本製紙八代工場 支援 C F	—	<u>2,607,500</u> 円	21,031,500 円	<u>23,639,000</u> 円
市内事業者支援	—	<u>74,555,909</u> 円	394,319,350 円	<u>468,875,259</u> 円

ふるさと納税によるクラウドファンディングを開始

【八代の誇る「文化財」を次世代に繋ぐ復旧プロジェクト】
～ 八代の歴史を未来に繋いでいくことを目指して ～

八代の宝である文化財の復旧の支援を行うために、本プロジェクトを立ち上げます。

1. 背景・目的

令和 8 年熊本地震により、地域で大切に守り続けてきた文化財も甚大な被害を受けました。地域のシンボルであり国史跡の「八代城跡」は石垣が崩落、古い町並みを残す「歴史的建造物」の多くも倒壊し、「残った文化財」も余震によるさらなる崩壊の危険にさらされています。また、国指定名勝である江戸時代初期の大名庭園「松浜軒」をはじめ、市内の貴重な歴史的建造物の多くが被災し、その中には地域によって大切に守られてきた様々な文化財も含まれます。

この文化財の復旧には、伝統的な技術や、手に入りにくい特別な資材が必要です。しかし、今回の大規模な震災の被害は、限られた予算や補助金だけでは復旧費用を到底まかなうことは出来ません。何百年もの間、先人たちが命がけで守り、私たちに受け継いできた「八代の宝」を、私たちの代で失ってしまうわけにはいきません。私たちは、八代の歴史の灯りを未来へ、そして次の世代に繋いでいくことを目指して、文化財の復旧を支援するため、ふるさと納税によるクラウドファンディングを立ち上げることとしました。

2. 内 容

ふるさと納税によるクラウドファンディングを立ち上げ、集まった寄附金を元に「八代の宝」である文化財の復旧の後押しができるよう支援を行う。

3. 効 果

- ・八代の宝である文化財の復旧によるシンボルの再生
- ・再び地域住民と観光客が笑顔で集まる「憩いの場」の復活

4. 公開日

(1)ふるなびクラウドファンディング

令和 8 年 9 月 3 日(木)正午～

(2)ふるさとチョイス GCF

令和 8 年 9 月 4 日(金)正午～



問合せ 経済文化交流部 文化振興課 担当:岡川
TEL 0965-33-4533
bunka@city.yatsushiro.lg.jp

【7月28日 震度6強発生】被害状況報告

令和8年9月3日（木）12：00 時点

【農林水産対策部】

1 被害状況

【農業振興課】

被害件数：947件（8月5日より調査を開始。なお、報告件数は今後の調査進捗により変動）実線囲み：報告対象 / 点線囲み：参考値（報告対象外）
被害額：84.7億円（共同利用施設：19.1億円、非共同利用施設：65.6億円）

共同 利用 施設	・ 集出荷施設 ・ ・ ・ ・ ・ 22件 ・ 処理加工施設 ・ ・ ・ ・ ・ 1件 ・ 機械器具 ・ ・ ・ ・ ・ 9件 小計：32件 1,904,565千円			
非共同 利用 施設	(園芸施設) ・ハウスの傾き ・ ・ ・ ・ ・ 13件 ・ハウスの基礎割れ ・ ・ ・ 149件 ・ハウスの歪み ・ ・ ・ ・ ・ 23件 ・ハウスガラス割れ ・ ・ ・ ・ 2件 ・液状化 ・ ・ ・ ・ ・ 26件 ・地盤沈下 ・ ・ ・ ・ ・ 11件 (園芸施設付帯設備) ・オイルタンク損壊 ・ ・ ・ 13件 ・育苗ベンチ転倒 ・ ・ ・ ・ 2件 小計：239件 4,451,800千円	(小屋、納屋) ・倒壊 ・ ・ ・ ・ ・ 79件 ・半壊相当 ・ ・ ・ 94件 ・一部損壊 ・ ・ 176件 ※いぐさ生産者の小屋の 倒壊が多数 小計：349件 1,338,160千円	(農業用機械) ・全損 ・ ・ ・ ・ ・ 77件 ・半壊 ・ ・ ・ ・ ・ 90件 ・一部損壊 ・ ・ 149件 ・転倒 ・ ・ ・ ・ ・ 8件 小計：324件 759,690千円 ※これまで全損として計上してい た被害を、被害の程度に応じて全 損と半壊に区分して再集計したこ とにより、全損の件数及び被害額 が減少した。	(その他) ・イチゴ苗枯れ ・ ・ 3件 小計：3件 (参考) ・油漏れ事案 ・ ・ 11件 (植柳、高田、昭和、千丁、鏡)

1 被害状況

【農地整備課】

農地の地割れや畦畔の転倒及び雑石積崩壊

・農地 1,501か所 被害額 1,483,165千円

ため池・頭首工の損傷

・頭首工 5か所 被害額 80,000千円

用排水路の側壁転倒

・用水路 1,707か所 被害額 13,711,400千円

・排水路 1,415か所 被害額 5,638,950千円

農道の路面亀裂

・農道（橋梁含） 352か所 被害額 646,977千円

樋門の開閉不能などの損傷

・農地保全施設 10か所 被害額 50,000千円

海岸施設のひび割れや段差

・海岸保全施設 505か所 被害額 12,222,000千円

排水機場内舗装、樋管の破損やポンプ不具合

・排水機場 25機場 71箇所 被害額 15,112,000千円

生活環境施設

・農村運動広場 2箇所 被害額 10,000千円

【水産林務課】

○林業関係

・林道施設（落石、崩土等） 73件 21,000千円

・林産施設（施設内作業場 液状化） 18件 1,779,930千円

・作業道施設（崩土） 2件 500千円

○水産業関係

・漁港施設（沈下、ひび割れ） 3件 100,000千円（概算）

・共同利用施設（沈下、ひび割れ） 2件 7,000千円

・養殖施設（施設損壊、養殖魚へい死） 2件 120,000千円

【農林水産政策課】

（支所管内）

・市有施設（建物）

八代市定住センター 屋根瓦、天井破損・落下 1件 20,665千円

【農林水産対策部】

2 今後の対応

【農林水産政策課・農業振興課】

8月27日に示された国の補助事業の実施準備

【農地整備課】

- ・農地 農家の意向を確認し、災害査定（補助申請）を行う。
- ・用水路

【現状】大きく被災した不知火幹線は、漏水箇所の応急手当を実施し水量を抑えながらではあるが通水開始。

【今後】幹線水路では、国による直轄災害復旧事業にて着手予定。幹線水路以外については、年内に災害査定（補助申請）、年明けから工事着手予定。

・排水路

【現状】水路壁（ブロック積等）倒壊が拡大する恐れがある箇所については大型土のう等による応急手当を実施。

【今後】年内に災害査定（補助申請）、年明けから復旧工事に着手予定。

・海岸保全施設

【現状】県が管理する昭和及び郡築海岸の復旧については現在、直轄海岸保全事業が実施されていることから国（農政局）が応急対策（空洞充填）を実施。8月21日完了。

【今後】国が直轄海岸保全事業の進捗を図りながら、復旧を行う。

・排水機場

【現状】北新地排水機場、昭和同仁排水機場、昭和第二排水機場、**八代中央排水機場、三番割排水機場の5**機場の復旧は、熊本県が実施。

【対応状況】北新地排水機場、昭和第二排水機場、三番割排水機場
国・県において、大雨に備えた仮設ポンプを設置済

【水産林務課】

○林業関係

- ・林道施設
- ・林産施設

修繕にて対応（業者に依頼中）
民間施設につき自己復旧（補助にて対応）

- ・作業道施設

修繕にて対応（業者に依頼中）

○水産業関係

- ・漁港施設

大鞘漁港、二見漁港の2漁港は災害査定の準備中（コンサルタントに委託済）
植柳漁港については修繕にて対応

- ・共同利用施設

（荷さばき施設）応急修繕にて対応。
被災度区分判定後に大規模改修、改築等を検討する。
（増殖センター）漁協にて修繕実施。国の1/2補助のほかに県と市で1/10の上乗せ補助を行う。
自己復旧

- ・養殖施設

【農林水産政策課】

（支所管内）

- ・市有施設（八代市定住センター） 屋根の応急対策を実施

農林水産部所管 被害状況

区分	9/1現在（前回報告）		9/3現在	
	件数	被害額（千円）	件数	被害額（千円）
集出荷貯蔵施設	22	1,904,565	22	1,904,565
処理加工施設	1		1	
機械器具（共同）	9		9	
ハウス（非共同）	239	4,451,800	239	4,451,800
機械器具（非共同）	324	759,690	324	759,690
農舎	349	1,338,160	349	1,338,160
畜舎	3	8,000	3	8,000
市有施設（建物）	1	20,665	1	20,665
市有施設（農村公園）	2	10,000	2	10,000
農地（田）	1,462	1,413,065	1,462	1,413,065
農地（畑）	39	70,100	39	70,100
農道	352	646,977	352	646,977
用水路	1,707	13,711,400	1,707	13,711,400
頭首工	5	80,000	5	80,000
排水路	1,415	5,638,950	1,415	5,638,950
排水機場	71	15,112,000	71	15,112,000
海岸（排水樋門含む）	515	12,272,000	515	12,272,000
林道	73	21,000	73	21,000
林産施設（原木流通施設）	1	32,500	1	32,500
林産施設（木材加工施設）	17	1,747,430	17	1,747,430
作業道	2	500	2	500
漁港	3	100,000	3	100,000
漁業協同利用施設	2	7,000	2	7,000
養殖施設	2	120,000	2	120,000
計	6,616	59,465,802	6,616	59,465,802

避難所集約後の食料提供対応

農林水産対策部

市から要請し、夕食に炊き出しによる食料の提供を実施

提供食料

朝食・昼食 : 避難所集約前の食料（パックご飯、アルファ米、缶詰、カップ麺などの保存食）
グリーンコープ様からの支援食料
夕食 : 炊き出し

○食料提供対象者の見直し

見直しの理由

避難所の集約に伴い、炊き出しを市が災害救助法を適用して実施すること及びプッシュ型支援の終了に伴い、パックご飯等の保存食の調達を市が実施するにあたり、対象者を災害救助法第2条に規定する救助の対象者である「災害により被害を受け、現に救助を必要とする者」とするため、一定の基準を設けるもの。

・提供対象者

- 1 避難所の避難者
- 2 八代市に住民登録のある在宅等避難者
 - ① 断水等により食料を調達しても調理することができない人
 - ② 道路・交通事情等により小売店等へ行くことができない人
 - ③ 自宅・避難場所周辺の小売店等が被災し利用できない。
 - ④ 高齢・障がい・けが等により自分で食料を購入できない人
 - ⑤ 乳幼児の養育等により、食料の購入に行くことが困難な人
 - ⑥ 車両、公共交通機関等が使用できず、食料を購入することが困難な人
 - ⑦ その他、災害の影響により自力で食料を確保することが困難な人

・適用開始日・提供方法

令和8年9月4日（金）～

左記対象者を掲示・周知し、対象者のみ提供。

・対象食料

- 1 炊き出し 2 配布物資（食料）→1日分/1回を限度

※ 市政協力員、ボランティア団体等からの相談があった場合は、左記を原則としつつ可能な限り柔軟に対応する。

○グリーンコープ様からの支援

- ・ 一社 CON (コネクトプロジェクト) 様から支援されるストッカーを各避難所に設置
- ・ 食料はグリーンコープ様が支援 (納豆、切り干し大根、ヨーグルト、牛乳等調整中)
- ・ 実施期間：9月1日 (火) ~ 3日 (木) 予定 ストッカー設置
2週目 (準備ができ次第) 食料支援



イメージ

期待される効果

- ・ 栄養バランスの向上
- ・ 多様な食の提供
- ・ 安定的な食料供給

○炊き出しの実施

- ・ 要請先：(一社) 地域活性化プロジェクト縁 GIN
- ・ 提供内容：栄養価に偏りがないよう、野菜を含めた食事を提供。全避難所同メニュー。
例：(主菜) 豚肉と玉ねぎの生姜あん煮、骨取さばの味噌煮、鶏肉と里芋のうま煮、骨取り魚のクリーム煮
(副菜) 春雨と白菜の中華煮、ブロッコリーと人参のやわらかコンソメ煮、切干大根・人参・油揚げの煮物
- ・ 実施時期 (目途)：9月 4日 (金) ~ (半分程度の避難所にグループ分けし交互に実施)
11日 (金) ごろ (調整中) ~ (全ての避難所)

避難所	9/4 (金)	9/5 (土)	9/6 (日)	9/7 (月)	9/8 (火)	9/9 (水)	9/10 (木)
代陽コミュニティセンター、桜十字ホールやつしろ、太田郷コミュニティセンター、第二中学校(体育館)、太田郷小学校(体育館)、千丁コミュニティセンター	○		○		○		○
八千把コミュニティセンター、麦島コミュニティセンター、高田コミュニティセンター、第五中学校、日奈久コミュニティセンター、鏡小学校、鏡中学校		○		○		○	

※トヨカ地建アリーナ、鏡コミセン、日奈久小学校は11日 (金) から実施予定。

- ・ 提供対象者：前ページ提供対象者
- ・ 炊き出しを配布できない人
 - ① 上記対象者の条件に該当しない人 (救助を必要としないと認められる人)
 - ② 持ち帰りを希望する人 (保健所の指導)
 - ③ アレルギー等食事に特別な配慮を必要とする人
 - ④ 提供予定数量に達した後に来所した人

※ ②~④の人には食料物資を配布

【7月28日 震度6強発生】被害状況報告

【建設対策部】

令和8年9月3日（木）16：00時点

1 被害状況

●被害状況

基本情報（令和8年9月3日 9時現在）

被害状況件数（件） 総数3,178件（主な施設 河川73件、海岸7件、道路2,329件、橋梁61件、下水道・集落排水364件 ほか）

被災額 6,878,391（千円）

道路全面通行止め情報（市道102件、国・県道0件（県HP防災情報くまもと））

●対応状況

【下水道建設課】 ・一次調査・・・・・・・・・・8月23日現在で363か所の被害 8月2日～6日で約190kmの詳細調査が終了

・二次調査・・・・・・・・・・8月6日から8月28日にかけて約33kmの管内カメラ調査が終了

【建築指導課】 ・応急危険度判定結果速報値（危険（赤）479棟、要注意（黄）355棟、調査済（緑）1,380棟 計2,214棟）

熊本県による実施区域（鏡校区の一部、太田郷校区の一部）8月12日をもって終了。他の地域については市で随時実施。

【住宅課】

・建設型応急仮設住宅

建設数・・・・・・・・・・市内5か所、建設戸数138戸 ※随時設置個所・戸数を増やす予定（調整中）

建設内訳・・・・・・・・（仮称）毘舎丸仮設団地（18戸）、（仮称）鏡町仮設団地（17戸）、（仮称）植柳上仮設団地（34戸）
（仮称）海士江仮設団地（35戸）、（仮称）鏡ヶ池仮設団地（34戸）

申請件数・・・・・・・・9月2日現在76件 ※申込期間：R8.8.28（金）～9.11日（金）

・**自宅敷地内への建設型応急住宅（9月1日～） 9月2日現在 申請件数18件**

・賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）

申請件数・・・・・・・・9月2日現在13件

・住まいの意向調査

アンケート結果・・・・・・・・8月28日現在2,504世帯回答（8月7日からの継続調査）

主な内訳・・・・・・・・建設型災害仮設住宅希望157世帯、みなし仮設住宅希望516世帯、住まいの再建方針も未定703世帯＞

【営繕課】

・住宅の応急修理制度

相談・受付・・・・・・・・9月2日現在 相談件数560件、申請受付0件）

【建設政策課】

・被災者へのブルーシート配布開始（各支所、各コミセン21か所） 8月31日で配布終了

・屋根等へのブルーシートの展張の緊急修理制度の運用状況（事業完了期限の延長 8月27日→9月27日）

申請・設置・・・・・・・・9月2日現在 申請件数1,024件、設置済件数254件

2 今後の取組み

【土木課分】

1. 主な被害内容（業務内容）

- ・道路、水路復旧等

被害数 1,948箇所 対応済み 108箇所

被害が全域に及んでおり、八代地区土木災害協力会との災害協定の基、旧八代市区間を9つにエリア分けして、応急対応を実施中。

2. 今後の対応の方針及び流れ（スケジュール等）

補助要件を満たした災害査定対象案件・・・339件

○9～12月災害査定予定

○災害査定後、随時工事発注予定

3. 懸案事項等

○新八千把橋（古閑下町、水無川に架かる橋梁）については、橋梁下部工損傷により、全面通行止めをおこなっている。

災害査定後、橋梁及び取付道路を復旧する必要がある、長期間に及ぶ可能性あり。

○家屋や塀の倒壊による通行規制箇所が多く存在しているため、所有者での撤去や、公費解体での撤去等によるいち早い作業が望まれる。

【下水道建設課分】

1. 主な被害内容（業務内容）

- ・マンホールや管渠の異状等約22kmの被災が判明。下水道の利用には支障なし。

2. 今後の対応の方針及び流れ（スケジュール等）

補助要件を満たした災害査定対象案件・・・105件

○9月以降から査定資料作成、10月～12月災害査定予定

○災害査定後、随時工事発注予定

3. 懸案事項等

○8月21日に発生 of 県道八代港大手町線 ゆめタウン前の雨水管の破損に起因する道路陥没は、8月31日までに応急復旧を完了し、同日19時から交通規制解除。

2 今後の取組み

【住宅課分】

1. 主な被害内容（業務内容）

○市営住宅被害状況（8月26日現在）

- ・流藻川団地・・・3階建 5号棟・8号棟 **井戸水の断水（仮復旧済）** 準平 便槽破損10か所
- ・麦島団地・・・1号棟、4号棟、5号棟、7号棟 **井戸水の断水（仮復旧済）**
- ・郷開団地・・・**埋設ガス管破損（全棟）（仮復旧済）**
A棟・B棟傾き（建物の壁を下げ振り・床を水平器により測定、壁は最大1/63（1.6/100、約0.91度）の傾きあり）
- ・日奈久団地・・・建物傾斜（1・4号棟）
- ・麦島団地・・・液状化に伴う敷地破損
- ・湊之本団地・下岳上団地・屋根瓦破損

2. 今後の対応の方針及び流れ（スケジュール等）

○住まいに関する相談窓口

- ・8月17日～ 開始（本庁1階会議室C、住宅課）
- ・8月24日の週～ 避難所等巡回相談開始

○みなし仮設住宅

- ・申請受付（本庁1階会議室C、住宅課）

○建設型応急住宅

- ・申込み受付期間・・・8月28日～9月11日 本庁1階会議室B、住宅課で受付（紙・Web）
- ・入居者選定（県選定基準による）・・・9月11日～
- ・入居・管理開始・・・10月中旬～

○自宅敷地内への建設型応急住宅の相談受付開始 **9月1日～（本庁1階会議室B、住宅課で受付（紙・Web））**

○市営住宅（緊急入居対応）

- ・空き部屋修繕（緊急入居用）29戸予定（植柳上町第一団地 他9団地）

3. 懸案事項等

- 市営住宅・・・麦島団地、流藻川団地の井戸水が安定して供給できない状況
- みなし仮設住宅・・・市内の賃貸住宅の提供可能戸数の減少
- 建設型応急住宅・・・整備戸数の上限が現在未定（市営団地やマンションの被害が多数あるため）
整備可能な公有地について追加調査必要（公園用地を含め複数箇所調査）
入居開始後の見守り支援体制等

第38回 災害対策本部会議資料

令和8年熊本地震公共施設被災報告【建設部・各支所産業建設課】

R8.9.3 9:00

前回 R8.9.1 9:00

部署別集計

担当課	件数		被災額(千円)		発注済		完了	
	前回	今回	前回	今回	前回	今回	前回	今回
土木課	2053	2066	4,936,350	4,954,770	31	32	147	155
都市整備課	43	43	271,600	271,600	8	12	2	1
下水道建設課	315	315	554,100	554,100	0	0	4	4
建設政策課	0	0	0	0	0	0	0	0
千丁支所	65	68	299,800	301,600	1	1	0	0
鏡支所	430	439	582,560	587,360	82	82	1	1
坂本支所	13	13	7,200	7,200	0	0	0	0
東陽支所	12	12	30,400	30,400	0	0	0	0
泉支所	61	61	159,300	159,300	0	0	0	0
住宅課	1	1	0	0	0	0	0	0
水道局	1	1	0	0	0	0	0	0
国・県・不明	159	159	12,061	12,061				
合計	3153	3,178	6,853,371	6,878,391	122	127	154	161

施設別集計

施設	件数		被災額(千円)	
	前回	今回	前回	今回
河川	72	73	104,691	105,291
海岸	7	7	0	0
道路	2308	2329	4,932,928	4,953,248
橋りょう	61	61	490,200	490,200
港湾	6	6	112,000	112,000
都市下水路	181	184	235,853	239,953
下水道・集落排水	364	364	606,550	606,550
公園等	38	38	316,500	316,500
民地堆積土砂	0	0	0	0
公営住宅	0	0	0	0
行政施設その他	30	30	10,899	10,899
水道(水道局)	1	1	0	0
公営企業施設	40	40	41,950	41,950
不明	45	45	1,800	1,800
合計	3153	3,178	6,853,371	6,878,391

被災状況別集計

被災状況	件数		被災額(千円)	
	前回	今回	前回	今回
崩土・倒木	23	23	3,860	3,860
土砂堆積	7	7	4,400	4,400
亀裂	1150	1153	3,197,167	3,208,367
路肩崩壊	85	85	237,850	237,850
構造物破損	922	934	2,233,586	2,242,446
護岸崩壊	66	66	113,149	113,149
浮上・沈下	729	740	661,874	667,334
浸水	4	4	20,100	20,100
側溝等閉塞	8	8	8,300	8,300
建築物破損	37	37	38,450	38,450
電気設備故障	6	6	1,600	1,600
水道関係	0	0	0	0
その他	116	115	333,035	332,535
合計	3153	3,178	6,853,371	6,878,391

※被災状況は複数ある場合主な状況のみ

交通規制

規制状況	件数	
	前回	今回
全面通行止め	102	102

建設型応急仮設住宅_入居相談・申請状況

R8.9.2

日付	相談	申請計		備考
		窓口申請	Web申請	
8月28日	58	4	25	29相談窓口：本庁1階会議室B、鏡支所 2 階
8月29日	15	3	11	14相談窓口：本庁1階会議室B
8月30日	8	0	8	8相談窓口：本庁1階会議室B、鏡支所 2 階
8月31日	26	4	4	8相談窓口：本庁1階会議室B
9月1日	19	6	5	11相談窓口：本庁1階会議室B
9月2日	22	4	2	6相談窓口：本庁1階会議室B
9月3日				0
9月4日				0
9月5日				0
9月6日				0
9月7日				0
9月8日				0
9月9日				0
9月10日				0
9月11日				0
合計	148	21	55	76

申請状況 R8.9.2

	毘舎丸	鏡町	植柳上	海士江	鏡ヶ池	合計
整備戸数	18	17	34	35	34	138
希望数	14	20	4	18	16	72
残数	4	-3	30	17	18	66
8月28日	8	8	2	5	5	28
8月29日	1	1	1	7	2	12
8月30日	1	4	0	1	2	8
8月31日	1	2	1	3	0	7
9月1日	0	5	0	1	5	11
9月2日	3	0	0	1	2	6
9月3日						0
9月4日						0
9月5日						0
9月6日						0
9月7日						0
9月8日						0
9月9日						0
9月10日						0
9月11日						0

※以下の世帯については優先して選定することとします。
※入居は先着順ではありません。

優先順位	世帯の内容
1) 最も優先度が高い世帯	・ 75 歳以上の高齢者だけで構成される 2 人以上の世帯 ・ 身体障害者手帳 1 級又は 2 級の方がいる世帯 ・ 療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 1 級の方がいる世帯 ・ 高齢者・障害者（児）がいて家族介護が必要と市町村が認める世帯
2) 1) の次に優先度が高い世帯	・ 3 歳以下の乳幼児又は妊婦のいる世帯
3) 1), 2) の次に優先度が高い世帯	・ 中学生以下の子供が 3 人以上いる世帯
4) 1), 2), 3) の次に優先度が高い世帯	・ 75 歳以上の高齢者がいる世帯

敷地内建設型応急仮設住宅_ニーズ調査状況

R8.9.2

日付	申請計		備考
	窓口申請	Web申請	
9月1日	2	2	4 相談窓口：本庁1階会議室B、住宅課
9月2日	5	9	14 相談窓口：本庁1階会議室B、住宅課
9月3日			0
9月4日			0
9月5日			0
9月6日			0
9月7日			0
9月8日			0
9月9日			0
9月10日			0
9月11日			0
9月12日			0
9月13日			0
9月14日			0
9月15日			0
合計	7	11	18

避難場所	件数
その他	2
知人・親せき宅	6
被災した自宅	3
被災した敷地内（倉庫・車中泊等）	5
避難所	2
計	18

自宅敷地内に居住する必要性	件数
作物	10
その他の事情	8
計	18

校区別	件数
宮地	1
鏡	10
松高	1
千丁	2
太田郷	3
八千把	1
計	18

【7月28日 震度6強発生】被害状況報告

【給水対策部】

令和8年9月3日（木）14：00時点

○断水解消の状況

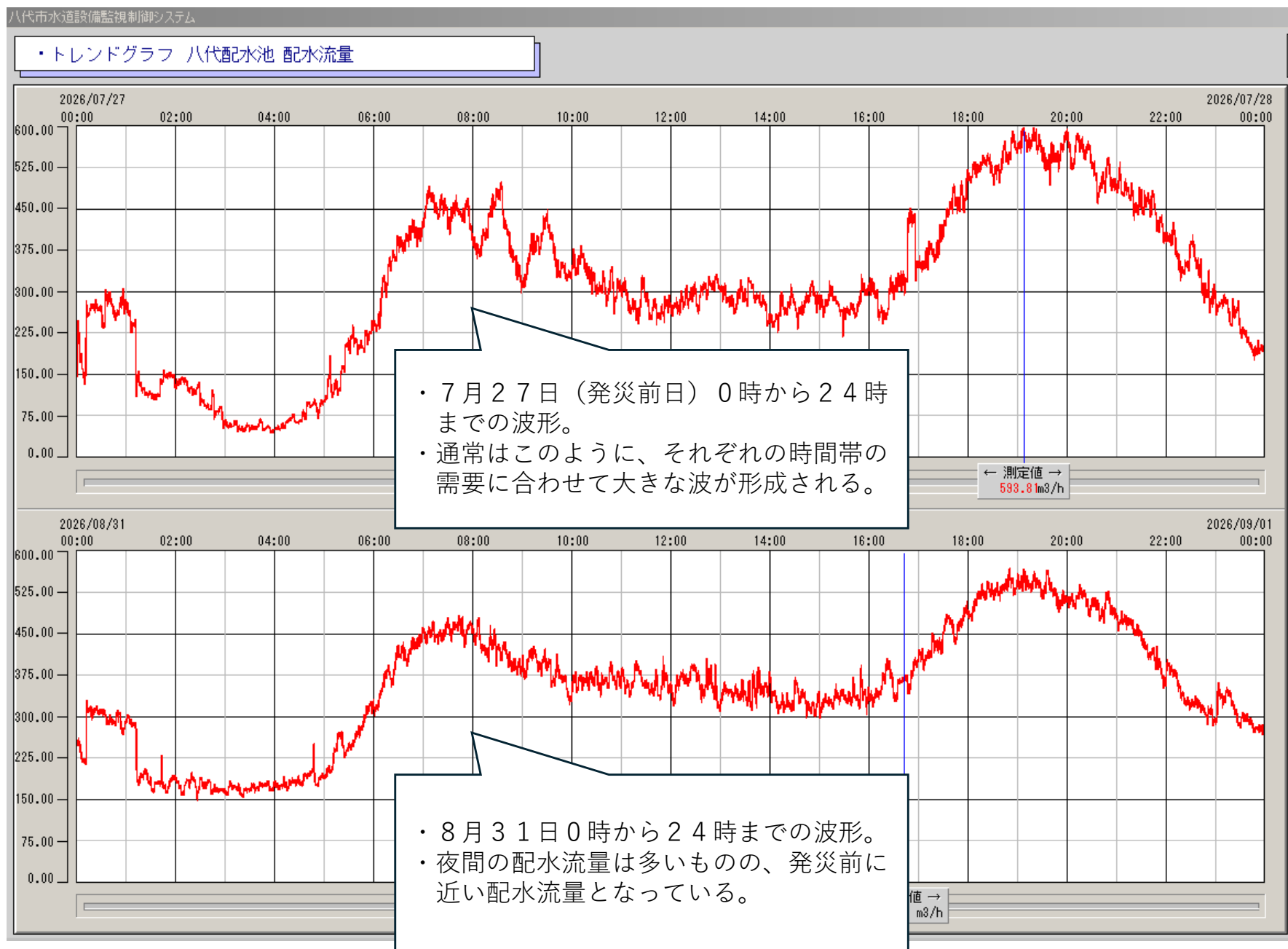
区 分	発災後断水状態となった人口（戸数）	断水解消済みの人口（戸数）
八代市上水道 ① （旧八代市）	4 0,4 1 3 人（1 7,8 6 7 戸）	4 0,4 1 3 人（1 7,8 6 7 戸）
うち八代水系	3 8,5 2 3 人（1 6,7 9 9 戸）	3 8,5 2 3 人（1 6,7 9 9 戸）
うち日奈久水系	1,8 9 0 人（ 1,0 6 8 戸）	1,8 9 0 人（ 1,0 6 8 戸）
生活環境事務組合上水道 ② （千丁町、鏡町、東陽町、泉町）	1 6,2 4 8 人（ 7,2 6 9 戸）	1 6,2 4 8 人（ 7,2 6 9 戸）
上水道 ①+②	5 6,6 6 1 人（2 5,1 3 6 戸）	5 6,6 6 1 人（2 5,1 3 6 戸）

（注）表中の人口（戸数）は令和7年度末の給水人口（戸数）を記載。

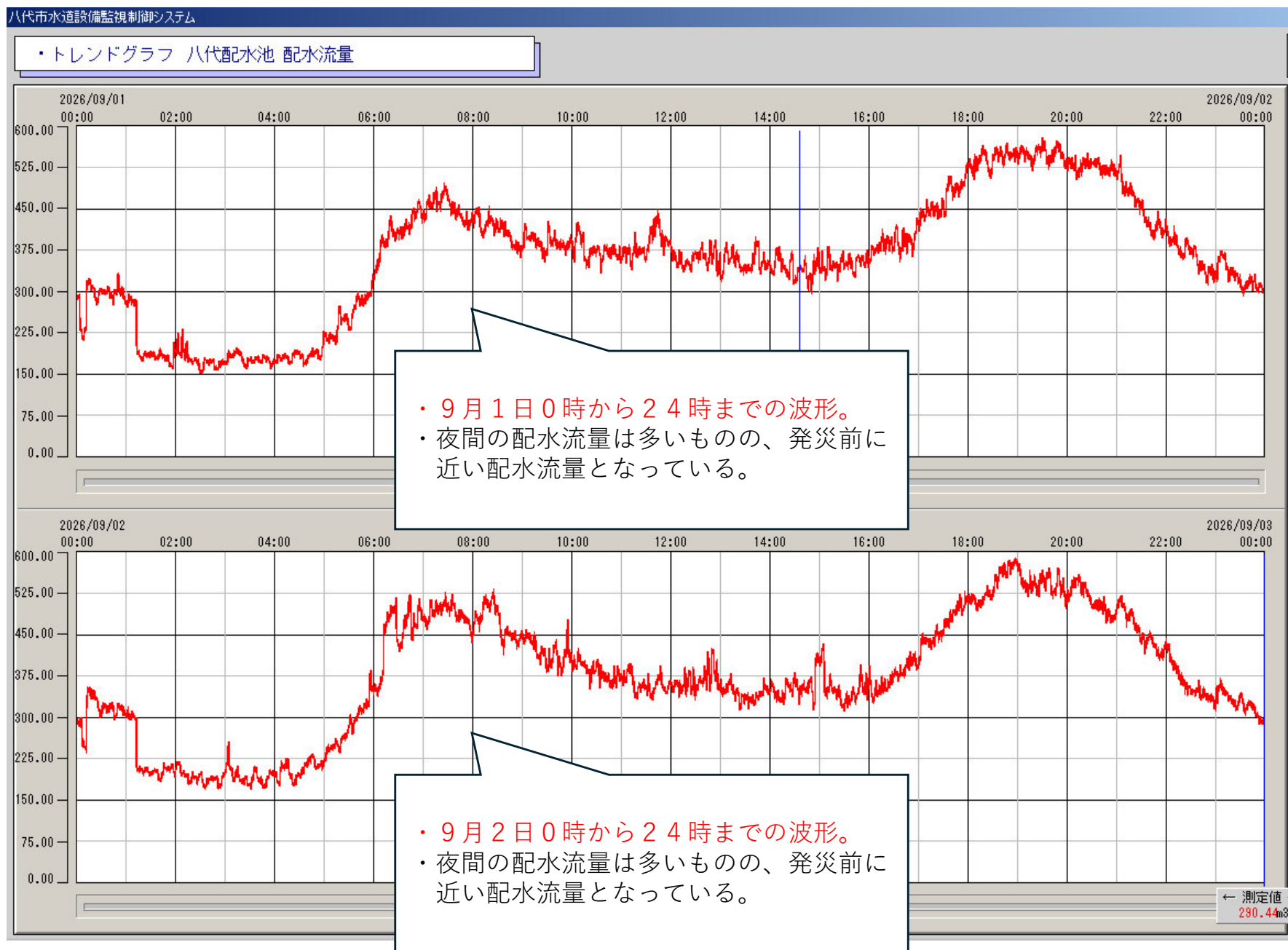
○今後の対応

- ・ 八代水系において、発災前に比べて八代配水池からの夜間配水流量が多いことから、漏水箇所がなお存在するものと思われる。
- ・ 発見済みの漏水箇所の修繕を行うとともに、巡回等により漏水疑い箇所を洗い出し、発見した漏水箇所について逐次修繕を実施する。

○八代配水池からの配水流量の状況①



○八代配水池からの配水流量の状況②



○校区ごとの修繕の状況（完了件数）

月 日	宮地	太田郷	龍峯	八千把	代陽	八代	松高	郡築	昭和	日奈久	計
7月31日										2	2
8月1日										1	1
8月2日	1										1
8月3日											0
8月4日	3					1	2	2	1		9
8月5日	3			1		2	2	1	1	4	14
8月6日		2				2	1		1	3	9
8月7日		2		3	1	1				2	9
8月8日		2			2	3				2	9
8月9日	3	2	1								6
8月10日		1	1	1	1	1		3	2		10
8月11日		2	2			1		1	9		15
8月12日		1	4	1			3	1	3		13
8月13日	1		3	1	1		1		1		8
8月14日			2		1	1	2	2	1		9
8月15日		3	1						2		6
8月16日		2	2			1					5
8月17日		1	4					2	2		9
8月18日	2	1	3	1	1		1	1			10
8月19日	1	2	9			1			1	1	15
8月20日		3	5			1				1	10
8月21日		1	2		2	3	1			1	10
8月22日	2	3	2	2	2	1				1	13
8月23日			2		3	1					6
8月24日		1	3			1					5

（次頁に続く）

(前頁から続き)

月 日	宮地	太田郷	龍峯	八千把	代陽	八代	松高	郡築	昭和	日奈久	計
8月25日		1	1			1					3
8月26日		1	1			1					3
8月27日					4		1				5
8月28日		2	6		1		2				11
8月29日			7		1						8
8月30日		2			1		1				4
8月31日											0
9月1日											0
9月2日											0
計	16	35	61	10	21	23	17	13	24	18	238

○給水方法の変更【9月1日から】

上水道の断水解消に伴い、給水区域内においては仮設タンクを用いた給水を縮小し、応急給水栓を用いた給水へ移行。

○給水場所の追加【9月1日から】

給水区域外においては、大型給水車を配置した3か所を中間補水場所とし、より多くの給水場所で仮設タンクによる給水を実施。



↑応急給水栓



↑仮設タンク

○給水車による給水の実施状況

9月1日：21台で124.6 t の給水（うち23.4 t を第三中学校へ給水）実施

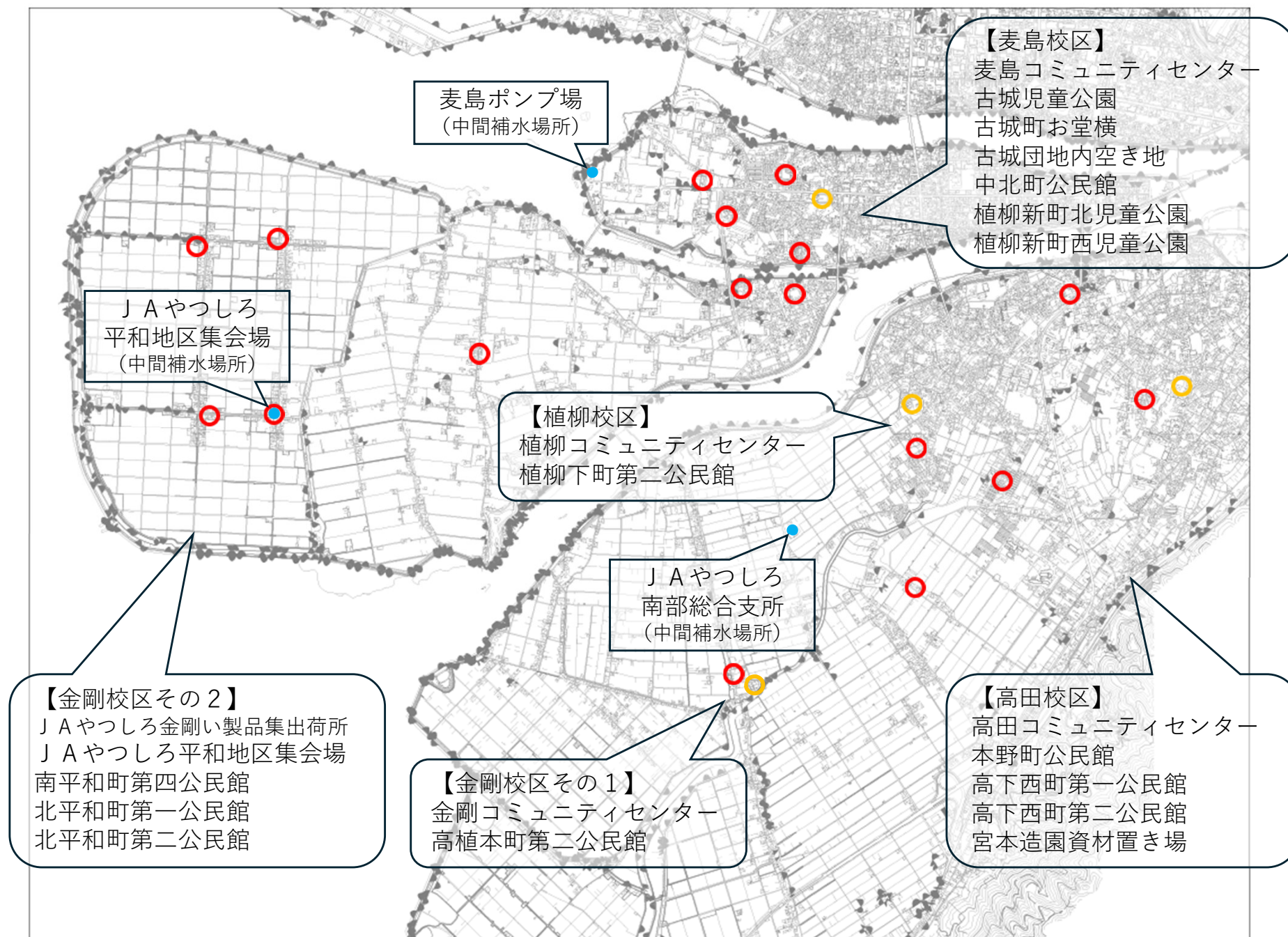
9月2日：20台で114.5 t の給水（うち14.1 t を第三中学校へ給水）実施

○前川以南（日奈久校区を除く）の給水場所ごとの給水の実施状況

(単位：t)

月 日	植柳校区		麦島校区							高田校区					金剛校区							二見校区	
	植柳コミュニティセンター	植柳下町第二公民館	麦島コミュニティセンター	古城児童公園	古城町お堂横	古城団地内空き地	中北町公民館	植柳新町北児童公園	植柳新町西児童公園	高田コミュニティセンター	本野町公民館	高下西町第一公民館	高下西町第二公民館	宮本造園資材置き場	金剛コミュニティセンター	高植本町第二公民館	J Aやつしろ金剛い製品集出荷所	J Aやつしろ平和地区集会場	南平和町第四公民館	北平和町第一公民館	北平和町第二公民館	二見コミュニティセンター	二見野田崎町内野四つ角
9月1日	1.0	2.0	5.2	0.5	0.5	0.6	1.0	1.6	1.3	1.0	1.0	1.0	1.1	0.5	3.7	2.0	0.5	0.7	0.4	0.3	0.5	0.4	0.5
9月2日	1.0	2.0	5.1	1.7	0.3	0.0	0.4	1.6	1.6	1.0	1.0	1.0	1.0	0.2	5.4	3.5	0.5	1.0	0.5	0.6	0.3	1.0	0.5
9月3日																							
9月4日																							
9月5日																							
9月6日																							
9月7日																							
9月8日																							
9月9日																							
9月10日																							
9月11日																							
9月12日																							
9月13日																							
9月14日																							
9月15日																							
9月16日																							
9月17日																							
9月18日																							
9月19日																							
9月20日																							

○前川以南（日奈久校区を除く）の給水場所①



○前川以南（日奈久校区を除く）の給水場所②



【7月28日 震度6強発生】被害状況報告

令和8年9月3日（木）16：00時点

【教育対策部】

1 被害状況

【人的被害】

小学生(3人) 公園の休憩所屋根の下敷きで救急搬送(1人) 背中火傷(1人) 足の裏を5か所切るけが(1人)
 中学生(5人) ガラスを踏み右足首3針縫うけが(1人) 弓道練習中(目のけが1人、足痛め1人、腰強打1人) 足を18針縫うけが(1人)
 教職員(1人) 校内で転倒し足痛め(剥離骨折)
 施設利用者(4人) 市公民館ホールステージ上にて高校生が転倒しすり傷(4人)

【施設被害】

小学校(24校)	被災あり 24校	龍峯小(半壊以上) 代陽小営繕員作業場半壊(隣接地へ影響あり) ※8/21解体完了
中学校(15校)	被災あり 15校	壁面、モルタル亀裂、教室床のたわみ、校舎と渡り廊下のエキスパン損傷、校庭一部液状化など多数
支援学校(1校)	被災あり 1校	玄関前ピロティ、ベランダ等外部にクラック
幼稚園(2園)	被災あり 2園	にじいろ幼稚園(遊戯室の天井が数か所落下、使用不可。ピアノ転倒、各保育室の床傾斜) あおぞら幼稚園(埋設管損傷)
給食センター(6センター)	被災あり 6センター	中部セ(配管外れ・破損、タンク水漏) 東陽セ(壁に亀裂)
公民館(1館)	被災あり 1館	ホール(照明、ステージ吊りもの破損)
赤星公園(1館)	被災あり 1館	水竹居(半壊、灯籠倒壊)
図書館(3館)	被災あり 3館	移動図書館車両破損、書棚の破損、外壁クラック
西宮集会所(1館)	被災あり 1館	1階外壁クラック10か所
博物館(1館)	被災あり 1館	展示ケース破損多数、断水、駐車場マンホール沈下、液状化の痕跡

【被害額】

概算**860,890千円** 学校園施設：**617,257千円**(41校園) 社会教育施設：134,589千円(図書館3館)、95,000千円(博物館) 給食施設：14,044千円(5センター、2単独調理校)
 ※他施設確認中

2 対応状況

- 社会教育施設は、施設内復旧まで当面休館
・9/1図書館せんちょう分館、図書館かがみ分館再開予定（開架のみ）
・10月からの博物館再開館特別展は中止
※復旧については別添資料による
- 文部科学省「文教施設応急危険度判定士」 8/5被害が大きい25施設を6班体制で調査実施。8/6被害が小さい17施設を3班体制で調査実施。
8/13構造判定で危険1校（龍峯小）。落下物判定で危険9校、千丁給食センター →緊急復旧工事で対応。
- 文部科学省「学校支援チーム」支援活動 被災した児童生徒のケアや教職員への助言ほか学校再開に伴う様々な活動
熊本県：8/10～情報連絡員
岡山県：8/4先遣隊3名 8/10第1陣5名（龍峯小・鏡小） 8/17第2陣5名（龍峯小） 8/24第3陣5名（第三中・他） 8/31第4陣6名（鏡小）
大阪府：8/17先遣第1陣3名 8/31第2陣3名（太田郷小）
北九州：8/31第1陣3名（鏡小・他）
岩手県：9/7活動予定
- 2学期の授業開始（8/28金）に向けた対応 龍峯小の再開場所・通学手段・空調等 →8/1保護者説明会実施済（被害状況等） 8/10保護者説明会実施済（宮地小にて再開等）
全校・園の水やトイレ等 →給水支援（3校）、仮設トイレ設置（3校）
給食施設の給食提供等 →応急給食（パンまたは御飯、牛乳、常温保存喫食が可能なおかず）31校園
- 各施設の給水状況（9月3日現在）
【学校・園】
上水道利用可能施設：31施設中31施設 →緊急復旧工事完了
井戸水利用可能施設：11施設中8施設（残りの3施設は、井戸給水設備故障） →給水支援中
【給食センター】
上水道利用可能施設：4施設中4施設 →配管・設備等故障個所対応中
井戸水利用可能施設：2施設中1施設（残りの1施設は井戸水濁り） →井戸給水設備新設工事中（南部給食センター）
- 学用品支援について：被災により学用品を喪失・損傷した児童生徒に対して学用品を支給し、就学の便を図る。23校70人申請あり（8/28現在） →随時支給中
- 学校施設遊具等の安全確認：全校・園の点検状況を確認済
8/19現在 小学校1施設で鉄棒バーゆるみ 中学校1施設でテニスコート地面ひび割れ →使用停止中
- 学校体育施設（体育館・運動場等）の貸出状況 一般貸出：当面停止（避難所開設および2学期の教育環境・部活動等の確保を最優先とするため）
再開予定：9/14～ 八代っ子クラブ / 10/1～ 一般利用（夜間等）
※避難所の開設状況等により、再開日程は変更となる場合あり。

【表の見方】 ○：確保・確認済（使用可能） △：対応・調整中 確認中：確認中 －：該当なし ※掲載内容は9/3現在の状況です。今後の対応により更新していきます。

1 各学校の対応状況

No.	学校名	学校施設（安全確認・使用状況）				水の確保			給食			備考
		校舎	体育館	校庭等	対応状況	飲用	トイレ等	対応状況	提供	給食施設	対応状況	
1	代陽小	○	○	○		○	○	高架水槽の改修済	△	中部給食セ	配管設備等故障個所対応中のため、応急給食	
2	太田郷小	○	○	○		○	○	高架水槽の改修、配管部品の改修済み	△	中部給食セ	配管設備等故障個所対応中のため、応急給食	
3	植柳小	○	○	○		○	○	井戸設備の改修、高架水槽の改修、ペットボトル水搬入 8/29教室棟の井戸出水障害解消、水質試験（飲用可）	△	麦島給食セ	配管設備等故障個所対応中のため、応急給食	
4	松高小	○	○	○		○	○		△	西部給食セ	水タンク（破損）対応中のため、応急給食	
5	金剛小	○	○	○		○	○		△	南部給食セ	井戸給水設備工事対応中のため、応急給食	
6	金剛小弥次分校	○	○	○		△	△	井戸設備の改修 仮設トイレ設置・給水車対応、ペットボトル水搬入	△	南部給食セ	井戸給水設備工事対応中のため、応急給食	
7	高田小	○	○	○		○	○		△	南部給食セ	井戸給水設備工事対応中のため、応急給食	
8	八千把小	○	○	○		○	○	高架水槽の改修済	△	西部給食セ	水タンク（破損）対応中のため、応急給食	
9	郡築小	○	○	○		○	○		△	西部給食セ	水タンク（破損）対応中のため、応急給食	
10	八代小	○	○	○		○	○		△	西部給食セ	水タンク（破損）対応中のため、応急給食	
11	宮地小	○	○	○		○	○		△	中部給食セ	配管設備等故障個所対応中のため、応急給食	
12	日奈久小	○	○	○		○	○		△	南部給食セ	井戸給水設備工事対応中のため、応急給食	

No.	学校名	学校施設（安全確認・使用状況）				水の確保			給食			備考
		校舎	体育館	校庭等	対応状況	飲用	トイレ等	対応状況	提供	給食施設	対応状況	
13	昭和小	○	○	○		○	○		△	西部給食セ	水タンク(破損)対応中のため、応急給食	
14	二見小	○	○	○		○	○	水質検査済(飲料可)	△	南部給食セ	井戸給水設備工事対応中のため、応急給食	
15	龍峯小	－	－	－	応急危険度判定により、危険となったため立入禁止措置	－	－	－	△	中部給食セ	配管設備等故障箇所対応中のため、応急給食	宮地小学校にて2学期再開
16	麦島小	○	○	○		○	○	水質検査済(飲料可)	△	麦島給食セ	配管設備等故障箇所対応中のため、応急給食	
17	八竜小	○	○	○		○	○		○	坂本中給食室	被害なし。通常給食	
18	千丁小	○	○	○		○	○		△	千丁給食セ	配管設備等故障箇所対応中のため、応急給食	
19	鏡小	△	△	○	校舎地盤沈下に伴い1階のみ使用制限 体育館：内壁ボード落下に伴う使用制限	○	○		△	鏡小給食室	配管設備等故障箇所対応中のため、応急給食	
20	有佐小	○	○	○		○	○		○	有佐小給食室	配管設備等故障箇所対応済み、9/1通常給食	
21	文政小	○	○	○		○	○		△	文政小給食室	配管設備等故障箇所対応中のため、応急給食	
22	東陽小	○	○	○		○	○		△	東陽給食セ	配管設備等故障箇所対応中のため、応急給食	
23	泉小	△	○	○	4階塔屋：梁部分の破損に伴う使用制限	○	○		△	東陽給食セ	配管設備等故障箇所対応中のため、応急給食	
24	泉第八小	○	○	○	校舎及び外部ひび割れ、隙間発生等	○	○		○	泉第八小給食室	被害なし。通常給食	
1	第一中	○	△	○	弓道場：建物傾きに伴う使用制限 部室棟：屋根瓦落下改修済	○	○	水槽清掃、水質検査済(飲料可)	△	中部給食セ	配管設備等故障箇所対応中のため、応急給食	
2	第二中	△	○	○	屋外階段：建物傾きに伴う使用制限	○	○		△	中部給食セ	配管設備等故障箇所対応中のため、応急給食	
3	第三中	○	○	△	グラウンド：液状化・地割れ対応中	△	△	漏水、ポンプ不具合対応中 仮設トイレ設置・給水車対応手配、ペットボトル水搬入	△	麦島給食セ	配管設備等故障箇所対応中のため、応急給食	

No.	学校名	学校施設（安全確認・使用状況）				水の確保			給食			備考
		校舎	体育館	校庭等	対応状況	飲用	トイレ等	対応状況	提供	給食施設	対応状況	
4	第四中	○	○	○		○	○		△	西部給食セ	水タンク(破損)対応中のため、応急給食	
5	第五中	○	○	○		○	○		△	南部給食セ	井戸給水設備工事対応中のため、応急給食	
6	第六中	○	○	○		△	△	井戸および漏水の調査中 仮設トイレ設置・給水車対応手配、ペットボトル水搬入	△	南部給食セ	井戸給水設備工事対応中のため、応急給食	
7	第七中	○	○	○		○	○		△	西部給食セ	水タンク(破損)対応中のため、応急給食	
8	第八中	○	○	○		○	○		△	中部給食セ	配管設備等故障個所対応中のため、応急給食	
9	日奈久中	○	○	○		○	○		△	南部給食セ	井戸給水設備工事対応中のため、応急給食	
10	二見中	○	○	○		○	○		△	南部給食セ	井戸給水設備工事対応中のため、応急給食	
11	坂本中	○	○	○		○	○		○	坂本中給食室	被害なし。通常給食	
12	千丁中	○	○	○		○	○	給水管改修済	△	千丁給食セ	配管設備等故障個所対応中のため、応急給食	
13	鏡中	○	△	○	体育館:内壁ボード落下に伴う使用制限	○	○		△	鏡中給食室	配管設備等故障個所対応中のため、応急給食	
14	東陽中	○	○	○		○	○		△	東陽給食セ	配管設備等故障個所対応中のため、応急給食	
15	泉中(泉小で記載)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	泉小で記載
1	支援学校	○	○	○	擁壁:コンクリート擁壁一部破損復旧中	○	○		△	麦島給食セ	配管設備等故障個所対応中のため、応急給食	
1	にじいろ幼	○	△	○	遊戯室:天井ボード落下に伴う使用制限 倉庫:屋根の傾きに伴う使用制限	○	○		△	中部給食セ	配管設備等故障個所対応中のため、応急給食	
2	あおぞら幼	○	○	○		○	○		△	西部給食セ	水タンク(破損)対応中のため、応急給食	

2 各学校の水(飲料水・生活用水)の対応状況

< 飲料水 >

⇒ 対応策： ペットボトル水の配付による応急給水を実施

- ・ 8/24 ペットボトル水搬入済[植柳小、弥次分校、三中、六中]
- ・ 9/1 水質検査飲用可[植柳小]

< トイレ等の生活用水 >

⇒ 対応策： 仮設トイレの設置や給水車での貯水槽給水を実施

- ・ 8/25 仮設トイレの設置済[弥次分校、三中、六中]
- ・ 8/26 貯水槽給水を実施[弥次分校・三中・六中]
- ・ 8/26 ウェットティッシュ、消毒液を配布[弥次分校、三中、六中]

- ・ 8/26 植柳小にて敷地内井戸2か所のうち1か所で出水障害が発生
対応策として、教室棟のトイレを一時使用中止とし、管理棟トイレを使用
長期化する場合は、仮設トイレを設置予定
- ・ 8/29 植柳小の井戸水出水障害解消（教室棟トイレ使用可）

3 給食の対応状況

被災設備の応急修繕を進めるとともに、通水が確認された施設から順次、配管・調理設備・ボイラー等の安全衛生点検を実施中。安全性が確認され次第、食材等の発注を行い、通常給食の再開を目指します。なお、通常給食の再開までは応急給食にて対応します。

(1) 調理場の現状

No.	調理場	配送校	食数	水	現状（R8.9.3現在）	通常給食 開始見込
1	泉第八小給食室		5	○	被害なし	8月28日
2	坂本中給食室	2 八竜小、坂本中	61	○	被害なし	
3	東陽給食センター	4 東陽小、東陽中、泉小、泉中	174	○	配管・設備等 故障個所対応完了	8月31日
4	有佐小給食室		96	○	配管・設備等 故障個所対応完了	9月1日
5	文政小給食室		276	○	配管・設備等 故障個所対応完了	9月7日
6	鏡中給食室		425	○	配管・設備等 故障個所対応完了	9月8日
7	千丁給食センター	2 千丁小、千丁中	720	○	配管・設備等 故障個所対応中(9月4日完了予定)	9月9日
8	鏡小給食室		392	○	配管・設備等 故障個所対応中(9月上旬完了予定)	9月14日
9	麦島給食センター	4 植柳小、麦島小、三中、支援学校	1,059	○	配管・設備等 故障個所対応中(9月中旬完了予定)	9月24日
10	西部給食センター	8 松高小、八代小、八千把小、郡築小、昭和小学、四中、七中、あおぞら幼	2,525	タンク破損	タンク補修調整中(9月中旬完了予定)	
11	中部給食センター	8 太田郷小、宮地小、龍峯小、代陽小、一中、二中、八中、にじいろ幼	2,674	○	配管・設備等 故障個所対応中(9月中旬完了予定)	
12	南部給食センター	9 金剛小、弥次分校、高田小、日奈久小、二見小、五中、六中、日奈久中、二見中	1,134	井戸破損	井戸掘削中 9/24～ 弁当配送(民間委託)	10月5日 他給食センターより配送

(2) 応急給食

○主食（パンまたはご飯）、牛乳

○常温保存・喫食が可能な食品（カレー、ハンバーグ、親子丼 等）

社会教育施設の復旧状況一覧(災害対策本部用)

R8.9.3現在

【ステータスの凡例】

- :利用再開済(施設の利用を通常通り再開している。)
- △:一部利用可(一部の利用を制限している。)
- :復旧作業中(復旧工事・点検等を実施中)
- ×:未着手(現地確認・復旧作業に着手していない。)

【全体状況】対象施設数: 15施設

- ・利用再開済: 7施設(47%) / ・一部利用可: 2施設(13%)
- ・復旧作業中: 6施設(40%) / ・未着手: 0 施設(0%)

No.	施設名	ステータス	主な被害状況	復旧状況・対応内容	利用再開の見込み	備考
1	八代市公民館	△	・音響反射板の損傷 ・各種機材の横転 ・連絡通路沈下 ・外構天井ボード破損 ・建物周りの地面剝離等	・舞台・照明・音響設備の点検手配中 ・各種機材および備品の復旧対応中	貸館再開:未定	・和室:コミセン避難者受入中 ・会議室:被害家屋調査拠点受入予定
2	赤星公園	■	・水竹居の館の倒壊危険 ・工房クラック ・資料館内部散乱 ・六角堂屋根の欠損 ・石灯籠の倒壊	・屋外・建造物:撤去または修繕・再設置調整中 ・屋内・工房:資料館(片付け・点検中)	未定	
3	さかもと青少年センター	△	・玄関屋根瓦の落下 ・給食室食器の散乱 ・室内道具のずれ(分館)	・復旧済み	一般貸館再開:未定	・応援職員等の拠点として利用中
4	八竜山自然公園	○	・事務所内、天文台ロビーが散乱 ・8/8夜より九州電力管理電線の故障に伴う停電	・8/19停電解消 ・事務所内、天文台ロビーの整理を行い、施設進入道路の安全を確 認済	9/3再開	
5	二見自然の森	○	・被害なし		○	
6	西宮・上日置集会所	○	・室内の散乱 ・建物に複数のクラック	・8/18室内の整理完了	8/18再開済	・応急危険度判定調査により利用可能を確認済
7	深水社会教育センター	○	・被害なし		○	
8	鮎婦社会教育センター	○	・被害なし		○	
9	田上社会教育センター	○	・被害なし		○	
10	久多良木社会教育センター	○	・被害なし		○	
11	仁田尾社会教育センター	○	・被害なし		○	
12	八代市立図書館	■	・建物被害なし ・館内書籍等の散乱多数 ・自動ドアの損傷 ・排煙窓ガラス及び書棚・移動棚等の破損	・空調テスト完了 ・8/18返却ポスト再開済 ・一部貸出再開協議中	未定	
13	八代市立図書館 せんちょう分館	△	・建物被害なし ・館内書籍等の散乱多数 ・書棚・移動棚等の破損多数	・8/18返却ポスト再開済 9/1開架部分の貸出再開	9/1一部再開	開架:一般利用者が立ち入れる書架
14	八代市立図書館 かがみ分館	△	・建物被害なし ・館内書籍等の散乱多数 ・書棚・移動棚等の破損多数	・8/18返却ポスト再開済 9/1開架部分の貸出再開	9/1一部再開	開架:一般利用者が立ち入れる書架
15	八代市立博物館未来の森ミュージアム	■	・室内設備・内装の損傷(タイル・壁・床等)、緑の丘の亀裂 ・給水配管断裂による漏水(空調・消火設備へ影響) ・博物館資料・備品の破損(展示・収蔵資料の一部破損〔詳細調査中〕、 可動展示ケース多数破損、書棚等転倒・破損、4階収蔵庫棚の横ずれ)	・漏水箇所の止水完了 ・博物館資料の安全対策実施(詳細調査中) ・転倒棚・破損ケースの撤去および復旧工事着手 ・空調・消火設備用の給水配管の復旧工事着手	未定	・駐車場を警察車両・応援職員用として利用中 ・国県の「文化財レスキュー事業」に協力中

【7月28日 震度6強発生】被害状況報告

【支所対策部（坂本支所）】

令和8年9月3日(木)15:00時点

1 被害状況

(1) 道路の落石等（市道）

- ①早水・日光線：落石複数（通行可）
- ②中津道・鎌瀬線：一部陥没（通行可）
- ③木々子・板ノ平線：落石（通行可）
- ④上深水・九折線：落石（通行可）
- ⑤深水・走水線：落石（通行可）

※前回の報告から、新たな情報や変更など特になし

(2) 住家等の損壊

- ①瓦ずれ、脱落：18戸（百済来地区、西部地区、中津道地区）
- ②建物損壊：小屋屋根崩落1件（鮎俣地区）、小屋傾き1件（中津道地区）
- ③石垣崩落：3件（百済来地区）
- ④土地の亀裂：1件（中津道地区）

(3) 支所敷地の地盤沈下

正面玄関前及び診療所玄関前歩道の地盤沈下（最大4cm）により段差及び剥離が生じた。

(4) 温泉センター施設の損壊

棟瓦脱落：約5m（応急補修済み）

(5) 水道水の混濁

- | | | |
|---------------|------|------|
| ①西部地区簡易水道 | 76世帯 | 196人 |
| ②藤本地区簡易水道 | 22世帯 | 56人 |
| ③大門地区簡易水道 | 11世帯 | 27人 |
| ④生名子地区飲料水供給施設 | 3世帯 | 4人 |
| ⑤古田地区飲料水供給施設 | 11世帯 | 23人 |

(6) 百済来川護岸崩壊 約4m

(7) 公共施設の損壊

- ①災害公営住宅合志野団地の石垣崩落（別添資料）
- ②坂本中学校敷地ブロック積の亀裂（別添資料）

(8) 河川への落石等

- ①下深水川護岸 直径 約2m

2 今後の対応

- (1) 応急復旧：落石除去、埋め戻し
(概算見積額3,000千円) ※補正予定
- (2) 個人対応（当事者による復旧）
- (3) 修繕：地盤均し
(概算見積額2,000千円) ※補正予定
- (4) 施設管理者（市）による修繕
(概算見積額5,000千円) ※補正予定
- (5) ①備蓄飲料水（2Lペットボトル）210本送致
②備蓄飲料水（2Lペットボトル）108本配布
③備蓄飲料水（2Lペットボトル）30本配布
④備蓄飲料水（2Lペットボトル）12本配布
⑤備蓄飲料水（2Lペットボトル）36本配布
- (6) 修繕：河川管理者（県）または個人半額負担
(概算見積額2,000千円)
- (7) ①建設部へ情報共有
②教育部へ情報共有
- (8) 応急復旧：落石除去
(概算見積額600千円) ※補正予定

◎その他

(ア) 給水車による給水活動

- 7/30 午後 ①藤本みんなの家→②西部地区多目的集会施設→③古田地区
- 7/31 午前 ①藤本みんなの家→②西部地区多目的集会施設→③古田地区
- 8/2 午前 ①藤本みんなの家→②西部地区多目的集会施設→③古田地区

(イ) 生活困難者への対応

- 7/31 高齢者等の買い物困難者、移動困難者向けに、備蓄食料2,700食分を管内7ヶ所の避難所へ分配して配置（各地域振興会に周知と希望者への配布等を依頼）

(ウ) 温泉センターの営業再開

- ・さかもと温泉センタークレオンの屋根被害の応急補修が完了し、施設内の安全確認が終了
- ・8月3日(月)より営業再開（露天風呂、家族風呂およびレストラン除く）、営業時間は午前10時から午後8時
- ・8/8(土)よりレストランを再開（通常営業11:00～14:30）
- ・8/11(火)より被災者の入浴支援を開始（木曜休業日）
※お盆の期間、8/13(木)は営業、8/17(月)を振替休業日

(エ) 坂本診療所の診療再開

- ・8/4(火)から通常通り診療を再開

(オ) 備蓄食料の融通

- ・二見コミセンより避難所備蓄食料が残り僅かであり融通できないかと相談があり、坂本支所備蓄分から次の食料等を届ける。
(アルファ米500食、パン540食、飲料水2L×438本)

(カ) 派遣応援職員用物資の搬入

- ・簡易ベッド＋簡易テントのセット：200セット

第 38 回災害対策本部 千丁支所関係

千丁町：人口 7,207 名、3,066 世帯

9 月 3 日 1 4 時時点

千丁支所：支所建物内のトイレは使用可能

雑用水用の井戸は使用停止中（復旧時期未定）

トイレの設置数

支所・コミセンともに前日からの変更なし。

罹災証明書の申請業務

1 4 時時点の受付数（対応待ちを含む） 約 1 0 組

千丁コミセンの運営に関して、本日も他自治体からの応援職員（5 名）に入っていた。
だいた。

支所対策部 鏡支所 対応状況 報告資料(第 38 回)

1. 鏡支所庁舎の状況

発災時～:停電、断水 ※非常用電源により業務対応

・停電からの復旧:7/31・10 時頃

・仮設トイレ:7/31・12 時頃 2 基設置、午後 13 基設置

8/4・16 時半頃 2 基設置(ウォシュレット機能)

※8/11・バイオトイレカー1台(2基設置) 計 19 基設置(トイレカー4台)

・インスタントハウス(展示用)1棟設置 旧鏡保健センター南側

・災害ゴミ仮置場(支所西側駐車場):8/10 から開始

・8/11:上水道試験通水開始 ※現時点において支所内の水道の通水は問題なし

・8/14:断水解消に伴い通水したが、一部配管より漏水が確認され、水道・トイレで使用できない箇所あり。 ※その他、庁舎破損箇所についても再確認中

2. 避難所の状況

①鏡コミュニティセンター(開設時:電気無・水無・エアコン無) 停電解消

7/29・PM:仮設電源設置(ホールのエアコン使用可)・仮設トイレ(5 基)設置

※仮設トイレ 5 基→増設合計 11 基→15 基 8/2 シャワー設備設置(8/4 開始)

8/11 現在:トイレカー3 台(5 基) ※8/10:トイレカー2台(4基)設置

避難者	7/29 日:夜	8/29 日:夜	8/30 日:夜	8/31 日:夜	9/1 日:夜	9/2 日:夜
世帯	35	44	44	45	45	44
人数	51	77	77	66	67	65

・移動ランドリカー(洗濯機4台) ※鏡コミセン駐車場 8/22～実施

	8/22	8/28	8/29	8/30	8/31	9/1	9/2
計	15	12	11	12	14	15	17

※1日16組の利用を想定 8/27 洗濯機1台が故障にて修理中 →9/1 修理完了

・シャワー施設 ※鏡コミセン駐車場 8/30～実施

	8/30	8/31	9/1	9/2			
男性	6 (1)	3 (1)	11 (2)	7(0)			
女性	9 (1)	12 (0)	19 (2)	17(0)			
計	15	15	30	24			

◆移動式温泉施設「幻想の湯」 ※8/7:18 時～開始 【8/27 終了】

②鏡小学校(開設時:電気無・水有・エアコン無) 停電解消

7/29・PM:電気なし(発電機・ポタ電:ランタン・投光器)・水有・トイレ可

※7/31・AM:エアコンのある教室に移動 夜:仮設トイレ 5 基→増設合計 6 基

8/2・PM:シャワー設備(2カ所)・室内仮設トイレ設置、体育館エアコン設置

室内ラップポントイレ 3 基(不使用)

8/8・9時～避難スペースを教室等から体育館へ移行(8/7 夜・説明会開催)

8/9・トイレカー(1 基)設置済み 8/12・多機能のトイレカー(1台で 4 基)設置予定

避難者	7/29 日:夜	8/29 日:夜	8/30 日:夜	8/31 日:夜	9/1 日:夜	9/2 日:夜
世帯	39	34	32	32	32	31
人数	88	67	64	64	62	61

③鏡中学校(開設時:電気無・水無・エアコン無) 停電解消しエアコン使用可

7/28・PM:23 時、避難者おらず一旦使用保留 →8/3 以降 再開予定

※8/2・15 時:仮設トイレ 5 基→増設合計 7 基 8/3・13時 避難所再開

室内ラップポントイレ 2 基

	7/29 日:夜	8/29 日:夜	8/30 日:夜	8/31 日:夜	9/1 日:夜	9/2 日:夜
世帯	—	47	47	47	48	45
人数	—	69	69	69	71	67

●閉鎖避難所の状況

・文政小学校【8/31 閉鎖 ※鏡コミセンに集約】

避難者	7/29 日:夜	8/26 日:夜	8/27 日:夜	8/28 日:夜	8/29 日:夜	8/30 日:夜
世帯	10	5	5	5	4	4
人数	25	12	12	12	4	4

・有佐小学校【8/31 閉鎖 ※鏡中に集約】

避難者	7/29 日:夜	8/26 日:夜	8/27 日:夜	8/28 日:夜	8/29 日:夜	8/30 日:夜
世帯	4	7	4	2	2	1
人数	5	14	8	4	4	3

3. 管内の被害状況

施設種別 毎件数	7/30	8/25	8/26	8/27	8/28	8/29	8/30	8/31	9/1	9/3
道路	199	261	270	270	277	277	277	280	280	280
橋梁	18	17	17	17	17	17	17	17	17	17
河川	9	7	7	7	7	7	7	7	7	7
都市下水路	7	23	24	24	24	24	24	24	24	24
海岸	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
港湾	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
下水道・集落排水	33	55	55	55	55	55	55	55	55	55
公園	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2
民地堆積土砂	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公営住宅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
行政施設その他	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2
水道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他公営企業施設	1	40	40	40	40	40	40	40	40	40
合計	273	407	417	417	424	424	424	427	427	427

合計被害額	401,790 千円	→	579,860 千円
	7/30		9/3
			鏡産業建設課

◆応急対応 9/3 時点 48 件:市道(道路段差擦り付け、陥没埋戻など)※依頼中も含む

◆建物倒壊被害 9/3 時点 21 棟:市道へ倒れた影響で通行止めになっている箇所

※道路・水路・公園等の被害の状況については、継続し調査、集計等を実施

◆横江大橋北側 野崎江北樋門 ゲート一部不調 8/29 満潮時の水位上昇 ※対応完了

●罹災証明の受付状況 ※8/10～ 8/15(土)・16(日)は窓口開設

8/10:早朝より多くの住民の方が来られ午前中は混雑したが、午後からは混雑も大分解消。昼までに 100 名ほどの申請を受付

※10 日:約 160 件 11 日:鏡支所での受付業務は開設せず。 12 日:約 140 件

13 日:約 100 件 14 日:約 70 件 15 日:約 50 件 16 日:約 30 件

17 日:約 80 件 18 日:約 60 件 19 日:約 60 件 20 日:約 60 件

21 日:約 40 件 22 日(土)・23 日(日):鏡支所での受付業務なし。

24 日:50 件 25 日:27 件 26 日:42 件 27 日:35 件 28 日:28 件

29 日(土)・30 日(日):鏡支所での受付業務なし。 31 日:49 件 9/1 日:25 件

9/2 日:23 件 9/3 日:午前 14 件の申請受付

【7月28日 震度6強発生】被害状況報告

令和8年9月1日（火）16：00時点

【支所対策部】東陽支所

1 被害状況

【1】インフラの被害

断 水：上水道設置地区全域（河俣・小浦以外）解消8/5～

【2】道路等の被害

県 道：氷川八代線倒木（処理済）

市 道：路面沈下・亀裂、落石

8路線 一部の路線で通行不可（う回路有）

林 道：落石

2路線 一部の路線で通行不可（う回路有）

農道等：路面亀裂他 4路線 通行可

農業施設等：排水路破損、灌水配管破損他

【3】施設の被害

九電関係：県道への倒木による電線切断（応急処理済）

定住センター：瓦のずれ・落下、天井板落下（屋根仮復旧完了8/12）

市営住宅：瓦のずれ、落下 4件（仮復旧完了）

せせらぎ：エレベーター復旧、2階自動ドア不動、他（一部営業再開）

戦没者慰霊塔のひび割れ、傾斜

【4】家屋被害（個人対応）

屋根瓦のずれ、落下 概ね100件 ブロック塀倒壊 7件

【その他】

落石による車両破損1件（車庫内：個人対応）

東陽支所空調機故障：8/11

避難所：東陽スポセン 避難所集約により閉鎖：8/31

※前回の会議から新たな被害情報など特になし

2 対応状況

【1】避難所（東陽スポセン）に簡易トイレ5基設置 7/31 18:00

生活環境事務組合による応急給水：8/3～

避難所（東陽スポセン）前に仮設シャワー室の設置：8/5

【2】各部署において倒木、落石除去実施（一部残有）

【3】定住センター屋根および市営住宅屋根の応急復旧に着工8/4～

【その他】8月6日よりせせらぎ温泉の営業再開：被災者無料（10:00～17:00） 8/10～（10:00～20:00）

8月6日せせらぎ自家製パンの販売開始（9:00～17:00） 8月7日よりレストランの営業開始（11:00～15:00）

・今後も新たな被害状況・復旧状況の把握に努め継続して調査を行う。

1 被害状況

【1】人的被害・・・なし

【2】家屋被害・・・なし

【3】施設等被害

①観光施設（平家の里、緒方家、左座家など6カ所）

8/3(月)から営業再開

②道の駅秘境の郷いずみ

8/5(水)通水によりトイレのみ利用再開

8/6(木)物産館営業再開（AM9：00～PM5：00）

8/8(土)レストラン営業再開（AM11：00～PM5：00）

※前回の会議から新たな情報や変更点など特になし

【4】国道・県道被害・・・県土木維持管理課より情報提供なし

【5】市道・林道等被害

①市道・里道61カ所が落石や路肩崩壊、舗装亀裂等の報告

・作業完了・・・18カ所

・作業対応中・・・32カ所

・災害査定・・・11カ所

②林道15カ所が落石や倒木、崩土、路面沈下等の報告

・作業完了・・・4カ所

・作業対応中・・・8カ所

・業者選定中・・・3カ所

【6】避難所対応

7/31(金)泉地区の避難所開設4カ所中、3カ所（泉コミセン、泉第八小学校、板木・保口集会所）を閉鎖

8/ 1(土)残り1カ所（旧泉第一小学校）を閉鎖

【7】その他

下岳地区住民に対し、泉小中学校寮のシャワー・洗濯機を8/5(水)から開放（AM9：00～PM4：00） ← 8/27(木)終了

2 今後の対応

・今後も新たな被害状況把握・復旧状況の確認など継続して調査を行っていく